

平成 20 年度

柏市包括外部監査結果報告書

包括外部監査人

鈴木 信一

## 目 次

<b>I 監査の概要</b> .....	<b>1</b>
1. 監査の種類 .....	1
2. 特定の事件（監査のテーマ） .....	1
3. 監査対象年度 .....	1
4. 監査対象施設、部局及び団体.....	1
5. 包括外部監査人及び補助者.....	2
6. 特定の事件の選定理由.....	2
7. 監査の要点 .....	2
8. 監査手続 .....	3
9. 利害関係 .....	3
<b>II 監査の結果及び意見</b> .....	<b>4</b>
1. 市立図書館及び分館.....	4
2. 体育館 .....	21
3. 青少年センター.....	31
4. 近隣センター .....	41
5. アミューズパーク .....	74
6. 市民文化会館 .....	85
7. 勤労会館 .....	94
8. あけぼの山農業公園（含むあけぼの山公園 茶室） .....	107
9. 公設総合地方卸売市場.....	124
10. 市営駐車場 .....	137
11. 柏リフレッシュ公園（リフレッシュプラザ柏） .....	147

# I 監査の概要

## 1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく監査

## 2. 特定の事件（監査のテーマ）

市の有する主要な施設に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行について

## 3. 監査対象年度

平成 19 年度（ただし、必要に応じて他の年度についても監査対象とした。）

## 4. 監査対象施設、部局及び団体

監査対象部局		施設
市民生活部	市民活動推進課	近隣センター
市民生活部	市民活動推進課	アミューゼ柏
市民生活部	市民活動推進課	市民文化会館
経済産業部	商工課	勤労会館
経済産業部	農政課	あけぼの山農業公園
経済産業部	公設市場	公設総合地方卸売市場
都市緑政部	公園管理課	あけぼの山公園（茶室）
都市緑政部	公園管理課	柏リフレッシュ公園 （リフレッシュプラザ柏）
土木部	交通施設課	市営駐車場
教育委員会事務局生涯学習部	生涯学習課	青少年センター
教育委員会事務局生涯学習部	スポーツ課	体育館（中央、沼南）
教育委員会事務局生涯学習部	図書館	市立図書館及び分館
総務部	管財課	上記施設
財団法人 柏市都市振興公社		あけぼの山農業公園 あけぼの山公園（茶室） 市営駐車場

## 5. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人		
鈴木 信一		公認会計士
補助者		
小出 健治		公認会計士
植田 茂		公認会計士
村瀬 征雄		公認会計士
伊原 嘉伸		公認会計士
林 広隆		公認会計士
赤井 雄一		公認会計士
藤田 晃士		公認会計士

## 6. 特定の事件の選定理由

市は、市民の教育・福祉・健康等の増進を図るため、公園・図書館・近隣センター等さまざまな施設を設置・運営することによって、広く市民へのサービスを提供している。

しかし、これらの施設の建設費や管理運営費は多額であり、市の厳しい財政状況を踏まえると、施設の効率的な管理運営及び適切な維持管理は、財政運営にとって極めて重要であると考えられる。また、利用者である市民にとっても施設の管理運営は重大な関心事のひとつであると考えられる。

また、市は当該施設の管理運営を委託している出資団体に対して委託料等の支出をしており、その内容の見直しや検討することも必要と思われる。

そこで、市の有する主要な施設に係る財務に関する事務の執行が関係諸法令に準拠しているか、また、その管理運営が効率的かつ経済的になされているか、さらに、当該施設の管理運営を出資団体に委託している場合、これらの事務手続の合規性及び効率性について検討することが有用と判断し、本テーマを選定した。

## 7. 監査の要点

- (1) 市の財務事務の適正性  
市の支出内容（委託料等）は目的に沿ったものか。  
出資団体等に対する委託料の算定は適正か。  
契約手続や利用料金の収納等の財務事務は適切に行われているか。
- (2) 出資団体の出納事務の適正性  
出資団体から市への受託料の請求手続は適切か。  
出資団体の支出内容は、目的や事業内容に照らして適切か。  
出資団体の管理受託業務における出納業務は適正になされているか。
- (3) 施設管理運営の効率性  
固定資産の管理状況は適切か。  
所管部局は出資団体等の委託先について適切な指導監督を行っているか。  
事業計画は適切か、計画と実績に大きな相違はないか。

- (4) 行政コストの把握・分析  
出資団体の運営経費や人件費等を含めた施設全体の行政コストを把握する。  
市民1人当たり、あるいは利用者1人当たりの行政コストは妥当か。  
減価償却費や利息の負担が過大になっていないか。

## 8. 監査手続

- (1) 主要施設の管理運営の実情を把握するため、監査対象とした 11 施設について往査を実施した。
- (2) 関連する出資団体の実情を把握するため、監査対象とした 1 団体について往査を実施した。
- (3) 施設の財産管理、契約、出納等に係る財務に関する事務の執行について、担当者への質問、契約書及び関係書類との照合を行った。
- (4) 施設の管理委託について、担当者への質問、契約書及び関係書類との照合を行った。
- (5) 固定資産や現金等の現物の管理状況を確認するため、必要に応じて現物調査を実施した。
- (6) 施設全体の管理運営コストを把握するため、総務省「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」の考え方にに基づき、コスト試算を実施した。

## 9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## II 監査の結果及び意見

### 1. 市立図書館及び分館

#### (1) 施設の概要

- ① 所在地  
柏市柏 5-8-12
- ② 所管部署  
生涯学習部図書館
- ③ 供用開始年度  
昭和 51 年度
- ④ 建設目的  
図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する。
- ⑤ 施設の内容  
ア. 本館（敷地面積 2,234 m<sup>2</sup>）

階別	名称	面積 (m <sup>2</sup> )	収容人員 (席)
地 階	事 務 室	208.53	
	作 業 室	21.81	
	連 絡 車 庫	32.16	
	保 存 書 庫	97.60	
	郷 土 資 料 保 存 庫	12.30	
	倉 庫	28.60	
	マ イ ク ロ 複 写 室 暗 室	19.58	
	機 械 室 等	50.00	
1 階	児 童 貸 出 室	132.86	16
	一 般 貸 出 室	467.59	
2 階	参 考 資 料 室	146.88	20
	プ ラ ネ タ リ ウ ム 室	67.86	45
	読 書 室	108.90	39
	会 議 室 ( 1 )	36.63	15
	会 議 室 ( 2 )	48.90	25
	休 憩 コ ー ナ ー	10.80	
屋 上	屋 上	35.11	
そ の 他		478.89	
合 計		2,005.00	160

- ◎その他別棟保存庫 200 m<sup>2</sup>
- ◎蔵書能力 15 万冊

(市資料より作成)

(注) 1. プラネタリウム室は中央公民館が管理している。

イ. 分館

分館名	面積 (㎡)	蔵書収容能力 (冊)	開館年月日
豊四季台分館	198	30,000	S49.10.22
田中分館	172	30,000	S54.5.1
西原分館	105	25,000	S54.5.1
南部分館	191	30,000	S54.5.1
布施分館	196	30,000	S55.5.21
永楽台分館	132	30,000	S55.5.21
増尾分館	168	30,000	S57.1.12
光ヶ丘分館	187	30,000	S57.5.19
新富分館	165	30,000	S57.5.14
高田分館	137	30,000	S58.4.16
根戸分館	118	25,000	S58.4.12
新田原分館	110	25,000	S59.10.6
松葉分館	205	30,000	S62.10.3
藤心分館	147	30,000	S62.10.17
沼南分館	380	43,000	S53.4.1
高柳分館	127	20,000	H7.5.10
こども図書館	473	30,000	H20.8.8
合計	3,211	498,000	

(市資料より作成)

ウ. 開館時間

本館

午前9時30分～午後5時（火・土・日曜日、祝日・休日）

午前9時30分～午後7時（水曜日～金曜日、ただし祝日・休日は除く）

分館

午前10時～午後5時（火曜日～日曜日、祝日・休日）

沼南分館・高柳分館・こども図書館

午前9時30分～午後5時（火曜日～日曜日、祝日・休日）

エ. 休館日

月曜日

第1・3月曜日が、祝日・休日に当たる場合は、本館・豊四季台・沼南及びこども図書館を除く分館は休館

年末年始・蔵書点検期間

## (2) 施設の管理運営方法

所管部署による直営である。

運営体制

平成19年4月1日現在

正職員 (うち、司書資格あり)	29人 (19人)
臨時・アルバイト	74人

(市資料より作成)

職員配置

平成19年4月1日現在

	館長	専門監	統括-が-	副主幹	主査	主任	主事	計	
総括	1(0)	1(1)	1(0)	—	—	—	—	3(1)	
本館	管理担当	—	—	3(1)	—	—	—	3(1)	
	企画担当	—	—	3(2)	1(1)	—	—	4(3)	
	奉仕担当	—	—	7(4)	2(2)	1(1)	1(0)	11(7)	
	本館計	1(0)	1(1)	1(0)	13(7)	3(3)	1(1)	1(0)	21(12)
分館	豊四季台	—	—	1(1)	—	—	—	1(1)	
	南部	—	—	1(1)	—	—	—	1(1)	
	西原	—	—	—	1(1)	—	—	1(1)	
	増尾	—	—	—	1(1)	—	—	1(1)	
	光ヶ丘	—	—	—	—	1(1)	—	—	1(1)
	松葉	—	—	—	1(1)	—	1(0)	—	2(1)
	藤心	—	—	—	—	1(1)	—	—	1(1)
分館計	—	—	—	5(5)	2(2)	1(0)	—	8(7)	
合計	1(0)	1(1)	1(0)	18(12)	5(5)	2(1)	1(0)	29(19)	

(市資料より作成)

(注) 1. ( )内は有資格者(図書館司書)

## (3) 初期投資の状況

(単位：千円)

	取得価格	取得財源				台帳 記載額
		一般財源	国庫補助金	県補助金	市債	
用地費	35,000	不明				35,000
建設費	348,293	不明				348,293
合計	383,293	不明				383,293

(市資料より作成)

(4) 施設の利用状況及び収支状況

(単位:千円)

	平成 17 年度	18 年度	19 年度
利用実績			
総利用者数	569,424 人	565,824 人	604,102 人
総貸出冊数	2,193,558 冊	2,174,657 冊	2,285,459 冊
歳入 A	<b>742</b>	<b>708</b>	<b>633</b>
社会教育使用料	7	4	4
社会教育総務費補助金	340	351	295
雑入	395	352	334
歳出 B	<b>505,605</b>	<b>512,431</b>	<b>495,427</b>
施設の管理運営経費等	212,593	215,754	218,473
人件費	293,012	296,677	276,954
収支(A-B)	<b>△504,862</b>	<b>△511,723</b>	<b>△494,793</b>

(市資料より作成)

(最近 3 年間の利用状況等の推移)

	平成 17 年度		18 年度		19 年度	
	283	1 日 当たり	282	1 日 当たり	298	1 日 当たり
開館日数(注)1 (日)						
総利用者数(人)	569,424	2,012	565,824	2,006	604,102	2,027
総貸出冊数(冊)	2,193,558	7,751	2,174,657	7,712	2,285,459	7,669
調査相談(件)	2,588	9.1	887	3.1	1,385	4.6
複写枚数(枚)	39,650	140	35,235	125	33,425	112

(市資料より作成)

(注) 1. 本館開館日数

2. 平成 19 年度より祝日開館としたことから開館日数は増加している。

(最近 3 年間の主な指標の推移)

	平成 17 年度	18 年度	19 年度
人口(各年度翌 4/1 付)(人)	381,387	386,050	390,219
総貸出冊数(冊)	2,193,558	2,174,657	2,285,459
総利用者数(人)	569,424	565,824	604,102
市民 1 人当たりの貸出冊数(冊)	5.8	5.6	5.9
登録者数(人)	90,699	90,723	91,651
登録率(%)	23.8	23.5	23.4
貸出 1 回当たりの利用冊数(冊)	3.9	3.8	3.8
蔵書数(冊)	888,035	881,118	894,571
蔵書回転率(回)	2.4	2.4	2.6
市民 1 人当たりの蔵書冊数(冊)	2.4	2.3	2.3
市民 1 人当たりの資料購入費(円)	229	227	216

(市資料より作成)

## (5) 監査の結果

### ① 時間外・休日勤務申請について

市では、時間外・休日勤務について「柏市一般職員給与条例」第 16 条に基本的事項を定め、さらに詳細な内容を総務部人事課作成の「サービスの手引」にて規定している。

時間外・休日申請において作成することとなっている「時間外・休日勤務命令簿」を通査したところ、以下の事項が発見された。

- ア. 「実施時間」欄の記載が漏れている
- イ. 「時間外時間」欄の記載が漏れている
- ウ. 週休日又は休日出勤の場合の「用務」欄に「振替・代休の取得の有無」の記載が漏れている

上記ア. については時間外申請手続を行う上での、事前申請時間と事後実施時間の照合が未実施となっている事実も推察され、適切な承認手続の実施が徹底されていないともいえる。

### (改善策)

総務部人事課作成の「サービスの手引」に従った時間外勤務命令及び「時間外・休日勤務命令簿」への適切な記入及び承認手続の実施が必要である。

また、「サービスの手引」には、「やむを得ず週休日・休日に勤務した場合は、振替・代休を必ず取得させること」等の記載もあるため、これを徹底することが必要である。

なお、週休日・休日に勤務した場合の振替手続は以下のとおり定められている。

- ア. 原則として、所属長は同一週の日を振替日として指定
- イ. 同一週に振替が出来ない場合、所属長は勤務を命じた週休日を起算日とする 4 週間前の日から 8 週間後の日までの日を振替日として指定
- ウ. 上記週休日の振替が不可能な場合は時間外勤務命令を実施

上記ウ. となった場合は通常的时间外と同様に、週休日の勤務時間全体が割増分を含めた時間外手当として支給される。往査時に見受けられた当該ウ. の場合、特段振替日指定の検討をしているようにも見受けられなかった（本来「時間外・休日勤務命令簿」の用務欄に「振替なし」と記載すべきだが漏れていた等）。

当該規定は上記イ. に定められているように振替可能日の範囲は非常に長期間となっている。よって、これは振替不能ということ自体が、非常に稀なケースであることを意味しており、その判断が行われた場合は、「時間外・休日勤務命令簿」への適切な記入は当然として、振替不能の判断を適切に文書等で残すことが必要である。

### ② 寄贈品申込書による承認の不徹底について

市が物品の寄附を受ける場合には、柏市財務規則第 266 条の 2 に定める手続を経なければならないが、図書寄贈については、別に「柏市立図書館条例施行規則」（最終改正平成 20 年 6 月 30 日（教）規則第 14 号）第 14 条第 2 項によって、以下のように定められている。

### (寄贈及び寄託の手続等)

第 14 条 2 図書館資料を寄贈し、又は寄託しようとする者は、館長に寄贈等申込書を提出し、承諾を得なければならない。

市立図書館（以下、「図書館」という。）では現在、図書館資料の寄贈又は寄託を受ける場合に、寄贈等申込書による承諾を行っているが、全ての寄贈又は寄託時に実施されておらず、その承諾手続が不徹底となっている。

(改善策)

「柏市立図書館条例施行規則」第 14 条第 2 項に定められた寄贈等申込書による承諾を徹底すべきである。

③ 備品の標識及び管理について

備品について標識の添付が徹底なされていなかった。そのため、物品一覧表と現物の照合作業が実施困難となっている。

(改善策)

柏市財務規則第 283 条第 2 項において、備品には標識を付すことが規定されている。また、その性質、形状等により標識を付することに適しないものについては、適当な方法によりこれを表示することができると規定されている。

現状においては、物品一覧表に記載された備品と現物の同一性を特定することができない状況となっている。保有する備品については、適正な標識を付して管理を行うべきである。

(6) 監査の結果に添えて提出する意見

① 行政コスト計算書について

(単位：千円)

	平成 17 年度	18 年度	19 年度
(行政コスト)			
I 人に係るコスト	<b>293,012</b>	<b>296,677</b>	<b>276,954</b>
市職員人件費	247,340	253,150	197,540
臨時・嘱託等人件費	45,672	43,527	79,414
II 物に係るコスト	<b>219,559</b>	<b>222,720</b>	<b>225,439</b>
物件費(賃借料、物品購入費等)	112,886	118,550	121,046
維持管理費(委託料)	37,492	36,326	36,174
維持管理費(修繕費、光熱水費等)	62,214	60,876	61,252
減価償却費	6,965	6,965	6,965
III その他のコスト	—	—	—
支払利息	—	—	—
その他(租税公課等)	—	—	—
行政コスト合計	<b>512,571</b>	<b>519,397</b>	<b>502,393</b>
(収入項目)			
社会教育使用料	7	4	4
社会教育総務費補助金	340	351	295
雑収	395	352	334
収入項目合計	<b>742</b>	<b>708</b>	<b>633</b>
差引行政コスト	<b>511,828</b>	<b>518,689</b>	<b>501,759</b>
市人口(人)	380,963	384,420	388,350
市民 1 人当たり差引行政コスト(円)	1,344	1,349	1,292
登録者数(人)	90,669	90,723	91,651
登録者 1 人当たり差引行政コスト(円)	5,645	5,717	5,475
総利用者数(人)	569,424	565,824	604,102
利用者 1 人当たり差引行政コスト(円)	899	917	831
総貸出冊数(冊)	2,193,558	2,174,657	2,285,459
調査相談件数(件)	2,588	887	1,385

(注) 1. 市人口は、各年度ともに 10 月 1 日現在のものである。

2. 登録者は市人口に登録率を乗じて算定している。

3. 減価償却費は、定額法により耐用年数 50 年、残存価額ゼロで計算している。

図書館の提供するサービスはコピー等を除いて、原則無料であるため、行政コストと差引行政コストがほぼ同一となる。行政コストに占める割合が大きいのは人件費であり平成 19 年度において全体の占める割合は 55%となっている。

(意見)

図書館は平成 19 年度及び平成 20 年度にかけて、分館には臨時職員のみ配置し(豊四季台分館を除く)、専門的知識を有する職員を本館に集中することによって、効率化をはかり、トータルでの人件費の削減を実施している。ただし、前述のとおりそれでも行政コストの半分以上の高水準であることから、今後とも効率的な運営に留意することが必要であると考えます。また、平成 24 年度予定の新中央図書館が開館となった場合には、修繕等についてのコストは減少が予測されるが、減価償却費や維持管理費等の更なる負担が予測されるため、今後とも効率化を図ることを検討することが望ましい。

② 行方不明蔵書の図書台帳計上について

現在図書館において、行方不明蔵書は行方不明後 3 年で除籍処理し図書台帳から削除されるため、3 年間行方不明蔵書が帳簿上計上されたままとなっている。

なお、当該行方不明蔵書は貸出依頼出来ないように、図書館システム上の対処はなされている。よって、図書館システム上は行方不明図書の把握は可能となっているが、図書館は当該機能を利用しておらず、各年度末の行方不明蔵書を除いた実際数量を適切に把握していない。

(意見)

行方不明蔵書は行方不明後 3 年間図書台帳に計上されることとなるが、実際に当該図書が発見され、返却される事例は行方不明後 1 年以内が大半であり、その後発見・返却される事例は少ない。よって、把握すべき蔵書数量は、行方不明蔵書を除いた実際数量であると考えられる。

図書館システム上は、当該行方不明図書の把握が可能であることから、図書館は年度末蔵書の数量として、行方不明図書を除いた実際数量を適切に把握することが望ましい。

③ 蔵書の館外持ち出しについて

図書館では現在、蔵書の館外持ち出しに対するセキュリティが十分でない状況である。利用者は、貸出カウンターを通らずして、館外に図書を持ち出したとしても、図書館としてはそれを防止する体制とはなっていない。

(意見)

図書館の蔵書は市の財産であり、その適切な保全を行う体制を作ることが望まれる。実際の対策としては蔵書に IC チップ等を貼付する方法が考えられる。

なお、計画の中の新中央図書館においては、当該 IC チップの導入が検討されている。

④ 図書館システムデータの利用について

図書館で使用している図書館システムは、除籍決裁時に使用するデータで亡失に必要なデータ (3 年以上所在不明・延滞等) の内容が記載されておらず、内容の検証が困難となっている。実際の除籍決裁時には図書館の職員が手作業で当該データを作成しており、効率的ではないと考える。

(意見)

現在、図書館システムの管理は外部委託しており、その契約は 1 社随意契約で年間 20,000 千円程度のコストを負担している。

それにもかかわらず、除籍決裁に必要なデータをシステムからそのまま使用できず、職員の手作業で実施しているとなると追加の職員作業時間の発生といった面からも効率的ではないと考える。

そこで、必要なデータの抽出が現在の図書館システム上不可能かどうか、業務受託者であるシステム会社と協議し、できるだけ職員の手作業が必要ないような方策を検討することが望ましい。

⑤ 延滞者に対する督促について

図書館では、貸出図書の延滞者に対する督促規定について、明文化されていない。現在 2 週間の貸し出し期間を延滞している場合は、以下の督促方法を実施している。

- ア. 電話による督促
- イ. 文書による督促

なお、上記ア. について本館は、週 1 回（当該延滞図書が他からリクエストされている場合は週 2 回）、分館でも月に 2 回は実施している。イ. については適宜に実施している。また、これらのほか、延滞者に新規貸出を行う場合、窓口で延滞図書があることの告知と督促を口頭で行っている。

(意見)

現在明文化されていない督促規定について、早急に明文化することが望ましい。明文化することによって実施すべき督促作業の標準化が可能となるため、担当者又は分館ごとに督促に対する具体的な作業内容や頻度が異なるといった状況を改善することが可能となるためである。

また、現在の上記督促方法の他に延滞者への戸別訪問も考えられる。ただし、戸別訪問は時間と、実施する職員人件費等のコストがかかること及び図書自体の価額が少額なので費用対効果の面から、実施が困難であるという面もある。しかし、全ての延滞者に対して戸別訪問を実施するのであれば、当然職員を専担者に配置することとなり、コストの大幅な増加が見込まれるが、あくまで電話及び文書による督促の効果のない、いわゆる延滞常習者の場合、高価な図書が長期に延滞となっている場合等一定の基準を設けて、特に重要だと認識している場合に、戸別訪問の実施を検討することが必要であると考えられる。

#### ⑥ 除籍データの管理について

除籍対象資料について、「柏市立図書館資料除籍基準」に以下のように定められている。

(除籍対象資料)

第 3 条 除籍の対象となる資料及びその基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

##### (1) 亡失

- ア 資料点検の結果所在不明となった資料で 3 年以上所在不明のもの
- イ 貸出資料のうち督促等の努力をしたにもかかわらず 3 年以上回収不能なもの
- ウ 利用者が紛失、汚損又は破損した資料で現品での弁済が不可能なもの
- エ 不可抗力による災害、その他事故などにより亡失したもの

##### (2) 不用

- ア 汚損、破損が著しく、補修が不可能な資料で、同質資料のあるもの
- イ 時間の経過によって内容が古くなり、資料価値がなくなったもの
- ウ 利用が著しく低下し、新たな資料で代替できるもの
- エ 不必要となった複本

##### (3) 数量更正

資料を分冊または合冊し、資料数が増減するもの

図書館は上記除籍対象に該当する蔵書について、年に 1 回除籍処理を行っている。除籍処理した蔵書は図書館システム（図書館資料マスター）及び図書番号（バーコード）が抹消される。

なお図書館の除籍状況は以下のとおりである。

蔵書の除籍状況

	平成 17 年度	18 年度	19 年度
除籍	56,653 冊	59,618 冊	41,885 冊
3 年間不明	3,213	3,004	2,236
3 年間貸出	920	921	1,001
不用	52,520	55,693	38,648

(市資料より作成)

図書館は、除籍蔵書について上記規定に定められている「(1) 亡失 ウ 利用者が紛失、汚損又は破損した資料で現品での弁済が不可能なもの」については、上表「不用」に含めており、具体的な冊数を把握・管理していない。

また、平成 17 年度は図書館が把握している除籍冊数と図書館が外部に公表している「図書館年報」に記載されている除籍冊数 (60,786 冊) に差異 (4,133 冊) が生じており、その内容及び理由について、図書館は把握していない。

(意見)

ある一定基準を設けて実際は存在しない蔵書及び不要となって処分すべき蔵書等を図書館システムから抹消するといった除籍処理そのものについては、特段問題ないとする。しかし「不用」に含まれている利用者紛失等については、「不用」とは除籍理由が異なるため、区分管理することが望ましい。また、平成 17 年度のように図書館で把握している除籍冊数と「図書館年報」にて公表されている除籍冊数に差異が生じることのないように除籍冊数及びその原因等について、適切に把握・管理することが必要であるとする。

さらに図書館は上記除籍処理のデータそのものを有効に利用していないとする。特に長期延滞による除籍データは延滞常習者の状況把握及び管理に重要であり、長期不明による除籍データは万引き等の状況把握及び管理に重要であるため、それぞれ年度ごとにそれらの状況を適切に分析し、要因に応じた対策を検討することが望まれる。

⑦ 延滞常習者に対するペナルティについて

図書館では現在、延滞常習者に対するペナルティについてなんら規定がなく、また実施もしていない。

延滞図書があっても可能貸出冊数 (10 冊) に余裕がある場合、貸出時に職員から口頭で延滞蔵書がある旨を通知及び督促されるのみで、貸出自体は可能となっている。

また、貸出図書全てを 3 年間延滞した延滞者は、除籍処理された段階で利用者データが消去され、現在の利用カードでは新規貸出が出来なくなる。しかし、当該延滞者の新規カードの作成自体になんら規制はなされていない。

次に貸出図書の一部が 3 年間延滞で除籍処理された場合に、当該延滞図書のみデータが除籍処理によって抹消されるため、当該延滞者はそのまま新規借入が可能な状況となっており、現在行われている口頭通知及び督促も実施されない。

さらに現在利用者が蔵書を紛失、汚損又は破損した場合、現品での弁済が原則となっている。よって、紛失等を正直に申告した利用者が現品を弁済することに対して、紛失したまま未申告で延滞している利用者は 3 年間放置すれば除籍処理されるため、紛失等を申告せず現品弁済しなくてもなんら支障がないといった状態になっている。

(意見)

延滞常習者が蔵書を延滞したままでは、その蔵書を借りたいと考えている他の市民への貸出機会を奪うものである。また、長期間の延滞は、蔵書の紛失可能性を高めるとも考えられる。よって、延滞常習者に対してなんらかのペナルティの導入を検討することが必要であると考え。なお、具体的なペナルティとしては、現在は窓口で口頭注意するのみとなっている延滞者への新規貸出について、延滞蔵書の返却があるまで認めないとする、除籍処理によって利用者データが消去された場合に、直ちに新規カードの付与を認めず、一定期間を設ける等が考えられる。また、延滞常習者を適切に把握・管理し、延滞による除籍処理が何度もなされた重度の延滞常習者に対しては、現品での弁済を請求することを検討することも望まれる。

⑧ 調査業務（参考業務）の状況について

図書館の平成 19 年度の調査業務（参考業務）件数及び近隣他市との比較は以下のとおりである。

参考業務（職員及び受付件数）

		柏市	松戸市	白井市	野田市	鎌ヶ谷市
職員数	専任	1 人	2 人	0 人	0 人	0 人
	兼任	11 人	19 人	9 人	13 人	12 人
	合計①	12 人	21 人	9 人	13 人	12 人
受付件数	電話	221 件	331 人	321 件	1 件	1,954 件
	口頭	1,164 件	4,113 人	1,690 件	8,984 件	7,731 件
	文書	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	メール	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	合計②	1,385 件	4,444 件	2,011 件	8,985 件	9,685 件
職員 1 人当たり 受付件数 (②/①)		115 件	212 件	223 件	691 件	807 件

（「千葉県図書館 2008（平成 20 年度版）」千葉県公共図書館協会刊より作成）

近隣他市に比べ、調査業務（参考業務）を実施している職員数（兼任含む）には大きな違いはないが、受付件数及び職員 1 人当たり受付件数では低めの水準となっている。

(意見)

参考業務は図書館の有する機能のうち、重要な位置づけであると考えられている。図書館は現在、専任者 1 人及び兼任 11 人と職員数的には他市と比較して少ないとはいえないが、職員 1 人当たりの受付件数は他市と比較して少ないため、受付件数自体を増加するような方策を検討することが望ましい。

なお、上記近隣他市のうち、野田市と鎌ヶ谷市は口頭による受付件数が非常に多く、集計方法自体が各市統一されていない可能性もある。つまり柏市が集計対象外としているクイックレファレンス等の専門的知識を要しない質問まで集計している可能性が高いとの回答を得た。

それでも上記状況について、目標数値の設定や改善方策の策定、具体的にはレファレンスについて利用者に周知する方策等がなされてはいないため、今後はそれらを実施することにより受付件数の向上が望まれる。

⑨ サービス指標の状況及び向上について

千葉県公共図書館協会は、年に 1 度「千葉県の図書館」を作成している。そのなかの「県内公立図書館サービス指標」として千葉県内の他の公共図書館との主要なサービス指標の比較状況について以下のとおり記載している。

千葉県公共図書館サービス指標（平成19年度）

			横芝光	11.40						
佐倉	61.9		袖ヶ浦	9.72						
君津	57.4	横芝光	白井	8.46		横芝光	672.4	鎌ヶ谷	130.8	
横芝光	57.4	君津	印西	7.05		成田	419.1	<b>柏</b>	<b>108.8</b>	
市原	56.8	浦安	浦安	6.54		袖ヶ浦	415.7	我孫子	73.2	
匝瑳	56.4	印西	成田	6.40	横芝光	829	浦安	395.8	流山	71.7
富里	55.0	白井	君津	5.86	袖ヶ浦	729	君津	311.6	佐倉	70.8
山武	54.0	袖ヶ浦	匝瑳	4.76	成田	687	白井	293.8	市原	69.6
袖ヶ浦	50.0	佐倉	大多喜	4.54	浦安	623	印西	271.9	白井	69.4
千葉	48.5	成田	佐倉	4.20	白井	527	富里	244.9	君津	66.9
八街	48.4	我孫子	山武	3.95	君津	508	山武	236.7	匝瑳	66.7
印西	45.4	富里	八街	3.87	印西	449	匝瑳	216.0	横芝光	65.4
東金	45.1	匝瑳	市原	3.40	富里	373	佐倉	177.7	東金	62.7
我孫子	44.5	野田	四街道	3.31	山武	327	我孫子	169.7	野田	60.6
習志野	43.5	市原	野田	3.14	匝瑳	316	八街	161.2	印西	60.2
酒々井	42.9	習志野	印旛	2.99	佐倉	263	四街道	152.3	浦安	56.3
流山	41.8	流山	我孫子	2.95	我孫子	230	野田	150.5	酒々井	53.7
白井	41.2	<b>柏</b>	茂原	2.87	四街道	227	八千代	142.6	習志野	53.0
木更津	40.4	市川	富里	2.87	八街	212	酒々井	137.1	旭	50.8

項目	個人貸出登録率	人口1人当たり			人口1000人当たり年間受入冊数	専任職員1人当たり貸出冊数					
		個人貸出冊数	蔵書冊数	図書費(19年度決算)							
県平均	38.0%	5.56冊	2.81冊	205円	136.9冊	49.3冊					
鎌ヶ谷	35.5	八千代	5.50	館山	2.80	流山	204	<b>柏</b>	<b>133.5</b>	松戸	47.7
野田	34.8	酒々井	5.04	流山	2.75	八千代	201	流山	127.8	袖ヶ浦	47.3
茂原	34.7	八街	5.02	鎌ヶ谷	2.67	野田	196	習志野	123.8	市川	46.9
松戸	34.3	山武	4.65	酒々井	2.59	<b>柏</b>	<b>195</b>	市原	121.0	成田	44.4
香取	32.8	千葉	4.48	木更津	2.41	酒々井	178	鎌ヶ谷	106.2	八千代	44.3
成田	32.0	茂原	4.15	勝浦	2.30	習志野	174	市川	103.7	銚子	40.7
大多喜	31.4	東金	4.09	<b>柏</b>	<b>2.29</b>	鎌ヶ谷	172	茂原	102.3	千葉	37.9
船橋	30.5	松戸	3.88	八千代	2.27	市原	170	船橋	100.8	山武	33.5
印旛	29.4	四街道	3.79	習志野	2.21	市川	167	館山	97.3	木更津	33.2
浦安	29.4	鎌ヶ谷	3.75	千葉	2.11	船橋	151	勝浦	95.8	茂原	32.1
市川	27.2	印旛	3.46	東金	2.00	館山	145	大多喜	94.8	船橋	31.4
八千代	24.8	船橋	3.20	市川	1.99	松戸	122	木更津	93.3	富里	30.6
<b>柏</b>	<b>23.6</b>	木更津	2.95	鴨川	1.98	旭	119	印旛	86.0	四街道	30.0
鴨川	21.0	館山	2.41	船橋	1.95	千葉	119	松戸	82.8	館山	29.8
銚子	20.8	大多喜	2.22	銚子	1.63	大多喜	117	旭	77.6	八街	29.1
旭	17.7	鴨川	1.97	東庄	1.59	南房総	115	千葉	76.4	南房総	28.6
館山	16.7	銚子	1.70	香取	1.55	東金	108	香取	76.0	勝浦	21.4
四街道	16.5	香取	1.69	旭	1.23	銚子	107	東金	69.8	香取	20.5
勝浦	14.0	旭	1.46	松戸	1.14	木更津	106	南房総	64.2	鴨川	17.6
南房総	13.8	南房総	1.32	南房総	1.13	香取	92	銚子	59.4	印旛	15.0
東庄	11.8	勝浦	1.02			勝浦	83	鴨川	42.1	大多喜	12.3
		東庄	0.68			茂原	76	東庄	26.3		
						鴨川	52				
						東庄	32				
						印旛	31				

（「千葉県の図書館2008（平成20年度版）」千葉県公共図書館協会刊より）

上記、主要数値のうち柏市図書館が千葉県平均を上回っているのは、「人口1人当たり個人貸出冊数」及び「専任職員1人当たり貸出冊数」であり、その他は県平均を下回っている状況である。

また、これら主要なサービス指標の柏市及び県平均、順位の過去 5 年間の推移は以下のとおりである。

		平成15年度 (41 施設)	16年度 (42 施設)	17年度 (39 施設)	18年度 (39 施設)	19年度 (39 施設)
個人貸出 登録率		25.6% (34.6%) 26 位	22.5% (38.0%) 32 位	23.8% (37.4%) 28 位	23.6% (37.5%) 30 位	23.6% (38.0%) 31 位
人口 1 人当 たり	個人貸出 冊数	5.45 冊 (6.43 冊) 15 位	5.49 冊 (5.59 冊) 16 位	5.75 冊 (5.52 冊) 16 位	5.53 冊 (5.52 冊) 17 位	5.86 冊 (5.56 冊) 16 位
	蔵書冊数	2.36 冊 (3.49 冊) 25 位	2.39 冊 (2.67 冊) 25 位	2.38 冊 (2.70 冊) 23 位	2.28 冊 (2.75 冊) 25 位	2.29 冊 (2.81 冊) 26 位
	図書費	208 円 (434 円) 22 位	197 円 (244 円) 23 位	205 円 (220 円) 16 位	203 円 (212 円) 16 位	195 円 (205 円) 18 位
人口 1000 人当 たりの年間受 入冊数		155.8 冊 (266.9 冊) 22 位	142.8 冊 (161.8 冊) 23 位	149.3 冊 (151.9 冊) 19 位	143.0 冊 (140.5 冊) 17 位	133.5 冊 (136.9 冊) 18 位
専任職員 1 人 当たりの貸出 冊数		55.7 冊 (35.6 冊) 5 位	54.5 冊 (44.5 冊) 9 位	64.5 冊 (46.4 冊) 8 位	73.6 冊 (48.0 冊) 4 位	108.8 冊 (49.3 冊) 5 位

(「図書館年報」より作成)

(注) 1. 上段：柏市 中段カッコ内：県平均 下段：順位

上記推移において、「個人貸出登録率」(以下、「登録率」という。)・「人口 1 人当たり蔵書冊数」及び「人口 1 人当たり図書費」は 5 年連続県平均を下回り、さらに柏市図書館の数値自体が悪化傾向にある。「人口 1000 人当たりの年間受入冊数」は平成 18 年度に県平均を超えたが、それ以外の年度は県平均以下で、直近年度も県平均以下となっている。また、「人口 1 人当たり個人貸出冊数」は県平均を上回っているとはいえ、ほぼ県平均とほぼ同水準である。なお、「専任職員 1 人当たりの貸出冊数」は上位となっているが、これは柏市図書館が分館を多く持っており、主な分館職員が臨時職員であることから、集計対象外となっていること、また、当該指標は人間的に効率的であるとの指標以外に貸出冊数に比して専任職員の配置が少ないことも意味している。よって、その他のサービス指標と異なり、上位であることがそのまま、図書館のサービスが良好であることを示してはいない。

なお、現在図書館では当該サービス数値に対する具体的な目標数値を定めていない。

(意見)

主要なサービス指標のうち、県平均よりも低い水準となっている状況が常態化しているサービス指標については、その原因を調査し適切な対応をとることが望まれる。特に登録率は県平均を大きく下回る水準で推移している。しかも当該登録率は柏市人口に対する登録者の割合で算定されており、登録者の中には柏市近隣市民の数も含まれている。よって、柏市民登録率はもっと低水準であることが予想される。なお、当該柏市民登録率について現在図書館は、具体的な数値を把握していない。また、図書館の作成している「図書館年報」に記載されている登録率(「(4)施設の利用状況及び収支状況(最近 3 年間の主な指標の推移)」参照)

と千葉県公共図書館協会が作成している「千葉県の図書館」に記載されている柏市図書館の登録率（上表「千葉県の公共図書館サービス指標」（平成19年度）参照）に差異があるが、当該差異は「千葉県の図書館」に提出する登録率を算定するにあたり、団体を含まない個人登録率を使用すべきところ、図書館が数字を取り違え、団体を含んだ登録率を提出したことが原因であるとの回答を得た。今後当該低水準主要サービス指標に対する図書館の改善意識の向上が望まれる。

また、現在計画されている新中央図書館の開館によっても登録率が現在と同度の水準であるならば、多額の設備投資の効果が十分に発揮されない可能性もある。なお新中央図書館の計画上では、当該登録率の向上についての具体的な方策は検討中であるが、駅前という好立地条件から登録率の向上が見込まれるとの回答を得ている。

ただし、公表されている登録率の算定方法は各公共図書館により異なっている。具体的には柏市図書館は3年以上利用されない図書カードを失効し、当該利用者を登録者から抹消しているのに対し、他公共図書館では当該未利用期間が5年等長期である場合、失効となる期間そのものを定めてない場合もある。よって、柏市図書館の登録率は他公共図書館に比べ、若干厳しい数値であることは否めない。

また、現在図書館では、上記サービス指標に対する具体的な目標数値を定めていない。そこで登録率をはじめとする低水準の主要サービス指標については、年度の初めに具体的な目標数値を定め、年度後に実績数値と比較し、その達成度合いを検証し、問題点を特定・把握することが望ましい。当該問題点を解決することによって、当該低水準の主要サービス指標の改善がなされると考える。

#### ⑩ 分館のあり方について

図書館では平成19年度末、本館以外に16の分館を設置している（平成20年8月に沼南庁舎内にこども図書館が設立されたため、現在は17分館となっている）。なお、豊四季台分館以外は全て近隣センター又は公民館内に設置されている。平成19年度の各分館の状況は以下のとおりである。

分館状況（平成19年度）

	面積	蔵書能力	蔵書数	貸出冊数	職員数（人）			利用者数（人）	登録者数（人）	職員1人当たり	
					職員	臨時	合計			利用者数（人）	貸出冊数（冊）
豊四季台	198	30	40	176	1	4	3.4	50,483	5,306	14,848	51,975
田中	172	30	34	78	0	5	3.0	18,321	2,511	6,107	26,059
南部	105	25	37	116	1	3	2.8	28,620	4,811	10,221	41,489
西原	191	30	34	104	1	3	2.8	27,431	3,550	9,797	37,449
永楽台	196	30	39	146	0	6	3.6	37,321	4,340	10,367	40,618
布施	132	30	36	69	0	5	3.0	18,897	2,205	6,299	23,165
増尾	168	30	36	126	1	3	2.8	32,952	4,212	11,769	45,154
光ヶ丘	187	30	39	206	1	5	4.0	54,171	6,523	13,543	51,632
新富	165	30	37	113	0	5	3.0	29,820	3,957	9,940	37,962
高田	137	30	35	97	0	5	3.0	24,841	3,236	8,280	32,648
根戸	118	25	31	86	0	5	3.0	22,392	3,090	7,464	28,849
新田原	110	25	31	88	0	5	3.0	22,829	2,410	7,610	29,393
松葉	205	30	47	223	2	5	5.0	62,350	7,727	12,470	44,628
藤心	147	30	33	92	1	3	2.8	24,822	3,557	8,865	33,101
沼南	380	43	73	123	0	7	4.2	33,301	5,593	7,929	29,338
高柳	127	20	25	90	0	5	3.0	23,252	3,206	7,751	30,236
合計	2,738	468	615	1,940	8	74	52.4	511,803	66,234	9,767	37,040

（市資料より作成）

（注）1. 面積：㎡、蔵書能力・蔵書数・貸出冊数：千冊

2. 蔵書能力に比して蔵書数が多いのは貸出分があるためであり、蔵書能力の1.3倍が蔵書数の標準であると言われている。

3. 職員数の合計欄は、正職員が週 5 日勤務に対して臨時職員は週 3 日勤務であり、正職員 1 人に対して臨時職員 0.6 人として算定している。

(意見)

上表を見るに、各分館の面積及び蔵書能力、蔵書数はそれほど大きな差異は見受けられない。しかし貸出冊数及び利用者数、登録者数は分館ごとに大きな差異が生じている。貸出冊数は最も多い松葉分館が 223 千冊であるのに対して最も少ない布施分館が 69 千冊であり 3 倍以上の差異がある。また、利用者数は最も多い松葉分館が 62 千人に対して最も少ない田中分館が 18 千人であり差異は 3 倍以上となっている。さらに登録者数が最も多い松葉分館が 7 千人に対して、最も少ない新田原分館が 2 千人であり、これも差異は 3 倍以上となっている。

これに対して職員数は最も多い松葉分館で 5 人（臨時職員を換算後）であり、これは貸出冊数、利用者数及び登録者数から見ても妥当であると考えられる。しかし、貸出冊数の最も低い布施分館が 3 人であるのに対し、貸出冊数 116 千冊と布施分館の 1.7 倍である南部分館の職員数が 2.8 人であることを考えると、貸出冊数及び利用者数、登録者数等分館の作業を勘案した人員配置ではないと考える。

よって、各分館が貸出冊数及び利用者数、登録者数等の数値の向上を目指すのは当然としても、人員配置についても分館の作業量等を勘案して実施されることが必要であると考えられる。なお、図書館からは分館の運営に対して最低人数として臨時職員は 5 人は必要であるとの回答を得ている。しかし、貸出冊数や利用者、登録者数等の低い分館については、近隣センターとの連携による効率化についても検討することが望まれる。

また、図書館は平成 20 年 4 月 1 日に分館から正職員を本館に引き上げ、分館には臨時職員のみ配置するよう組織変更を行っている（豊四季台分館を除く）。組織変更前と変更後の人員状況は以下のとおりである。

職員数の比較

	平成 19 年 4 月 1 日現在			平成 20 年 4 月 1 日現在			増減 ②-①
	職員	臨時	合計①	職員	臨時	合計②	
豊四季台	1	4	3.4	2	10	7.2	3.8
田 中	0	5	3.0	0	5	3.0	0.0
南 部	1	3	2.8	0	6	3.6	0.8
西 原	1	3	2.8	0	5	3.0	0.2
永楽台	0	6	3.6	0	6	3.6	0.0
布 施	0	5	3.0	0	5	3.0	0.0
増 尾	1	3	2.8	0	6	3.6	0.8
光ヶ丘	1	5	4.0	0	10	6.0	2.0
新 富	0	5	3.0	0	5	3.0	0.0
高 田	0	5	3.0	0	5	3.0	0.0
根 戸	0	5	3.0	0	5	3.0	0.0
新田原	0	5	3.0	0	5	3.0	0.0
松 葉	2	5	5.0	0	10	6.0	1.0
藤 心	1	3	2.8	0	5	3.0	0.2
沼 南	0	7	4.2	0	7	4.2	0.0
高 柳	0	5	3.0	0	5	3.0	0.0
合 計	8	74	52.4	2	100	61.2	8.8

(市資料より作成)

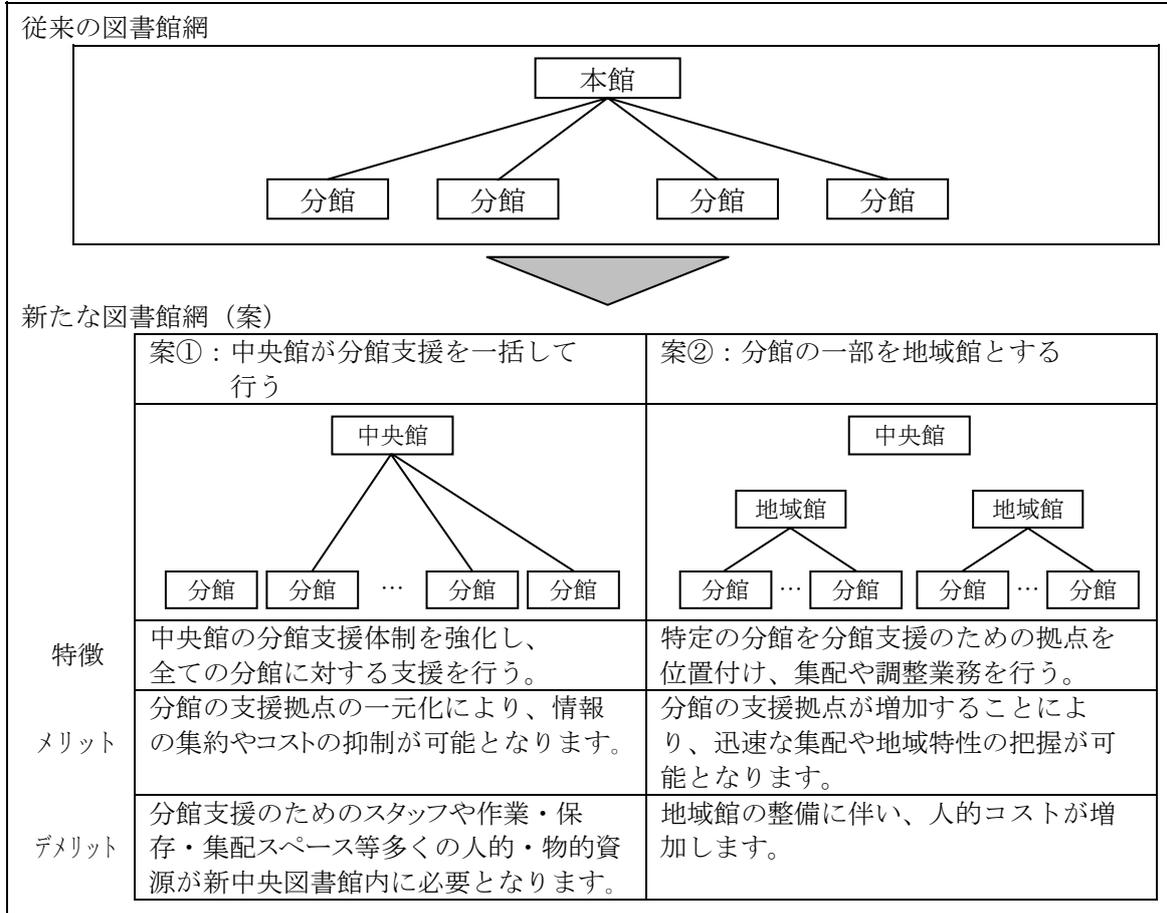
- (注) 1. 平成 20 年 4 月 1 日現在の豊四季台分館の職員 2 人は再雇用職員であるため、週 3 日勤務であることから、合計欄では 0.6 人として換算されている。

上表を見るに、臨時職員を換算した合計で 9 人程度増加している。図書館の担当者へ上記増加の理由について確認したところ、基本的には、職員引揚げ館に臨時職員を増員するに当たり、引揚げ前の人数相当の体制になるように臨時職員を増員したが、従前より利用率が高く、忙しい館には多目の人数を配したとの回答を得た。確かに増員された南部分館、増尾分館、光ヶ丘分館、松葉分館は、貸出冊数が 100 千冊以上であり、利用率は高いといえる。しかし、大幅増加している豊四季台分館については、再雇用職員（正職員）の配置が 20 年度直前に決定したため、多目の職員配置となったとの回答を得た。これは再雇用職員（正職員）の配置と臨時職員の配置が別個に決められており結果として過大配置となっている。今後はバランスの取れた人員配置に留意する必要があると考える。人件費については図書館の行政コストに占める割合も多く、今後ともその効率化に留意する必要があると考える。

なお、分館の組織について平成 18 年度までは近隣センター内にある関係上、近隣センター長が分館長を兼務していた（豊四季台分館を除く）。これが、組織上現在は解消されており、立地上は近隣センター内にありながら、連携が取れていない状況にある。図書館運営には専門的な知識も必要であると考えられるが、現在、資格を有する正職員は分館から本館に異動しており、レファレンス機能自体が本館に集中している状況である。よって、分館業務の専門性は従来に比して、少なくなっていると考えられるため、近隣センターの職員での連携・対応等について、検討する余地があると考えられる。

なお、平成 24 年開館予定の新中央図書館計画について本館と分館の役割については、「新中央図書館」整備基本計画」（平成 20 年 3 月 柏市教育委員会）に以下のような検討がなされている。

本館と分館の役割図



上記①と②の案については現在検討中であり、具体的にどちらの案となるのか不明である。しかしそれぞれメリット・デメリットがあるため、柏市としては、より効果的であり、コスト的にも効率的な本館・分館の新たな図書館網の構築を行うことが望ましい。

⑪ リース資産について

現在、情報政策課においてリース契約している OA 機器のうちパソコンについては、同課において情報パソコン設定一覧表を作成し、貸与した部署等を管理している。また、リース資産にシールを添付し、貸与先の部署に年 2 回、使用状況を確認している。しかし、これは運用上実施されているだけで、規程等により明記されていない。一方、図書館独自に契約したリース資産については、管理するルールが定められておらず、特別な管理はなされていない。

(意見)

リース契約により使用する資産も、購入物品と同様、適正に管理する必要がある。現在は、扱う量が少ないため、現場独自の管理方法でもある程度運用可能だが、今後取り扱う量が増加した場合では、現在の管理方法では対処不能になるおそれがある。リース資産についても、明確な規程を設け、それに基づいた運用を行うことが望まれる。

## 2. 体育館

### (1) 施設の概要

- ① 所在地  
中央体育館…………… 柏市柏下 73  
沼南体育館…………… 柏市藤ヶ谷 1908-1
- ② 所管部署  
教育委員会生涯学習部スポーツ課
- ③ 供用開始年度  
中央体育館…………… 昭和 52 年度  
沼南体育館…………… 平成 6 年度
- ④ 建設目的  
市民の体育の振興を図るため。
- ⑤ 施設の内容  
中央体育館……アリーナ、小体育室、トレーニングルーム、幼児体育室、柔道場、  
剣道場、ランニングコース、会議室、弓道場、相撲場  
沼南体育館……アリーナ、武道場、トレーニングルーム、スポーツサウナ室、弓  
道場、フットサル場、研修室
- ⑥ 利用料金  
中央体育館

区分				単位	利用料金(円)		
貸切	アリーナ	入場料を徴求しない場合	アマチュアスポーツ、レクリエーション等に使用する場合	全面 2 時間以内	一般	4,920	
					生徒	2,460	
			半面 2 時間以内	一般	2,460		
				生徒	1,230		
			その他の場合	全面 2 時間以内	9,840		
				半面 2 時間以内	4,920		
	入場料を徴求する場合	アマチュアスポーツ、レクリエーション等に使用する場合	全面 2 時間以内	14,760			
			その他の場合	全面 2 時間以内	65,620		
	柔道場及び剣道場				2 時間以内	一般	980
						生徒	480
幼児体育室				2 時間以内	一般	980	
					生徒	490	
弓道場				2 時間以内	一般	1,200	
					生徒	480	
相撲場				2 時間以内	一般	980	
					生徒	490	
貸切以外	アリーナ、柔道場、剣道場、弓道場、小体育室及び相撲場			1 人 2 時間以内	一般	180	
						生徒	60
	トレーニング室			1 人 1 回	一般	200	
					生徒	90	

沼南体育館

区分			単位	利用料金(円)		
貸切	アリーナ	入場料を徴求しない場合	アマチュアスポーツ、レクリエーション等に使用する場合	全面2時間以内	一般	3,660
					生徒	1,830
				半面2時間以内	一般	1,830
		生徒	910			
		4分の1面2時間以内	一般	910		
			生徒	450		
	その他の場合	全面2時間以内	9,840			
		半面2時間以内	4,920			
		4分の1面2時間以内	2,460			
	入場料を徴求する場合	アマチュアスポーツ、レクリエーション等に使用する場合	全面2時間以内	14,760		
その他の場合			45,870			
柔道場及び剣道場			2時間以内	一般	880	
				生徒	440	
弓道場			2時間以内	一般	1,200	
				生徒	600	
研修室			2時間以内	一般	600	
				生徒	300	
フットサル場			2時間以内	一般	1,310	
				生徒	650	
貸切以外	アリーナ、柔道場、剣道場、弓道場及び研修室		1人2時間以内	一般	200	
				生徒	100	
	トレーニング室		1人1回	一般	200	
				生徒	100	
	スポーツサウナ		1人2時間以内	一般	400	
				生徒	200	

(注) 1. 体育館を使用する者が市内に在住する者又は市内に勤務先若しくは通学先のある者（以下「市民等」という。）以外の者である場合（貸切の場合にあっては、体育館を使用する者の過半数が市民等以外の者である場合）の利用料金の額は、利用料金（円）の欄に掲げる額に100分の150を乗じて得た額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

2. 「生徒」とは、体育館を使用する者が高校生以下である場合（貸切の場合にあっては、体育館を使用する者の過半数が高校生以下のものである場合）をいう。

(市資料より作成)

⑦ 利用時間

午前9時～午後9時

⑧ 休館日

第1月曜日（祝日を除く）、年末年始

## (2) 施設の管理運営方法

指定管理者による管理運営

	中央体育館	沼南体育館
指定管理者名	協栄ビルメンテナンス株式会社（現 株式会社協栄）	
指定期間	平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで	
体育館以外の 管理施設	富勢運動場	塚崎運動場
	逆井運動場	塚崎市民プール
	柏の葉庭球場	しいの木台公園（庭球場）
	宮田島運動場	手賀の丘公園（野球場）
	ひばりが丘市民プール	手賀の丘公園（庭球場）
	逆井市民プール	手賀の丘公園（多目的広場）
	船戸市民プール	手賀の丘公園（ゲートボールコート）
	新十余二第一公園（野球場）	大津ヶ丘中央公園（野球場）
	新十余二第二公園（庭球場）	大津ヶ丘中央公園（庭球場）
	松葉第一近隣公園（野球場）	大津ヶ丘中央公園（プール）
	松葉第二近隣公園（庭球場）	
	柏西口第一公園（プール）	

運営体制

平成 20 年 3 月 31 日現在

正職員	4.0 人
うち直接従事	0.9 人
うち中央体育館	0.5 人
うち沼南体育館	0.4 人
うち間接従事	0 人

（市資料より作成）

（注）1. 上記は、市のスポーツ課の職員のうち体育館を含む柏市内のスポーツ施設担当の職員数を記載している。また、施設に常駐しているスポーツ課の職員はいないが、中央体育館と沼南体育館に従事している職員数に従事割合を考慮して算出（小数点以下第 1 位まで）したものが、下段の直接従事者数となっている。

## (3) 初期投資の状況

○中央体育館

（単位：千円）

	取得価格	取得財源			台帳 記載額
		一般財源	国庫補助金	県補助金	
用地費	483,713	不明			483,713
建設費	903,241	不明			903,241
合計	1,386,955	不明			1,386,955

（市資料より作成）

○沼南体育館

(単位：千円)

	取得価格	取得財源				台帳 記載額
		一般財源	国庫補助金	県補助金	市債	
用地費	(注)1 -	-	-	-	-	-
建設費	3,045,772	不明				3,045,772
合計	3,045,772	不明				3,045,772

(市資料より作成)

(注) 1. 沼南体育館の用地は借地であるため、用地費はゼロとなっている。

(4) 施設の利用状況及び収支状況

(単位：千円)

	中央体育館			沼南体育館		
	平成17年度	18年度	19年度	平成17年度	18年度	19年度
利用実績						
利用人数(人)	141,677	146,289	196,388	130,089	119,393	157,286
開館日数(日)	317	320	348	347	347	348
1日当たり(人)	446	457	564	374	344	451
歳入 A	<b>14,736</b>	-	-	<b>11,855</b>	-	-
利用料金収入	14,736	-	-	11,855	-	-
歳出 B	<b>76,479</b>	<b>43,850</b>	<b>35,215</b>	<b>81,636</b>	<b>29,589</b>	<b>32,418</b>
人件費	4,150	4,300	4,300	3,320	3,440	3,440
物件費 (賃借料、物件購入費等)	1,284	-	-	13,131	-	-
維持管理費 (委託料)	47,097	39,550	30,915	40,841	26,149	28,978
維持管理費 (修繕費、光熱水費等)	23,941	-	-	24,344	-	-
その他	6	-	-	-	-	-
収支 (A - B)	<b>△61,743</b>	<b>△43,850</b>	<b>△35,215</b>	<b>△69,781</b>	<b>△29,589</b>	<b>△32,418</b>

(市資料より作成)

- (注) 1. 平成 19 年 4 月 1 日より、条例が改正され、利用時間単位が 1 コマ 3 時間から 2 時間に短縮されている。このため、19 年度の 1 日あたりの利用枠が、4 枠から 6 枠に増加しており、利用人数が見かけ上、大幅に増加している。
2. 平成 18、19 年度の利用料金収入がゼロとなっているのは、指定管理者制度導入に伴い、体育館の利用料金が市の収入ではなく、指定管理者の収入となっているからである。
3. 人件費については、直接従事のため、柏市職員の 1 人当たり平均人件費に対して、中央体育館は 50%、沼南体育館は 40%にて計算している。
4. 平成 18 年度以降は、指定管理者制度を導入しているが、指定管理料の額は地区のスポーツ施設全体を単位として決定されている。したがって、体育館のみに係る分の指定管理料の算出にあたっては、全体の指定管理料を各施設の利用料金収入の比で按分して計算している。
5. 中央体育館の平成 17 年度及び平成 18 年度の開館日数が例年より少ないが、これは、アスベスト除去工事による臨時休館が発生したためである。アスベスト除去工事に伴う各年度の休館期間は以下のとおりである。
- 平成 17 年度 3 月 1 日から 3 月 31 日  
平成 18 年度 4 月 1 日から 4 月 28 日

## (5) 監査の結果

### ① 備品の標識及び管理について

「1. 市立図書館及び分館 (5) 監査の結果 ③ 備品の標識及び管理について」(P9) 参照。

### ② 備品の登録について (沼南体育館)

市から提出された物品一覧表を閲覧したところ、同じ種類の備品 (移動式バスケット台セット) であるにもかかわらず、中央体育館所管のものと沼南体育館所管のものとの取得価額に大きな乖離が見受けられた。

当該乖離について市に調査を依頼したところ、沼南体育館の備品の取得時における支出負担行為決議票に記載の価額と沼南体育館の物品一覧表上の取得価額及び取得日の記載が相違していることが判明した。

(単位: 千円)

備品番号	記号	品名	区分	物品一覧表上の取得日	物品一覧表上の取得価額	支出負担行為決議票の価額
72796	C-11	移動式バスケット台セット	重要	H18.4.1	1,045	4,305
72797	C-11	移動式バスケット台セット	重要	H18.4.1	1,045	4,305

(注) 1. 区分の「重要」とは、柏市財務規則 282 条第 1 項に規定されている取得価格 100 万円以上の重要物品に該当することを意味する。

2. 台帳上の取得日が平成 18 年 4 月 1 日となっているが、当時の支出負担行為決議票で確認したところ、実際の取得日は、平成 6 年 9 月 21 日であった。両者の相違が生じた理由については、当時の担当者が異動してしまったため、原因追究不能とのことであった。

### (改善策)

当該備品の取得時における支出負担行為決議票に従い、直ちに物品一覧表上の取得日及び取得価額を訂正すべきである。さらに、今後、このような登録誤りが再発しないよう、登録時の入念な確認を行うなど、十分な対策を講じる必要がある。

(6) 監査の結果に添えて提出する意見

① 行政コスト計算書について（中央体育館・沼南体育館合算）

（単位：千円）

	平成 17 年度	18 年度	19 年度
(行政コスト)			
I 人に係るコスト	<b>7,470</b>	<b>7,740</b>	<b>7,740</b>
市職員人件費	7,470	7,740	7,740
臨時・嘱託等人件費	—	—	—
II 物に係るコスト	<b>229,626</b>	<b>144,680</b>	<b>138,873</b>
物件費(賃借料、物品購入費等)	14,415	—	—
維持管理費(委託料)	87,938	65,700	59,893
維持管理費(修繕費、光熱水費等)	48,285	—	—
減価償却費	78,980	78,980	78,980
その他(雑費等)	6	—	—
III その他のコスト	—	—	—
支払利息	—	—	—
その他(租税公課等)	—	—	—
行政コスト合計	<b>237,096</b>	<b>152,420</b>	<b>146,613</b>
(収入項目)			
施設使用料	26,591	—	—
雑入・その他	—	—	—
収入項目合計	<b>26,591</b>	—	—
差引行政コスト	<b>210,504</b>	<b>152,420</b>	<b>146,613</b>
市人口(人)	380,963	384,420	388,350
市民 1 人当たり差引行政コスト(円)	553	396	378
利用者数(人)	271,766	265,682	353,674
利用者 1 人当たり差引行政コスト(円)	775	574	415

(注) 1. 市人口は、各年度ともに 10 月 1 日現在のものである。

2. 減価償却費は、定額法により耐用年数 50 年、残存価額ゼロで計算している。

(意見)

上表を見たところ、平成 18 年度から指定管理者制度を導入したことにより、施設使用料収入がなくなった反面、賃借料や光熱水費が指定管理者の負担となり、かつ委託料（指定管理料）も減少してきていることから、差引行政コストは、減少傾向にある。

したがって、指定管理者制度の導入による行政コスト削減に一定の成果があがっているものと認められる。

引き続き、指定管理者制度のもとでの行政コスト削減に努めていくとともに、サービスの品質の維持向上にも配慮していくことが望まれる。

② 稼働率の分析について（中央体育館・沼南体育館共通）

市は体育館を構成する施設（アリーナ、柔道場、剣道場等）ごとの利用者数実績の把握は行っており、また、施設予約台帳による空き状況実績の把握も行っている。しかしながら、市はこれを施設ごと及び時間帯ごとの稼働率（実際の利用時間数を利用可能時間数で除した割合等）という指標の形では算出していない。

したがって、中央体育館の稼働率と沼南体育館の稼働率との比較分析や、休日（土曜日、日曜日、祝日）の稼働率と平日の稼働率との比較分析、及び時間帯ごとの稼働率の分析も実施できる体制にない。

また、市は沼南体育館の稼働率が、中央体育館の稼働率より低く、改善の余地があると認識しているものの、上述したように、利用者数実績の把握及び空き状

況の実績の把握にとどまり、稼働率そのものの把握及び分析を行っていないため、その裏づけが取れない状況にある。

(意見)

稼働率のデータを収集し、それを分析することは、稼働率の低い施設ないし時間帯を特定できるため、稼働率の低い要因に対する対策を講じるうえで、非常に重要であると考え。現在、市は利用者人数の少ない平日昼間の時間帯に、魅力あるプログラムの実施を検討しているが、この効果を適切に測定するためにも稼働率の把握と分析は非常に有用であると思われる。

また、全体的な利用者数の増加と稼働率の向上を図っていくためには、利用者数実績の把握や空き状況実績の把握だけでは十分でなく、アリーナや柔道場、剣道場といった施設ごとに各施設の実態に即した最も有効な稼働率の算出方法を検討して、それらのデータを取り、そして、それを踏まえた上で、具体的な目標数値を設定し、目標と実績との比較や、目標と実績の差異分析を実施するなどして、稼働率向上のための具体的な方策を講じていくことが望まれる。

さらに、休日の稼働率よりも、平日の稼働率の方が低いという実態を、データにて裏付け、どの程度の乖離が生じているかを把握することも今後の施策の立案に有用であると思われる。

以上が低い稼働率に対する対策であるが、一方で、高すぎる稼働率に対しても対策を講じた方が望ましいと考える。

中央体育館は、スポーツ大会目的で利用されることが多く、スポーツ大会の開催が休日に集中する結果、休日の一般利用者の利用機会が奪われているという実態がある。これについては、スポーツ大会の優先度や規模に応じて開催場所を中央体育館から沼南体育館にシフトしていくことにより、中央体育館の利用機会を一般利用者により提供していくことが可能となると考える。また、逆に、スポーツ大会目的の利用者に対しては、沼南体育館の利用機会が増えることで、その認知度が高まり、結果として一般利用目的の利用を促進させる可能性がある。これにより、沼南体育館の稼働率を現在よりも、さらに向上させることができると考えられる。

③ 中央体育館と沼南体育館の利用料金格差について（中央体育館・沼南体育館共通）

中央体育館は合併前の柏市、沼南体育館は旧沼南町時代に供用開始されたため、両者の利用料金は異なっていた。合併前はそれぞれ異なる市町村施設であったため、異なる利用料金設定は妥当であったが、合併するに当たり、料金改定が行われた。これは、同一市内での同一内容施設の利用料金は公平性の観点から同一であるべきであるとの考え方によるものである。

具体的な両体育館の利用料金については、「(1)施設の概要 ⑥利用料金」を参照されたい。なお、現在の利用料金は平成 18 年度の条例改正による 2 回目の料金改定であり、平成 19 年 4 月 1 日から施行されている。

(意見)

市町村合併時に一度に当該料金格差を利用料金の高い施設に合わせることによって解消することは、従来利用してきた利用者に対する経済的不利益が大きいため、料金格差が 50%を超えない場合は段階的に料金格差の解消を図っている。

一方、同一内容施設といってもその利用状況・施設の取得価額、及び新設・老朽等の差異はあるため、応益的な観点からはある程度の料金格差は合理的であるとの考え方もある。

しかし、同一市内での同一内容施設の料金に格差があることは、やはり市民の公平な利用を阻害する要因のひとつとなることは明白であるため、今後とも料金格差の解消を検討することが望まれる。

④ インターネット予約システム導入の検討について

現在、中央体育館及び沼南体育館の申込方法は以下のとおりである。

	中央体育館	沼南体育館
貸切以外	体育館に直接	
貸切	使用日の 1 ヶ月前から 7 日前までに、体育館に直接	使用日の 1 ヶ月前から体育館に直接

(市資料より作成)

貸切申込の期限に若干差異があるものの、利用者が申込を行うためには、中央体育館及び沼南体育館いずれも直接、各体育館の窓口に出向く必要があり、利便性が高いとはいえない。

(意見)

利用申込の際に、直接体育館に出向く必要があることは利用者にとっての利便性が低く、利用率の低下の一因となっている可能性がある。

体育館が現在、インターネット予約を導入していない理由について確認したところ、貸切以外の場合にインターネット予約を可能とすると、従来可能であった複数での利用が困難となるためであるとの回答を得た。しかし、以下の理由により、インターネット予約システムの導入を検討する余地は多いにあると考える。

- ア. 貸切の場合は特に弊害がないこと
- イ. スポーツ施設の中では運動場が、市の他の施設では近隣センターが既にインターネットによる予約システムを導入していること
- ウ. インターネット予約システムは現地へ出向かなくても予約が可能であり、また利用時間も現地窓口の営業時間よりも長時間（運動場のインターネット予約時間は午前 9 時から午後 11 時まで）となるため、利用者の利便性が大幅に上昇すると考えられること

また、インターネット予約システムは、従来使用している運動場や近隣センターの予約システムをそのまま使用すれば、開発コスト等も抑えられると考えられる。

⑤ 指定管理者の施設管理継続能力の検討について

市は、指定管理者の指定の手續等に関し、「柏市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例」(平成 17 年 9 月 30 日 条例第 103 号)の第 3 条第 4 項に、以下のように定めている。

(指定管理者の指定の申請)

第 3 条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、市長等が別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、市長等に提出しなければならない。

- (4) 団体の経営状況を説明する書類

また指定管理者候補選定委員会によって提出された財務諸表に外部専門家の財務分析を実施している。これにより指定管理者の財政状況及び経営成績等の把握・検討を行うことによって指定管理者の施設管理能力を財務面から検討している。

また、指定管理者に指定された後は、以下の内容を記載した事業報告書を毎年度終了後 60 日以内に市長等に提出することが義務付けられている。

- ア. 管理の業務実施の状況
- イ. 公の施設の利用状況
- ウ. 利用料金の収入の状況（利用料金の収入がある場合に限る。）
- エ. 管理の業務に要した経費の収支の状況
- オ. 前各号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために市長等が必要と認める事項

上記事項は主に管理の業務の内容に関するものであり、企業としての決算書等財務状況を説明する書類の徴求及び財務分析は新規及び契約更新時以外は実施されていない。

(意見)

市は、指定管理者が指定期間にわたって、継続して施設の管理を行い得る能力をモニタリングする必要がある。

そのうち、管理の業務に関する能力については、上記の事業報告書によって、毎年度ごとにモニタリングが実施されている。

一方、企業としての指定管理者の能力、つまり財政状況及び経営成績については、定期的な決算書の徴求及び分析は実施されておらず、モニタリングがなされているとは言いがたい。体育館の指定管理者は、民間の一般企業であるため、公営企業に比べ、経済情勢の変化に晒されやすく、景気の悪化等のマイナス要因の影響を受けやすい。

したがって、昨今の景気状況の著しい悪化をみても、指定期間の中で突如倒産し、管理業務の遂行を継続できなくなる事態も十分想定される。万一、そのような事態が発生した場合には、市民に対する行政サービスがストップしてしまうリスクが生じることとなる。

よって、このような事態を未然に防ぐためには、毎年度指定管理者から財務諸表の徴求を行い、財政状況及び経営成績をモニタリングすることによって、指定管理者が指定管理期間にわたって、管理業務を継続して遂行しうる財務的な能力を毎年検討する必要があると考える。なお、分析に外部専門家を導入するか否かについては、経済状況や個々の指定管理者の状況に応じて対応することが望まれる。

⑥ 沼南体育館の借地上の建物の登記について

「(3) 初期投資の状況」に記載のとおり、沼南体育館の建物は個人地主より賃借している土地にあるが、当該建物について不動産登記は行われていないことが担当者への質問により判明した。

登記を具備していない理由を確認したところ、不動産登記法（平成十六年六月十八日法律第百二十三号）第 47 条によれば、原則として、新築した建物又は区分建物以外の表題登記がない建物の所有権を取得した者は、その所有権の取得の日から 1 月以内に、表題登記を申請しなければならないとされているものの、同法附則第 9 条及び不動産登記法の一部を改正する等の法律（昭和三十五年法律第十四号）附則第 5 条により、公有財産等固定資産税を課することが出来ない土地及び建物（地方税法第 348 条）については不動産の表示に関する登記の申請義務についての経過措置が定められているため、これに基づき沼南体育館建物について登記は行っていないとの回答が得られた。

当該土地賃貸借契約書によると、第 5 条において、賃貸人が土地を第三者に譲渡しようとするときは、柏市と事前に協議するものとなっている。したがって、賃貸人との協議の結果如何によっては、継続賃借が損なわれる可能性がある。

(意見)

現在、沼南体育館の土地賃貸借契約書第 5 条において、土地の第三者への譲渡に対して市と賃借人が事前に協議して決定することとなっている。この契約内容であると協議が不調となった場合の取扱いは不明であり、場合によっては賃貸人は第三者に譲渡することが可能であるように推察できる。そこで、当該契約書において、もっと第三者への譲渡制限について、市の土地使用収益権が損なわれないように厳格に定められる必要がある。

また、上記のように事前協議が調わない場合で第三者に譲渡された場合、借地上に建設されている沼南体育館の所有権自体も害されるおそれがある。

そこで、賃借土地に建設されている建物に関しては、法的な第三者への対抗要件として不動産登記を実施する等の不動産登記の具備のルール化を図ることを検討する必要があると考えられる。

#### ⑦ リース資産について

現在、体育館において、情報政策課が管理するリース資産はなく、独自に契約したリース資産のみを管理している。当該リース資産について管理するルールは定められておらず、契約の締結以外に特別な管理はなされていない。

(意見)

リース契約により使用する物品は、シールの貼付を行う等購入物品と同様に適正に管理する必要がある。現在は、扱う量が少ないため、現場独自の管理方法でもある程度運用可能だが、仮に取り扱う量が増加した場合、現在の管理方法では対処不能になるおそれがある。リース資産についても、明確な規程を設け、それに基づいた運用を行うことが望まれる。

### 3. 青少年センター

#### (1) 施設の概要

- ① 所在地  
柏市十余二 313 - 92
- ② 所管部署  
教育委員会生涯学習部生涯学習課
- ③ 供用開始年度  
昭和 63 年度
- ④ 建設目的  
青少年の健全育成及び育成者団体の研修会、講習会の活用を図る。
- ⑤ 施設の内容  
敷地面積 18,507 m<sup>2</sup>  
建物床面積 1,215 m<sup>2</sup> 鉄骨造（平屋建）

#### 建物施設

施設内容	面積	収容人数	主な使用内容
研修室	87 m <sup>2</sup>	60 人	研修会及び会議室
創作室	105 m <sup>2</sup>	54 人	工作や講座等
和室	35 m <sup>2</sup>	約 20 人	会議室及び控室
多目的室	503 m <sup>2</sup>	300 人	レクリエーション又、キャンプや 野外スポーツ時の雨が降った場合 の避難場所
談話コーナー	105 m <sup>2</sup>	50 人	会話、読書、テレビの視聴
事務室	48 m <sup>2</sup>	—	—

#### 屋外施設

施設内容	面積	収容人数	主な使用内容
キャンプ場	6,750 m <sup>2</sup>	約 100 人	飯盒炊飯等野外活動 (夏休み期間は宿泊可)
グラウンド場	4,800 m <sup>2</sup>		少年野球等の練習場

#### 利用可能者

- ① 市内に住んでいる方、または、市内に勤務している青少年及び指導者。
- ② 市教育委員会が特に認めた者。

#### 利用時間

午前 9 時から午後 5 時まで。  
ただし 7 月 20 日から 8 月 31 日までは午後 9 時まで

#### 休所日

年末年始（12 月 28 日から翌年 1 月 4 日）  
宿泊可能期間（7 月 20 日から 8 月 31 日）

#### 申込方法

使用月の 3 ヶ月前から、申請書に記入の上、青少年センターへ直接申し込み。

ただし、電話での予約状況の問合せは可能である。

利用料  
無料

## (2) 施設の管理運営方法

所管部署による直営である。

運営体制

平成 20 年 3 月 31 日現在

正職員	5 人
うち、直接従事	0 人
うち、間接従事(注)1	0.5 人
臨時職員	6 人

(市資料より作成)

(注) 1. 所管部署生涯学習課職員 5 人について、従事割合考慮して小数で算出している。

## (3) 初期投資の状況

(単位：千円)

	取得価格	取得財源				台帳 記載額
		一般財源	国庫補助金	県補助金	市債	
用地費	1,581,663	1,581,663	—	—	—	1,581,663
建設費	241,800	45,900	—	50,000	145,900	241,800
合計	1,823,463	1,627,563	—	50,000	145,900	1,823,463

(市資料より作成)

## (4) 施設の利用状況及び収支状況

(単位：千円)

	平成 17 年度	18 年度	19 年度
利用者			
団体	552	513	571
団体利用者数	21,139	22,090	24,068
個人利用者数	1,475	796	676
歳入 A	8	8	8
社会教育使用料(電柱使用料)	8	8	8
歳出 B	23,195	21,021	15,470
人件費	16,501	14,151	8,806
委託費	3,862	4,131	3,827
需要費	2,327	2,230	2,409
その他	502	508	427
収支① (A - B)	△23,187	△21,012	△15,462

(市資料より作成)

(注) 1. 平成 19 年度の人件費の減少については、「(6) 監査の結果に添えて提出する意見 ①行政コスト計算書について」を参照。

## (5) 監査の結果

### ① 青少年相談員の所有物品について

青少年センターの敷地内に、青少年相談員の所有物を保管するための物置が設置されている。この設置は、青少年センターにとって、その行政財産（青少年センターは、教育機関として位置づけられていないため、その財産は教育財産ではなく、行政財産である。）の目的使用とは言いがたい。

行政財産の目的外使用等について、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項は、「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」と規定し、市では、柏市財務規則（以下「規則」という。）第 232 条で、その使用許可の範囲を規定している。

青少年相談員は、千葉県及び柏市から委嘱されて、青少年の健全育成を担って活動している。青少年センターは、青少年相談員の活動拠点であり、保管されている物品はその活動に必要なものであると考えられる。そこで、規則第 232 条第 6 号の「市長が特に必要があると認める場合」に相当すると解釈され、規則に合致した目的外使用とされている。

しかし、現在、規則第 235 条に規定する「行政財産の使用許可申請」の手続きが行われておらず、したがって市長から規則第 236 条に基づく「行政財産の使用許可」を受けていない。

なお、物置だけでなく、青少年センターの建物内においても、運動用具等の青少年相談員の所有物が存在しているが、状況は同じである。

### (改善策)

青少年センターの所管課は、速やかに、規則第 235 条及び同第 236 条に基づく適正な青少年相談員による青少年センターの使用がなされるように事務処理を実施すべきである。

さらに、使用許可が行われる場合、使用料についての検討が必要となる。柏市行政財産使用料条例第 4 条第 2 号は、市長が必要と認めたときは、使用料の減免を規定している。これに該当するか否か検討し、該当する場合には必要な減免措置の手続きを行い、また、該当しない場合には柏市行政財産使用料条例第 2 条に基づく使用料を徴収する必要がある。

### 柏市財務規則

#### (行政財産の使用許可申請)

第 235 条 行政財産の使用許可（許可期間の更新を含む。以下同じ。）を受けようとする者は、行政財産（教育財産）使用許可申請書（別記 103 号様式）を所管の財産管理者を経て市長（教育財産にあつては教育委員会）に提出しなければならない。

#### (行政財産の使用許可)

第 236 条 財産管理者は、その所管する行政財産について前条に規定する使用許可の申請を受け、これを許可すべきものと認めるときは、行政財産（教育財産）使用許可決議書（別記第 104 号様式）に関係図表を添えて市長（教育財産にあつては教育委員会）の決裁を受けなければならない。

- 2 財産管理者は、前項の規定により、行政財産の使用許可が決定されたときは、行政財産（教育財産）使用許可書（別記第 105 号様式）を申請者に交付しなければならない。

## 柏市行政財産使用料条例

### (使用料)

第 2 条 本市が所有し、又は管理する行政財産を使用するものは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

### (減免)

第 4 条 市長は、第 2 条の規定にもかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に使用するとき。
- (2) その他市長が必要と認めるとき。

## ② 備品の標識及び管理について

「1. 市立図書館及び分館 (5) 監査の結果 ③備品の標識及び管理について」  
(P9) 参照。

## ③ アスベストの調査について

平成 19 年 3 月のアスベスト調査報告において、調査未実施の施設については平成 20 年度に実施するとされていた。当該施設は、調査未実施であるが、平成 20 年度では予算が手当てされておらず、往査時現在いまだに実施されていない。

### (改善策)

当施設は、多くの青少年が利用している。アスベストは健康に重大な影響を及ぼすことから、早急に予算手当てを行い、調査報告どおりに実施すべきである。

(6) 監査の結果に添えて提出する意見

① 行政コスト計算書について

(単位：千円)

	平成 17 年度	18 年度	19 年度
(行政コスト)			
I 人に係るコスト	<b>16,501</b>	<b>14,151</b>	<b>8,806</b>
市職員人件費	14,940	12,600	4,250
臨時職員人件費	1,561	1,551	4,556
II 物に係るコスト	<b>11,657</b>	<b>11,833</b>	<b>11,627</b>
物件費(賃借料、物品購入費等)	765	723	548
維持管理費(委託料)	3,862	4,131	3,827
維持管理費(修繕費、光熱水費等)	2,065	2,015	2,288
減価償却費	4,963	4,963	4,963
III その他のコスト	—	—	—
支払利息	—	—	—
その他(租税公課等)	—	—	—
行政コスト合計	<b>28,159</b>	<b>25,984</b>	<b>20,434</b>
(収入項目)			
社会教育使用料(電柱使用料)	8	8	8
収入項目合計	<b>8</b>	<b>8</b>	<b>8</b>
差引行政コスト	<b>28,150</b>	<b>25,976</b>	<b>20,426</b>
市人口(人)	380,963	384,420	388,350
市民 1 人当たり差引行政コスト(円)	74	68	53
利用者数(人)	22,614	22,886	24,744
利用者 1 人当たり差引行政コスト(円)	1,245	1,135	825

(注) 1. 市人口は、各年度ともに 10 月 1 日現在のものである。

2. 減価償却費は、定額法により耐用年数 50 年、残存価額ゼロで計算している。

3. 建設の際の市債は、平成 14 年度までに償還されている。

4. 市職員人件費については、間接従事のため、平成 17 年及び 18 年は、1 人につき、柏市職員の 1 人当たり平均人件費に対して 30%、平成 19 年は 10%にて計算している。

5. 平成 19 年度の臨時職員人件費が増加したのは、従来土日祝日のみであった臨時職員の勤務が平日も含むこととなったためである。

行政コストについては、人に係るコスト（以下、「人件費」という。）と物に係るコストがほぼ半々で構成されている。人件費の市職員分は、生涯学習課の職員が間接従事しているため、上記のように従事割合を乗じている。ただし、平成 17 年度、18 年度は市職員の勤務地が当施設であったため、30%とし、平成 19 年度は、市職員が旧沼南庁舎に移ったため、従事割合を 10%としている。また、臨時職員人件費については、平成 17 年度及び平成 18 年度は土日と祝日対応分のみであったが、平成 19 年度は市職員の勤務地が移ったため、平日勤務を含めた金額となり、増加している。しかし、平成 19 年度の人件費の合計は、平成 18 年度に比べて 38%減少することとなっている。

当施設は、無料で利用できるため利用料収入はなく、収入は電柱の使用料だけであり、年間 8 千円である。

その結果、差引行政コストは平成 17 年度、18 年度、19 年度で、各 28,150 千円、25,976 千円、20,426 千円となり、市民 1 人当たり差引行政コストは各 74 円、68 円、53 円、利用者 1 人当たり差引行政コストは各 1,245 円、1,135 円、825 円となっている。

(意見)

差引行政コスト、市民 1 人当たり差引行政コスト、利用者 1 人当たり差引行政コストともに減少傾向にある。特に平成 19 年度の市職員人件費の減少の効果は大きい。しかし、施設の老朽化が進み、今後修繕費等の発生で行政コストが増加することも考えられるので、その他行政コストの一層の引下げが望まれる。

② 施設の利用状況について

平成 17 年度、18 年度、19 年度の青少年センターの各施設別の利用状況は以下のとおりである。

(単位：団体数は件数、団体利用者数は人数、個人利用は人数)

		平成 17年度	18年度	19年度												
		合計	合計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
研修室	団体数	175	145	11	12	18	12	11	16	16	8	15	17	10	11	157
	団体利用者数	6,060	4,977	293	651	836	1,355	657	475	640	270	599	568	733	1,356	8,433
	個人利用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
創作室	団体数	48	36	3	1	3	3	4	2	0	0	3	2	3	1	25
	団体利用者数	1,398	1,207	276	28	118	34	288	50	0	0	113	29	81	20	1,037
	個人利用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和室	団体数	55	29	5	1	2	2	5	1	3	0	1	0	3	3	26
	団体利用者数	499	476	45	6	25	12	112	5	22	0	10	0	51	14	302
	個人利用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
談話室 面談室	団体数	—	—	4	3	1	1	0	1	0	0	0	3	0	0	13
	団体利用者数	—	—	38	79	10	9	2	12	0	0	0	11	0	0	161
	個人利用	—	—	6	0	10	2	11	17	1	2	0	4	2	8	63
多目的 室	団体数	179	192	25	26	23	16	13	20	23	23	16	14	16	23	238
	団体利用者数	8,198	10,248	765	895	503	345	218	2,852	540	1,212	243	219	324	796	8,912
	個人利用	964	551	0	7	2	48	23	84	3	26	12	33	35	108	381
グラウンド	団体数	56	65	10	10	9	3	2	5	4	4	7	7	6	6	73
	団体利用者数	2,812	2,809	382	364	452	71	40	126	67	114	319	247	167	192	2,541
	個人利用	511	245	21	11	3	48	18	23	9	17	12	20	16	34	232
キャンプ 場	団体数	39	46	1	5	5	9	9	1	4	2	0	2	0	1	39
	団体利用者数	2,172	2,373	85	139	180	586	475	34	143	33	0	88	0	919	2,682
	個人利用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	団体数	552	513	59	58	61	46	44	46	50	37	42	45	38	45	571
	団体利用者数	21,139	22,090	1,884	2,162	2,124	2,412	1,792	3,554	1,412	1,629	1,284	1,162	1,356	3,297	24,068
	個人利用	1,475	796	27	18	15	98	52	124	13	45	24	57	53	150	676
利用者 合計		22,614	22,886	1,911	2,180	2,139	2,510	1,844	3,678	1,425	1,674	1,308	1,219	1,409	3,447	24,744

(市資料より作成)

(注) 1. 平成 17 年度、18 年度は談話室面談室のデータをとっていない。

全体の利用者数は、平成 17 年度 22,614 人、18 年度 22,886 人、19 年度 24,744 人と増加傾向にあるものの、決して高いとは言えない。

施設別にみると、研修室は平成 18 年度で減少したが、19 年度では増加している。創作室は、各年度で減少傾向にある。19 年度の 10 月、11 月のように利用者がゼロの月もみられる。和室についても、もともと低い利用者が、各年度で減少傾向であり、19 年度で利用者ゼロの月もみられる。談話室面談室については、17 年度、18 年度はデータをとっていないが、19 年度だけをみても、利用者はかなり少ない。

多目的室については、18 年度で利用者が増えたが、19 年度では減少してしまった。19 年度の 9 月、11 月は利用者が多かった。グラウンドは、各年度でほぼ横ばいの状態である。19 年度をみると 4 月～6 月が多く、11 月～3 月もある程度利用されているが、夏の利用は少ない。

青少年センターの特徴的な施設であるキャンプ場は、年々利用者が増加している。やはり夏場の利用が多い。19 年度の 3 月の利用が多いのは、青少年相談員連絡協議会が毎年行っているイベント「春のつどい」によるものである。

なお、市内には、他に「手賀の丘公園」にキャンプ場がある。同施設は、キャンプサイト 12 ヶ所で小学生以上は 1 人 150 円で利用できる。平成 19 年度の利用人数は 1,081 人と少ない。

研修室、創作室、和室、キャンプ場については、個人の利用はなく、団体の利用のみである。また、他の施設についても、各年度で個人の利用が減少傾向にある。

また全体としても、団体の利用者比べて個人の利用者が少ないことが読み取れる。

ここで、平成 19 年度における主な利用団体と利用回数は以下のとおりである。

団 体 名	回 数
きぼうの園	80
柏市子ども会育成連絡協議会	62
青少年相談員連絡協議会	39
柏市教育研究所	35
教育委員会 指導課	29
教育委員会 学校教育課	22
子ども会リーダーズクラブ	19
ガールスカウト関係	16
柏市少年野球連盟	11

(市資料より作成)

「きぼうの園」とは、当施設に隣接する不登校児の適応指導教室であり、入園者の運動のためグラウンドを使用している。「青少年相談員連絡協議会」は、千葉県及び柏市から委嘱されて、青少年の健全育成を目的とする団体である。「柏市子ども会育成連絡協議会」は、小中学校の学校を対象とした子ども会の団体である。この団体別利用回数をみると、当施設の設立趣旨に沿った各種団体の活動拠点となっていることが分かる。しかし、その年間利用回数は決して高いとは言えない。

また、平成 19 年度について、月別の稼働状況と月別の休日の稼働状況は以下のとおりとなる。

(単位：%)

	研修室		創作室		和室		面談談話室		多目的室		グラウンド		キャンプ場	
	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
4月稼働率	33	30	10	20	13	20	13	17	53	63	27	43	10	10
(4月休日稼働率)	50	50	30	40	40	40	30	40	60	70	70	70	10	10
5月稼働率	27	33	20	27	10	17	10	10	63	67	17	37	13	17
(5月休日稼働率)	50	40	50	40	30	30	30	30	80	70	50	70	40	40
6月稼働率	43	63	17	23	10	17	3	10	43	70	23	47	17	17
(6月休日稼働率)	100	89	56	33	33	22	11	11	56	89	67	67	56	56
7月稼働率	43	50	33	40	23	27	17	13	53	60	27	40	30	27
(7月休日稼働率)	90	100	60	70	60	50	30	20	50	60	60	50	70	60
8月稼働率	43	33	37	27	33	27	7	10	50	53	27	43	37	37
(8月休日稼働率)	38	38	25	25	25	25	0	0	25	63	50	63	50	50
【7・8月宿泊期間夜間稼働率】		37		33		28		9		56		44		35
9月稼働率	50	1	27	20	20	17	7	7	57	67	37	47	3	3
(9月休日稼働率)	33	25	25	17	25	25	17	17	50	58	50	75	8	8
10月稼働率	43	53	17	23	17	27	0	3	47	53	27	30	17	20
(10月休日稼働率)	67	78	33	44	33	44	0	0	56	44	67	56	44	56
11月稼働率	30	40	17	23	17	17	0	3	43	70	33	37	13	13
(11月休日稼働率)	56	67	33	44	33	33	0	0	33	56	78	67	44	44
12月稼働率	47	37	27	27	20	17	0	0	30	47	30	47	10	10
(12月休日稼働率)	67	44	44	33	33	22	0	0	22	44	78	89	33	33
1月稼働率	30	47	3	20	3	10	7	17	27	57	20	53	10	10
(1月休日稼働率)	56	44	0	11	0	0	22	44	33	89	56	78	33	33
2月稼働率	20	30	23	23	23	13	10	7	50	67	23	37	3	3
(2月休日稼働率)	67	56	78	67	67	44	22	22	67	89	56	78	11	11
3月稼働率	33	30	13	20	13	27	13	10	57	90	33	60	10	10
(3月休日稼働率)	70	60	30	40	30	30	20	30	70	100	90	100	30	30
年間稼働率	37	37	20	24	17	19	7	9	48	64	27	43	14	15
(年間休日稼働率)	62	58	39	39	34	31	15	18	50	69	64	72	36	36

(市資料より作成)

稼働率は、午前、午後別に、人数、利用時間に関係なく、1人でも、1時間でも利用されると、利用としてカウントされる。それを、各月の総日数あるいは休日日数で除して計算されている。そのため、総じて高めの稼働率が計算されることとなっている。

当施設の特徴的な施設である研修室、多目的室、グラウンド、キャンプ場は、季節により、また午前午後でバラツキはあるが、休日の稼働率については、50%を超える月もあり高めに推移している。しかし、休日以外の稼働率は決して高いとは言えない。

また、創作室、和室、談話室面談室については、休日を含めても高いとは言えない。

(意見)

現在、当施設の利用は、「青少年」に限られている。前述した主な利用団体である、「きぼうの園」「柏市子ども会育成連絡協議会」「青少年相談委員連絡協議会」等の活動拠点として有効に機能しているのは事実である。

しかし、その利用率は決して高いとは言えない。利用率を向上させるために、「青少年」だけでなく、一般の利用を促進することも一つの方法である。一般利用を認める場合、柏市の他の同種施設（近隣センター、勤労会館、アミューゼ柏等、

さらには手賀の丘公園のキャンプ場)との住み分けも考慮されなくてはならない。当初の建設目的から離れて、「青少年」だけでなく、利用の枠をどの程度まで広げるのか検討が必要である。

なお、「青少年」とは、「千葉県青少年健全育成条例第6条」によると、「小学校就学の始期から十八歳に達するまでの者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）」をいう。

また一般の利用を行う場合には、現在、利用料は無料であるが、一部有料化とすることも検討する必要があると考える。

### ③ 青少年センターの今後のあり方について

青少年センターは昭和56年に開場した十余二青少年広場を母体とし、青少年各種教育関係団体等からの、青少年やその育成者の研修や野外活動の場としての総合的な施設の建設の要望に基づいて、昭和62年度に建設着工され、昭和63年に完成し、供用が開始され、現在に至っている。

その後、②で記載した利用率の現状をふまえて、施設のあり方が検討され、生涯学習部は、平成18年度の「集中改革プラン」において、「青少年センターのあり方の見直し」として、次の最終目標を述べている。

「青少年センターは、青少年の健全育成を図る目的で設置している公の施設である。施設の有効活用を図るため、更なる利用率の向上や施設のあり方の見直しについて検討する。」

「集中改革プラン」では、平成19年度で検証を行い、平成20年度で実施し、平成21年度に最終目標を達成することが予定されているが、平成19年度第3四半期までの実績として以下の報告がなされている。

「青少年センターの在り方の見直しについては、教育総務課主導のもと7月より『青少年センターの在り方の見直し勉強会』を立上げ、青少年センターの設立背景から利用状況及び現在の役割等検討しました。また、関係各課における青少年を対象とした事業に関する調査も10月に実施した。調査結果としては、各課においては、各近隣センター等で事業を実施している内容が見受けられた。青少年センターの利用状況は例年なみとなっている。尚平成20年度より放課後子ども教室の実施を予定しており、更なる社会教育事業の充実が期待される。青少年センターの老朽化が今後問題となって、維持管理経費等の方策を考えていかなければならない。最終的には、指定管理者制度を想定した『有料化』の導入について今後検討して行く。当初の進行計画とは、少し時間をかけ青少年相談委員連絡協議会や子ども会等関係団体と調整しながら『青少年センターの在り方の見直し』を行って行く予定です。」

### (意見)

平成19年度第3四半期までの実績報告において、「社会教育事業の充実が期待される。」とある。確かに、青少年センターのあり方は、社会教育事業の一環として、青少年の育成事業を位置づけて検討されるべきであろう。

しかし、担当者によると、柏市として社会教育事業のあり方が明確に定義されていないとのことである。

市が目指すべき社会教育事業を明らかにし、その上で、青少年相談員連絡協議会や子ども会等との関係団体との調整、施設の維持管理コスト、今後の大規模修繕費用、同種施設との代替性、当施設の特特殊性などを考慮し、青少年センターの今後のあり方を検討することが期待される。

その際、平成21年度に最終目標が達成可能となるように、利用料の有料化、運営の市長部局への移管、指定管理者制度の導入等を総合的に勘案して検討することが望まれる。

④ 満足度調査の実施について

利用者の不満や要望はその都度臨時職員に伝えられていることから、施設として、利用者に対してアンケート調査は実施していない。

(意見)

利用者数の増加や効率的な運営を図るため、利用者のニーズを的確に捉える必要がある。そのための有効手段として利用者へのアンケート等が考えられるので積極的な実施が望まれる。

⑤ 施設の老朽化及びその対策について

施設は、昭和 63 年に完成し同年から供用開始されており、外見的にも老朽化が目立っている。現在、中長期の修繕計画は策定されておらず、対処的に必要に応じて修繕が行われている。

平成 17 年度、18 年度、19 年度の修繕費は、それぞれ 64,155 円、148,575 円、347,760 円と少額となっている。

(意見)

施設を安全に存続、維持するためには、中長期的な修繕計画の策定が必要である。

その際、上記③で述べた、今後の施設のあり方いかんを考慮して、そのあり方と整合性のとれた中長期的な修繕計画を策定する必要がある。

⑥ リース資産について

「1. 市立図書館及び分館 (6) 監査の結果の結果に添えて提出する意見 ⑪ リース資産について」(P20) 参照。

## 4. 近隣センター

### (1) 施設の概要

#### ① 所在地

	センター名	所在地
1	田中近隣センター	大室 249- 1
2	柏ビレジ近隣センター	大室 1285-1
3	北部近隣センター	大青田 1541-2
4	西原近隣センター (西原近隣センター体育館)	西原 3-2-48 西原 2-10-62)
5	布施近隣センター	布施 1196-5
6	根戸近隣センター (根戸近隣センター体育館)	根戸 467-168 根戸 467-168)
7	松葉近隣センター	松葉町 4-11
8	高田近隣センター	高田 693-2
9	豊四季台近隣センター (豊四季台近隣センター体育館)	豊四季台 1-1-116 かやの町 2-65)
10	柏中央近隣センター	柏 6-2-22
11	新富近隣センター	豊四季 945-1
12	旭町近隣センター	旭町 5-3-32
13	新田原近隣センター	東柏 2-2-15
14	千代田近隣センター	千代田 2-7-21
15	富里近隣センター	富里 2-4-4
16	永楽台近隣センター	永楽台 2-11-25
17	増尾近隣センター	増尾 3-1-1
18	光ヶ丘近隣センター	光ヶ丘団地 200-5
19	南部近隣センター (南部近隣センター体育館)	新逆井 2-5-13 南逆井 1-20-1)
20	藤心近隣センター	藤心 4-1-11
21	酒井根近隣センター	酒井根 653-4
22	高柳近隣センター	高柳 1652-10

(市資料より作成)

- (注)1.近隣センターは 22 ヲ所に設置されているため、事業費及び運営形態を考慮し、事業費金額が最も大きく建築年度が新しい旭町近隣センター (NO.12) と「出張所・図書館分館との複合施設」の中から任意に抽出した松葉近隣センター (NO.7) の 2 ヲ所を対象を絞り込み往査を実施した。
- 2.柏中央近隣センター (NO.10) についてはアミューゼ柏の項で記載しているため、近隣センターの項では監査対象から除外している。

#### ② 所管部署

市民生活部市民活動推進課

③ 供用開始年度

センター名	供用開始年度
田中近隣センター	昭和 54 年度
柏ビレジ近隣センター	昭和 56 年度
北部近隣センター	平成 2 年度
西原近隣センター (西原近隣センター体育館)	昭和 54 年度 昭和 62 年度)
布施近隣センター	昭和 55 年度
根戸近隣センター (根戸近隣センター体育館)	昭和 44 年度 昭和 58 年度)
松葉近隣センター	昭和 62 年度
高田近隣センター	昭和 58 年度
豊四季台近隣センター (豊四季台近隣センター体育館)	昭和 53 年度 平成 9 年度)
柏中央近隣センター(アミュゼ柏)	平成 11 年度
新富近隣センター	昭和 57 年度
旭町近隣センター	平成 7 年度
新田原近隣センター	昭和 59 年度
千代田近隣センター	昭和 48 年度
富里近隣センター	昭和 58 年度
永楽台近隣センター	昭和 55 年度
増尾近隣センター	昭和 56 年度
光ヶ丘近隣センター	昭和 57 年度
南部近隣センター (南部近隣センター体育館)	昭和 53 年度 平成 5 年度)
藤心近隣センター	昭和 62 年度
酒井根近隣センター	平成 2 年度
高柳近隣センター	平成 7 年度

(市資料より作成)

④ 建設目的

近隣センターは、市民に自主的活動場を提供し、市民相互の交流を支援し、及び生涯学習に関する事業を実施することにより、市民と行政とが一体となって、潤いとゆとりあるふるさと柏を築くために設置された。

⑤ 施設の内容

センター名	施設の内容								
	会議室	和室	茶室	多目的ホール	料理実習室	陶芸室	遊戯室	体育室	テニスコート
田中近隣センター	○	○	—	—	○	—	—	○	—
柏ビレジ近隣センター	○	○	—	—	○	—	—	—	○
北部近隣センター	○	○	—	○	—	—	—	○	—
西原近隣センター	○	○	—	—	○	—	—	—	—
西原近隣センター体育館	—	—	—	—	—	—	—	○	—
布施近隣センター	○	○	—	—	○	—	○	—	—
根戸近隣センター	○	○	—	—	○	—	—	—	—
根戸近隣センター体育館	—	—	—	—	—	—	—	○	—
松葉近隣センター	○	○	○	○	○	—	—	○	—
高田近隣センター	○	○	—	—	○	—	—	○	—
豊四季台近隣センター	○	○	○	—	○	—	—	—	—
豊四季台近隣センター体育館	○	○	—	—	—	—	—	○	—
柏中央近隣センター(アミュゼ柏)	アミュゼ柏の項参照								
新富近隣センター	○	○	—	○	○	○	—	—	—
旭町近隣センター	○	○	—	○	○	—	—	○	—
新田原近隣センター	—	○	—	○	○	—	—	○	—
千代田近隣センター	○	○	—	—	—	—	—	—	—
富里近隣センター	○	○	—	—	○	—	—	—	—
永楽台近隣センター	○	○	—	—	○	—	—	—	—
増尾近隣センター	○	○	—	—	○	—	—	○	—
光ヶ丘近隣センター	○	○	—	○	○	—	—	—	—
南部近隣センター	○	○	—	—	○	—	—	—	—
南部近隣センター体育館	○	○	—	—	—	—	—	○	—
藤心近隣センター	○	○	○	○	○	—	—	—	—
酒井根近隣センター	○	○	○	○	○	—	—	○	—
高柳近隣センター	○	○	—	○	○	—	—	—	—

(市資料より作成)

利用時間：午前9時00分から午後9時00分

休館日：年末年始(12月29日から1月3日まで)、

第1・第3月曜日、施設・設備点検及び館内清掃等の臨時休館日

## (2) 施設の管理運営方法

所管部署による直営である。ただし、警備、清掃等の業務や、主に市職員のいない時間帯（土・日・夜間等）及び市職員が常駐していない施設の管理業務は財団法人柏市都市振興公社等に委託している。

なお、市民生活部市民活動推進課では、近隣センターが、心のふれあういきいきとした住み良いまちづくりを市民と行政が一体となって推進していく「ふるさと運動」の展開によるコミュニティづくりを推進するための活動拠点として各地域に設置されたこと、また、現在では生涯学習事業を展開する拠点等としての位置づけもされていることから、その行政機能やコミュニティ拠点としての機能維持の観点より施設の管理運営を指定管理者に委ねることは困難であると考え、指定管理者制度は導入していない。

### 運営体制

(平成19年度従事職員数)

(単位：人)

センター名	正職員 (注)1	嘱託	臨時・ アルバイト	管理人 (委託・土日夜間等)	合計
田中近隣センター	5.0	—	0.8	4.0	9.8
柏ビレジ近隣センター	—	—	—	5.0	5.0
北部近隣センター	—	—	—	5.0	5.0
西原近隣センター	6.0	—	2.0	4.0	12.0
西原近隣センター体育館	—	—	—	4.0	4.0
布施近隣センター	2.0	—	—	5.0	7.0
根戸近隣センター (根戸近隣センター体育館含む)	—	—	1.0	10.0	11.0
松葉近隣センター	4.0	—	4.0	5.0	13.0
高田近隣センター	2.0	—	1.0	5.0	8.0
豊四季台近隣センター	6.0	—	1.0	4.0	11.0
豊四季台近隣センター体育館	—	—	—	5.0	5.0
柏中央近隣センター	アミューゼ柏の項参照				
新富近隣センター	2.0	—	1.0	5.0	8.0
旭町近隣センター	—	1.0	—	5.0	6.0
新田原近隣センター	2.0	—	1.0	5.0	8.0
千代田近隣センター	—	—	—	5.0	5.0
富里近隣センター	—	1.0	—	5.0	6.0
永楽台近隣センター	2.0	—	1.0	4.0	7.0
増尾近隣センター	5.0	—	1.0	5.0	11.0
光ヶ丘近隣センター	6.0	—	1.7	5.0	12.7
南部近隣センター	6.0	—	1.0	5.0	12.0
南部近隣センター体育館	—	—	—	5.0	5.0
藤心近隣センター	4.0	—	1.0	4.0	9.0
酒井根近隣センター	2.0	—	1.0	5.0	8.0
高柳近隣センター	4.0	—	2.0	5.0	11.0
合計	58.0	2.0	20.5	119.0	199.5

(市資料より作成)

- (注) 1. 正職員は全て直接従事である。  
 2. 柏中央近隣センター（アミューゼ柏）は除く。  
 3. 図書館分館は除く。  
 4. 正社員について年度途中で退職者がいる場合は平均人数で算出している。  
 5. 臨時・アルバイトの人員はは従事割合を考慮して小数で集計している。

### (3) 初期投資の状況

(近隣センター事業費集計)

(単位：千円)

センター名	用地費		建設費		合計	
	事業費	台帳記載額	事業費	台帳記載額	事業費	台帳記載額
田中近隣センター	所管換(注)3	所管換(注)3	216,260	216,260	216,260	216,260
柏ビレジ近隣センター	寄附(注)4	寄附(注)4	寄附(注)4	寄附(注)4	寄附(注)4	寄附(注)4
北部近隣センター	72,777	72,777	332,350	332,350	405,128	405,127
西原近隣センター	40,500	40,500	73,050	73,050	113,550	113,550
西原近隣センター体育館	114,815	114,815	112,108	112,108	226,923	226,923
布施近隣センター	58,506	58,506	205,200	205,200	263,706	263,706
根戸近隣センター	所管換(注)3	所管換(注)3	所管換(注)3	所管換(注)3	所管換(注)3	所管換(注)3
根戸近隣センター体育館	364,172	364,172	133,250	133,250	497,422	497,422
松葉近隣センター	借地	借地	357,800	357,800	357,800	357,800
高田近隣センター	78,872	78,872	283,347	283,347	362,220	362,219
豊四季台近隣センター	借地	借地	239,930	239,930	239,930	239,930
豊四季台近隣センター体育館	473,548	473,548	355,144	355,144	828,692	828,692
新富近隣センター	借地	借地	279,100	279,100	279,100	279,100
新田原近隣センター	230,017	230,017	207,802	207,802	437,819	437,819
千代田近隣センター	24,482	24,482	18,700	18,700	43,182	43,182
永楽台近隣センター	12,612	12,612	141,400	141,400	154,012	154,012
増尾近隣センター	154,264	154,264	244,040	244,040	398,304	398,304
光ヶ丘近隣センター	借地	借地	272,100	272,100	272,100	272,100
南部近隣センター	78,539	78,539	215,800	215,800	294,339	294,339
南部近隣センター体育館	247,630	247,630	285,413	285,413	533,043	533,043
藤心近隣センター	120,917	120,917	283,900	283,900	404,817	404,817
酒井根近隣センター	106,041	106,041	383,252	383,252	489,293	489,293
高柳近隣センター	借地	借地	404,790	404,790	404,790	404,790
旭町近隣センター	620,476	620,476	483,585	483,585	1,104,061	1,104,061
富里近隣センター	借地	借地	124,300	124,300	124,300	124,300
合計	2,798,175	2,798,175	5,652,622	5,652,622	8,450,798	8,450,798

(市資料より作成)

- (注) 1. 取得財源の内訳については不明。  
 2. 柏中央近隣センター（アミュゼ柏）は除く。  
 3. 過年度において所管換の際取得価額の台帳転記が実施されなかったため金額が不明となった（「(6) 監査の結果に添えて提出する意見 ⑦所管換え時の台帳記載について」参照）。  
 4. 過年度において寄贈により取得したが、評価額の台帳記載等必要な手続きが行われていなかったため金額が不明となった（「(5) 監査の結果 ③寄贈の受納について」参照）。

## (近隣センター施設別事業費内訳)

(単位：千円)

センター名	用地費				建設費				事業費合計			
	事業費	施設別内訳 (注)2			事業費	施設別内訳 (注)2			事業費	施設別内訳 (注)2		
		合計	近隣センター	出張所		図書館	合計	近隣センター		出張所	図書館	合計
田中KC	所管換	—	—	—	216,260	160,767	17,603	37,888	216,260	160,767	17,603	37,888
柏ビレジKC	寄附	—	—	—	寄附	—	—	—	寄附	—	—	—
北部KC	72,777	72,777	—	—	332,350	332,350	—	—	405,128	405,128	—	—
西原KC	40,500	23,700	6,832	9,967	73,050	42,748	12,323	17,977	113,550	66,449	19,155	27,944
西原KC体育館	114,815	114,815	—	—	112,108	112,108	—	—	226,923	226,923	—	—
布施KC	58,506	40,977	—	17,528	205,200	143,722	—	61,477	263,706	184,700	—	79,006
根戸KC	所管換	—	—	—	所管換	—	—	—	所管換	—	—	—
根戸KC体育館	364,172	364,172	—	—	133,250	133,250	—	—	497,422	497,422	—	—
松葉KC	借地	—	—	—	357,800	267,348	24,688	65,763	357,800	267,348	24,688	65,763
高田KC	78,872	65,732	—	13,140	283,347	236,141	—	47,205	362,220	301,874	—	60,345
豊四季台KC	借地	—	—	—	239,930	199,237	40,692	—	239,930	199,237	40,692	—
豊四季台KC体育館	473,548	473,548	—	—	355,144	355,144	—	—	828,692	828,692	—	—
新富KC	借地	—	—	—	279,100	209,855	—	69,244	279,100	209,855	—	69,244
新田原KC	230,017	199,540	—	30,477	207,802	180,268	—	27,533	437,819	379,808	—	58,011
千代田KC	24,482	24,482	—	—	18,700	18,700	—	—	43,182	43,182	—	—
永楽台KC	12,612	9,183	—	3,429	141,400	102,953	—	38,446	154,012	112,136	—	41,876
増尾KC	154,264	114,063	10,582	29,618	244,040	180,443	16,741	46,855	398,304	294,506	27,323	76,474
光ヶ丘KC	借地	—	—	—	272,100	148,158	69,712	54,229	272,100	148,158	69,712	54,229
南部KC	78,539	54,757	6,385	17,396	215,800	150,455	17,544	47,799	294,339	205,213	23,929	65,196
南部KC体育館	247,630	247,630	—	—	285,413	285,413	—	—	533,043	533,043	—	—
藤心KC	120,917	82,828	11,644	26,444	283,900	194,471	27,339	62,088	404,817	277,299	38,983	88,533
酒井根KC	106,041	106,041	—	—	383,252	383,252	—	—	489,293	489,293	—	—
高柳KC	借地	—	—	—	404,790	267,282	54,646	82,860	404,790	267,282	54,646	82,860
旭町KC	620,476	620,476	—	—	483,585	483,585	—	—	1,104,061	1,104,061	—	—
富里KC	借地	—	—	—	124,300	124,300	—	—	124,300	124,300	—	—
合計	2,798,175	2,614,728	35,444	148,002	5,652,622	4,711,958	281,291	659,373	8,450,798	7,326,687	316,735	807,375

(市資料より作成)

(注) 1. KC：近隣センター

2. 出張所・図書館分館を含む複合施設について面積比により施設別内訳を算出している。

3. 柏中央近隣センター（アミューゼ柏）は除く。

## (4) 施設の利用状況及び収支状況

(単位：千円)

歳入 A		平成 17 年度	18 年度	19 年度
近隣センター使用料		35,232	35,735	35,886
近隣センター用地使用料		39	39	39
損害賠償責任保険金		—	—	325
公衆電話使用料及び手数料		128	109	102
電気・水道料等立替金		855	929	869
コミュニティ助成事業助成金		2,500	2,500	—
拾得物時効取得金		29	12	10
コピー料		178	152	166
建物保険災害共済金		173	—	—
高柳コミュニティセンター運営委員会精算金		20	—	—
合計		<b>39,157</b>	<b>39,480</b>	<b>37,400</b>
歳出 B				
近隣センターの管理運営に要する経費				
人件費		276,670	266,646	274,930
賃金		18,859	16,584	17,178
報償費		8	8	4
旅費		54	13	11
需用費		87,399	82,215	79,832
役務費		5,475	4,815	4,876
委託料		150,877	157,198	156,698
使用料及び賃借料		14,689	14,356	14,512
工事請負費		676	69	2,190
備品購入費		2,777	1,812	2,528
負担金補助及び交付金		1,443	1,857	2,212
補償、補填及び賠償金		—	—	325
公課費		162	110	140
計		559,094	545,687	555,442
ふるさと運動に要する経費				
負担金補助及び交付金		28,716	29,103	27,120
生涯学習事業に要する経費				
報償費		5,251	5,160	5,304
旅費		52	10	17
需用費		1,068	739	647
役務費		51	40	36
使用料及び賃借料		1,259	1,266	1,181
計		7,683	7,217	7,187
合計		<b>595,494</b>	<b>582,008</b>	<b>589,750</b>
収支 (A-B)		<b>△556,337</b>	<b>△542,527</b>	<b>△552,350</b>

(市資料より作成)

(注) 1.全近隣センターの集計値。ただし柏中央近隣センター(アミューゼ柏)は除く。

(最近3年間の利用状況等の推移)

近隣センター名	利用者数(延人数)			稼働率(%)		
	平成17年度	18年度	19年度	17年度	18年度	19年度
田中近隣センター	29,833	32,023	30,487	30.8	31.0	32.8
柏ビレジ近隣センター	20,939	18,824	19,031	29.1	30.3	31.3
北部近隣センター	24,890	23,058	23,255	31.1	31.1	30.1
西原近隣センター	39,478	38,311	32,944	60.0	59.2	59.5
布施近隣センター	32,314	30,082	28,760	42.6	40.8	41.4
根戸近隣センター	64,294	57,450	54,267	33.7	35.5	36.3
松葉近隣センター	88,496	93,455	92,450	54.5	55.8	57.0
高田近隣センター	48,187	47,091	48,610	47.5	45.8	48.4
豊四季台近隣センター	88,040	92,301	90,124	52.9	53.0	54.0
柏中央近隣センター(アミュゼ柏)	97,199	92,805	89,105	72.9	72.7	72.8
新富近隣センター	42,066	45,282	44,988	42.8	45.7	46.1
旭町近隣センター	63,131	67,533	65,722	49.9	52.0	52.5
新田原近隣センター	55,378	54,435	52,773	39.8	39.2	40.6
千代田近隣センター	22,044	19,861	18,624	48.5	47.5	45.0
富里近隣センター	38,956	38,558	38,325	49.2	49.2	51.4
永楽台近隣センター	36,154	36,108	36,163	62.9	61.5	60.2
増尾近隣センター	76,018	77,663	75,451	52.7	54.3	54.3
光ヶ丘近隣センター	57,609	57,013	55,254	63.6	61.8	61.4
南部近隣センター	80,056	81,592	84,615	41.4	40.6	40.6
藤心近隣センター	64,614	60,331	64,100	49.5	48.3	49.6
酒井根近隣センター	64,580	64,866	63,884	50.2	49.3	51.7
高柳近隣センター	43,873	49,087	49,773	47.8	52.3	58.8
合 計	1,178,149	1,177,729	1,158,705	47.7	47.8	48.9

(市資料より作成)

(注) 1. 稼働率は年間の利用可能件数で除して算出している。  
 年間利用可能件数は稼働日数×コマ数(\*)の算式で算出している。  
 \*開館時間÷各部屋の単位当たり時間

## (5) 監査の結果

### ① 備品の標識及び管理について

「1. 市立図書館及び分館 (5) 監査の結果 ③ 備品の標識及び管理について」(P9) 参照。

### ② 行政財産と教育財産の区分管理について

松葉近隣センター往査において、柏市役所出張所の備品である自動認証機やレジスター、図書館の備品である書架等が全て近隣センターの物品一覧表に計上されており、図書館分館及び出張所との複合施設における備品の扱い（管理の管轄）があいまいとなっていることが判明した。20万円以上の項目を抽出した結果は以下のとおりである。

備品番号	備品記号	品名	取得年月日	取得価格 (千円)	使用場所
000002305	C-11	自動認証機	S55.6.5	499	出張所
0000036912	C-01	レジスター	H12.5.24	504	出張所
0000040265	F-01	書架	S62.9.17	225	図書館分室
0000040266	F-01	書架	S62.9.17	225	図書館分室
0000040289	F-01	書架	S62.9.17	408	図書館分室
0000040290	F-01	書架	S62.9.17	408	図書館分室
0000040291	F-01	書架	S62.9.17	408	図書館分室
0000040292	F-01	書架	S62.9.17	408	図書館分室
0000040293	F-01	書架	S62.9.17	408	図書館分室
0000040294	F-01	書架	S62.9.17	408	図書館分室
0000040295	F-01	書架	S62.9.17	408	図書館分室
0000040296	F-01	書架	S62.9.17	408	図書館分室
0000040297	F-01	文庫用書架	S62.9.17	305	図書館分室
0000040301	F-01	雑誌架	S62.9.17	216	図書館分室

この結果を受けて、全ての近隣センター施設の行政財産の管理状況について質問した結果、以下の回答を得た。

センター名	財産管理区分について (行政財産と教育財産の区分が物品一覧表で正確にされているか)
田中近隣センター	正確に区分されている。
柏ビレジ近隣センター	該当なし。
北部近隣センター	該当なし。
西原近隣センター	正確に区分されている。
西原近隣センター体育館	該当なし。
布施近隣センター	図書館の備品が近隣センターの備品台帳に記載されている。
根戸近隣センター	該当なし。
根戸近隣センター体育館	該当なし。
松葉近隣センター	正確には記載されていない。
高田近隣センター	図書館分館の室内に行政財産と教育財産が配置されているが台帳上は両者を区分している。
豊四季台近隣センター	該当なし。
豊四季台近隣センター体育館	該当なし。
新富近隣センター	図書館分館の室内に行政財産と教育財産が配置されているが台帳上は両者を区分している。
旭町近隣センター	該当なし。

センター名	財産管理区分について (行政財産と教育財産の区分が物品一覧表で正確にされているか)
新田原近隣センター	図書室の備品が近隣センターの備品台帳に記載されている。
千代田近隣センター	該当なし。
富里近隣センター	該当なし。
永楽台近隣センター	一部図書館の備品が近隣センターの備品台帳に記載されている(区分なし)。
増尾近隣センター	該当なし。
光ヶ丘近隣センター	一部分図書館分館備品の記載有。区分されていない。
南部近隣センター	図書館分館の室内に行政財産と教育財産が配置されているが台帳上は両者を区分している。
南部近隣センター体育館	該当なし。
藤心近隣センター	図書館分館の室内に行政財産と教育財産が配置されているが台帳上は両者を区分している。
酒井根近隣センター	教育財産はなし。
高柳近隣センター	正確に区分されている。

(市資料より作成)

(注)1. 柏中央近隣センター(アミュゼ柏)は除く。

### (改善策)

上表からは、行政財産と教育財産が区分されていない近隣センター(布施近隣センター、松葉近隣センター、新田原近隣センター、永楽台近隣センター)が散見される。行政財産は市長部局管轄であり、教育財産は教育委員会の管轄であるため、予算区分も異なり、両者は正確に区分して管理するべきである。

### ③ 寄附の受納について

#### ア. 公有財産

「(3)初期投資の状況(近隣センター事業費集計)(注)4」に記載のとおり、柏ビレジ近隣センターの用地費及び建設費は、寄贈により取得している。

柏市財務規則第263条によれば、寄附により受け入れた公有財産を新たに台帳に記載する場合の価格は、その受納時における評定価額と規定されている。

しかしながら、上記の土地については公有財産(土地)取報告書の取得価額欄への評価額記入漏れがあり、建物については公有財産(建物)取得報告書に取得価額の記載はあったものの台帳への記載が漏れていたため、それぞれ台帳記載がなされていない。

#### イ. 備品

また、近隣センター往査時に以下の寄贈品について必要な手続きが行われないうまま受領していたことが判明した。

場所	品名
旭町近隣センター ロビー	絵画(笠松英生作「時は流れても」100F 1995年10月13日)
松葉近隣センター 図書館	書架(3架)

### (改善策)

#### ア. 公有財産

柏市財務規則263条に従って、受納時による評定金額をもって、公有財産台帳に記載すべきである。

## イ. 備品

柏市財務規則第 266 条の 2 によれば、物品の寄附を受けようとするときは寄附の申出書を提出させ、市長の決裁を受けなければならないと規定されているため、これに従い、必要な手続を経ることが必要である。

### ④ 自動販売機の設置について

近隣センターでは利用者の利便性向上の観点から、下表のとおり、ふるさと協議会等に対し、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び柏市財務規則第 232 条第 6 号の規定に基づき近隣センター施設内に自動販売機の設置を許可している。

そして、藤心近隣センターでは柏市行政財産使用料条例第 4 条第 1 号に、布施近隣センター、根戸近隣センター（体育館）、豊四季近隣センター（体育館）、永楽台近隣センター、増尾近隣センター、光ヶ丘近隣センター、及び酒井根近隣センターでは同条例同条第 2 号にそれぞれ該当すると判断し、近隣センター施設使用料を免除としている。ただし、同条例同条第 2 号において市長が必要と認めて減免措置を講じたことに関する合理性の検討過程を明らかにした証拠書類は残されていない。

これ以外については近隣センター施設使用料を免除としている根拠条文が明確にされず、あるいは施設使用料免除手続きが行われないまま、利用者の福利厚生や利便性向上の名目で近隣センター施設使用料を免除している。

なお、使用料減免による利益が自動販売機で販売される飲料水の価格に反映されるなどの方法により利用者に還元されているケースが少なく、ふるさと協議会等に還元されているのが実態である。

### 柏市行政財産使用料条例第 4 条

市長は、第 2 条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1)他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に使用するとき。
- (2)その他市長が必要と認めるとき。

センター名	許可の相手方	使用料		電気料		飲料水販売価格	市販価格との差
		徴収の有無	減免理由	徴収の有無	金額(円)		
田中近隣センター	田中地域ふるさと協議会	免除	利用者の福利を目的として設置するため	有	29,007	120円～150円	同額
柏ビレッジ近隣センター	田中地域ふるさと協議会	免除	利用者の福利を目的として設置するため	有	47,216	120円～150円	同額
北部近隣センター	田中地域ふるさと協議会	免除	利用者の福利を目的として設置するため	有	59,202	120円～150円	同額
西原近隣センター	該当なし	—	—	—	—	—	—
西原近隣センター体育館	該当なし	—	—	—	—	—	—
布施近隣センター	富勢地域ふるさと協議会	免除	柏市行政財産使用料条例第4条第2号	有	24,064	120円～150円	同額
根戸近隣センター	該当なし	—	—	—	—	—	—
根戸近隣センター体育館	富勢地域ふるさと協議会	免除	柏市行政財産使用料条例第4条第2号	有	25,649	120円～150円	同額
松葉近隣センター	松葉町地域ふるさと協議会	免除	柏市行政財産使用料条例(条文明記なし)	有	21,790	110円～140円	△10円
高田近隣センター	高田ふるさと協議会	免除	利用者の福利を目的として設置するため	有	84,575	350 <sup>㏄</sup> 缶/120円 500 <sup>㏄</sup> ボトル/150円 牛乳パック/110円	同額
豊四季台近隣センター	該当なし	—	—	—	—	—	—
豊四季台近隣センター体育館	豊四季台ふるさと協議会	免除	柏市行政財産使用料条例第4条第2号	有	35,736	350 <sup>㏄</sup> 缶/120円 500 <sup>㏄</sup> ボトル/150円	同額
新富近隣センター	柏市新富地域ふるさと協議会	免除	利用者の福利を目的として設置するため	有	64,440	100円～150円	同額
旭町近隣センター	柏市旭町地域ふるさと協議会	免除	利用者の福利を目的として設置するため	有	26,415	350 <sup>㏄</sup> 缶/120円 500 <sup>㏄</sup> ボトル/150円	同額
新田原近隣センター	該当なし	—	—	—	—	—	—
千代田近隣センター	該当なし	—	—	—	—	—	—
富里近隣センター	財団法人柏市都市振興公社	免除	利用者の福利を目的として設置するため	有	18,211	350 <sup>㏄</sup> 缶/120円 500 <sup>㏄</sup> ボトル/150円	同額
永楽台近隣センター	柏市永楽台地域ふるさと協議会	免除	柏市行政財産使用料条例第4条第2号	有	60,141	100円～140円	△10円
増尾近隣センター	柏市増尾地域ふるさと協議会	免除	柏市行政財産使用料条例第4条第2号	有	75,451	120円～150円	同額
光ヶ丘近隣センター	柏市光ヶ丘地域ふるさと協議会	免除	柏市行政財産使用料条例第4条第2号	有	35,441	紙パック入牛乳・ジュース等 100円	同額
南部近隣センター	南部地域ふるさと協議会	免除	利用者の福利を目的として設置するため	有	54,094	100円～140円	△10円
南部近隣センター体育館	南部地域ふるさと協議会	免除	利用者の福利を目的として設置するため	有	57,836	110円～140円	△10円
藤心近隣センター	藤心地域ふるさと協議会	免除	柏市行政財産使用料条例第4条第1号	有	34,156	120円～150円	同額
酒井根近隣センター	柏市酒井根地域ふるさと協議会	免除	柏市行政財産使用料条例第4条第2号	有	67,419	350 <sup>㏄</sup> 缶/120円 500 <sup>㏄</sup> ボトル/150円	同額
高柳近隣センター	柏市風早南部地域ふるさと協議会	免除	利用者の福利を目的として設置するため	有	92,928	80円～130円	△20円

(市資料より作成)

(注) 1. 柏中央近隣センター(アミュゼ柏)は除く。

(改善策)

藤心近隣センターについて、ふるさと協議会等の自動販売機設置による施設の使用は、「他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に使用するとき」には該当せず、使用料減免の柏市行政財産使用料条例第 4 条第 1 号の要件に当てはまらない。根拠条文の要件を充たさない以上は正規の使用料を徴収すべきである。また、それ以外の、必要な手続きを経ずして減免措置を講じている施設についても、必要な手続きを経ない以上は正規の使用料を徴収すべきである。

ただし、使用料を徴収することにより、ふるさと協議会等が自動販売機を撤去することとなった場合に利用者の利便性が著しく損なわれるため、使用料の減免が必要と認められるのであれば、柏市行政財産使用料条例第 4 条第 2 号「その他市長が必要と認めるとき」に該当するか否かを検討し、必要な手続きを経て減免措置を講じるべきである。

また、柏市行政財産使用料条例第 4 条第 2 号に従い使用料を減免している布施近隣センター、根戸近隣センター（体育館）、豊四季近隣センター（体育館）、永楽台近隣センター、増尾近隣センター、光ヶ丘近隣センター、及び酒井根近隣センターについては、市長が必要と認めた理由について、その合理性の検討過程を明らかにし、必要な手続きを経た上で減免措置を適用することが必要である。

⑤ 団体事務室・倉庫等の減免措置について

近隣センターではふるさと協議会が常時「ふるさと運動」に従事できるよう、貸館施設とは別に団体事務室として部屋の貸与を行っているケースがある。また、ふるさと協議会及び地区社会福祉協議会に対し、団体事務室以外にも倉庫や荷物置きのための貸しスペースを提供しているケースもある。

センター名	団体事務室 (ふるさと協議会)		団体事務室以外の倉庫や荷物置きのための貸しスペースの状況 (注)2				
	面積 (㎡)	使用状況	面積 (㎡)	相手先	目的	場所	使用料 徴収
田中近隣センター	17.50	月に5日程度	18	ふるさと協議会 社会福祉協議会	備品類の保管	建物外	無
柏ビレジ近隣センター	なし	—	なし	—	—	—	—
北部近隣センター	なし	—	なし	—	—	—	—
西原近隣センター	15.00	頻繁に使用している	39	ふるさと協議会 社会福祉協議会	備品類の保管、 防災倉庫	建物外	無
西原近隣センター体育館	19.27	週3日程度	なし	—	—	—	—
布施近隣センター	18.41	頻繁に使用している	20	ふるさと協議会	備品類の保管、 防災倉庫	建物内外	無
根戸近隣センター	なし	—	なし	—	—	—	—
根戸近隣センター体育館	なし	—	なし	—	—	—	—
松葉近隣センター	なし	—	なし	—	—	—	—
高田近隣センター	なし	—	3	ふるさと協議会	防災倉庫	建物外	無
豊四季台近隣センター	36.15	頻繁に使用している	7	ふるさと協議会	備品類の保管、 防災倉庫	建物外	無
豊四季台近隣センター体育館	なし	—	なし	—	—	—	—
新富近隣センター	19.90	頻繁に使用している	なし	—	—	—	—
旭町近隣センター	なし	—	11	ふるさと協議会	防災倉庫	建物内	無
新田原近隣センター	なし	—	24	ふるさと協議会	備品類の保管、 防災倉庫	建物内外	無
千代田近隣センター	なし	—	10	ふるさと協議会	備品類の保管	建物外	無
富里近隣センター	25.50	頻繁に使用している	なし	—	—	—	—
永楽台近隣センター	12.00	頻繁に使用している	なし	—	—	—	—
増尾近隣センター	12.90	頻繁に使用している 事務室と共有	14	ふるさと協議会	—	建物内外	無
光ヶ丘近隣センター	25.44	頻繁に使用している 管理人室と兼用	2	ふるさと協議会 社会福祉協議会2団体	備品類の保管	建物内倉庫	無
南部近隣センター	33.00	頻繁に使用している	14	ふるさと協議会	備品類の保管、 防災倉庫	建物外	無
南部近隣センター体育館	なし	—	なし	—	—	—	—
藤心近隣センター	18.90	頻繁に使用している	26	ふるさと協議会 社会福祉協議会	備品類の保管	建物内外	無
酒井根近隣センター	24.00	頻繁に使用している	なし	—	—	—	—
高柳近隣センター	8.20	頻繁に使用している	なし	—	—	—	—

(市資料より作成)

(注) 1. 柏中央近隣センター（アミュゼ柏）は除く。

2. 建物内の倉庫、敷地内に設置されたプレハブ倉庫、事務室内に置いてあるキャビネット等の状況

近隣センターでは、各ふるさと協議会は柏市近隣センター条例第 3 条及び柏市近隣センター条例施行規則第 4 条の規定により市長が運営への参加及び協力を求める団体と定めていることから、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び柏市財務規則第 232 条第 6 号の規定に該当すると判断し、ふるさと協議会及び地区社会福祉協議会に対し上表の設備を貸与している。

しかし、行政財産使用許可申請書の提出を受けて施設の使用を許可する手続きは行われていない。

また、当該団体の施設使用料は、柏市行政財産使用料条例第 4 条第 2 号「その他市長が必要と認めるとき」に該当すると判断して全額免除されているが、必要な減免手続きは行われていない。

#### (改善策)

市長が必要と認めて施設の貸与を行うのであれば、その合理性の検討過程を明らかにした上で必要な手続きを経て貸与を実施し、正規の施設使用料を徴収すべきである。また、施設使用料の減免が必要と認められるのであれば、同様に必要な手続きを行った上で減免措置を適用する必要がある。

なお、松葉近隣センター往査時に体育室内放送室を視察した結果、上表には網羅されていない、ふるさと協議会の暖房設備が保管されていた。このような貸スペースに関しても漏れなく把握し、同様の施設貸与手続きを経るべきである。

(6) 監査の結果に添えて提出する意見

① 行政コスト計算書について  
(平成 17 年度行政コスト計算書)

(単位：千円)

センター名 (注)1	行政コスト									収入項目			差引行政コスト		
	I 人に係るコスト		II 物に係るコスト					III その他のコスト		合計	利用料金収入	その他収入		合計	
	市職員人件費	団体職員人件費 (臨時職員)	物件費(賃借料、 物品購入費等)	維持管理費 (委託料)	修繕費、 維持管理費 (光熱水費等)	減価償却費 (注)3	その他(雑費)	支払利息	その他 (租税公課等)						
田中 KC	20,207	1,005	132	—	9,884	—	234	—	—	31,464	2,694	151	2,846	28,617	
柏ビレジ KC	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
北部 KC	—	—	—	—	—	13,294	—	—	—	13,294	—	—	—	13,294	
西原 KC	9,493	988	87	—	4,157	—	26	—	—	14,753	1,377	10	1,387	13,365	
西原 KC 体育館	—	—	—	—	—	4,484	—	—	—	4,484	—	—	—	4,484	
布施 KC	33,236	—	519	124	8,299	—	28	—	—	42,207	3,137	2,553	5,691	36,516	
根戸 KC	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
根戸 KC 体育館	—	—	—	—	—	5,330	—	—	—	5,330	—	—	—	5,330	
松葉 KC	9,247	1,864	644	—	6,233	10,693	13	—	—	28,696	3,105	60	3,165	25,531	
高田 KC	21,505	321	249	208	3,399	9,445	29	—	—	35,159	2,255	72	2,327	32,831	
豊四季台 KC	19,167	796	1,310	345	7,272	0	109	—	—	29,002	3,932	61	3,994	25,008	
豊四季台 KC 体育館	—	—	—	—	—	14,205	—	—	—	14,205	—	—	—	14,205	
新富 KC	20,516	376	1,937	107	4,531	8,394	21	—	—	35,886	1,733	62	1,795	34,090	
新田原 KC	21,561	341	361	429	5,669	7,210	16	—	—	35,592	2,925	20	2,946	32,645	
千代田 KC	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
永楽台 KC	20,955	352	1,941	84	5,051	—	20	—	—	28,406	898	53	952	27,454	
増尾 KC	21,433	1,034	94	—	4,231	7,217	14	—	—	34,025	1,900	67	1,968	32,057	
光ヶ丘 KC	20,278	1,094	212	—	6,954	5,926	407	—	—	34,874	2,088	242	2,330	32,543	
南部 KC	17,435	657	233	17	7,101	—	—	—	—	25,444	2,793	138	2,931	22,513	
南部 KC 体育館	—	—	—	—	—	11,416	—	—	—	11,416	—	—	—	11,416	
藤心 KC	10,619	558	144	—	4,911	7,778	22	—	—	24,034	1,840	48	1,888	22,145	
酒井根 KC	20,783	619	397	102	3,957	15,330	14	—	—	41,205	2,658	70	2,729	38,476	
高柳 KC	10,227	3,702	8,589	1,078	5,197	10,691	8	—	—	39,495	1,891	311	2,203	37,292	
旭町 KC	—	2,572	380	459	3,906	19,343	338	—	—	27,000	—	—	—	27,000	
富里 KC	—	2,572	230	25	2,791	4,972	363	—	—	10,955	—	—	—	10,955	
市民活動推進課	—	—	—	147,894	—	—	—	—	—	147,894	—	—	—	147,894	
<b>合計</b>	<b>276,670</b>	<b>18,859</b>	<b>17,466</b>	<b>150,877</b>	<b>93,551</b>	<b>155,734</b>	<b>1,669</b>	—	—	<b>714,829</b>	<b>35,232</b>	<b>3,924</b>	<b>39,157</b>	<b>675,672</b>	
		<b>295,530</b>				<b>419,299</b>			—						
														市人口(単位:人)(注)2	380,963
														市民 1 人当たり行政コスト(円)	1,774

(注) 1. KC：近隣センター

2. 市人口は各年 10 月 1 日現在のものである。

3. 減価償却費は KC ごとに定額法により耐用年数 25 年、残存価額ゼロで計算している。

4. 柏ビレジ近隣センター及び北部近隣センターに係る行政コストについては田中近隣センターの行政コストに含まれる。

5. 西原近隣センター体育館に係る行政コストについては西原近隣センターの行政コストに含まれる。

6. 根戸近隣センター及び根戸近隣センター体育館に係る行政コストについては布施近隣センターの行政コストに含まれる。

7. 豊四季台近隣センター体育館に係る行政コストについては豊四季台近隣センターの行政コストに含まれる。
8. 千代田近隣センターに係る行政コストについては新田原近隣センターの行政コストに含まれる。
9. 南部近隣センター体育館に係る行政コストについては南部近隣センターの行政コストに含まれる。
10. 柏中央近隣センター（アミュゼ柏）は除く。

(平成 18 年度行政コスト計算書)

(単位：千円)

センター名	行政コスト									収入項目			差引行政コスト		
	I 人に係るコスト		II 物に係るコスト					III その他のコスト		合計	利用料金収入	その他収入		合計	
	市職員人件費	団体職員人件費 (臨時職員)	物件費(賃借料、 物品購入費等)	維持管理費 (委託料)	修繕費、光熱水費等 維持管理費	減価償却費	その他(雑費)	支払利息	その他 (租税公課等)						
田中 KC	21,156	1,006	318	42	9,492	—	251	—	—	32,267	2,990	157	3,148	29,118	
柏ビレジ KC	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
北部 KC	—	—	—	—	—	13,294	—	—	—	13,294	—	—	—	13,294	
西原 KC	8,771	1,022	75	—	3,492	—	11	—	—	13,373	1,376	4	1,381	11,992	
西原 KC 体育館	—	—	—	—	—	4,484	—	—	—	4,484	—	—	—	4,484	
布施 KC	33,134	—	519	96	7,868	—	27	—	—	41,647	3,265	54	3,319	38,327	
根戸 KC	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
根戸 KC 体育館	—	—	—	—	—	5,330	—	—	—	5,330	—	—	—	5,330	
松葉 KC	9,626	1,864	844	—	6,990	10,693	28	—	—	30,049	3,163	33	3,196	26,852	
高田 KC	21,545	327	251	200	3,025	9,445	9	—	—	34,804	2,169	85	2,254	32,549	
豊四季台 KC	20,733	792	215	345	5,496	—	80	—	—	27,662	3,953	46	3,999	23,663	
豊四季台 KC 体育館	—	—	—	—	—	14,205	—	—	—	14,205	—	—	—	14,205	
新富 KC	20,573	376	2,167	107	4,281	8,394	12	—	—	35,913	1,781	80	1,862	34,050	
新田原 KC	20,553	327	497	386	5,915	7,210	25	—	—	34,914	2,917	2,513	5,430	29,484	
千代田 KC	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
永楽台 KC	21,118	363	584	101	4,104	—	—	—	—	26,273	846	51	897	25,375	
増尾 KC	10,496	1,025	94	270	4,290	—	10	—	—	16,187	2,068	81	2,150	14,036	
光ヶ丘 KC	18,805	1,087	86	—	6,960	5,926	378	—	—	33,245	2,036	78	2,115	31,130	
南部 KC	17,957	613	233	17	6,369	—	399	—	—	25,590	2,769	160	2,929	22,660	
南部 KC 体育館	—	—	—	—	—	11,416	—	—	—	11,416	—	—	—	11,416	
藤心 KC	10,866	537	157	—	3,480	7,778	21	—	—	22,842	1,823	48	1,872	20,970	
酒井根 KC	20,720	638	922	13	5,279	15,330	18	—	—	42,923	2,656	73	2,730	40,193	
高柳 KC	10,585	1,454	8,589	1,141	4,753	10,691	9	—	—	37,225	1,915	274	2,190	35,034	
旭町 KC	—	2,572	380	496	3,192	19,343	352	—	—	26,338	—	—	—	26,338	
富里 KC	—	2,572	230	21	2,107	4,972	352	—	—	10,256	—	—	—	10,256	
市民活動推進課	—	—	—	153,957	—	—	0	—	—	153,957	—	—	—	153,957	
<b>合計</b>	<b>266,646</b>	<b>16,584</b>	<b>16,168</b>	<b>157,198</b>	<b>87,100</b>	<b>148,517</b>	<b>1,989</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>694,204</b>	<b>35,735</b>	<b>3,745</b>	<b>39,480</b>	<b>654,723</b>	
		<b>283,230</b>				<b>410,974</b>									
														市人口(単位:人)	384,420
														市民 1 人当たり行政コスト(円)	1,703

## (平成 19 年度行政コスト計算書)

(単位：千円)

センター名	行政コスト									収入項目			差引行政コスト		
	I 人に係るコスト		II 物に係るコスト					III その他のコスト		合計	利用料金収入	その他収入		合計	
	市職員人件費	団体職員人件費 (臨時職員)	物件費(賃借料、 物品購入費等)	維持管理費 (委託料)	修繕費、光熱水費等 維持管理費	減価償却費	その他(雑費)	支払利息	その他 (租税公課等)						
田中 K C	20,967	1,012	190	84	10,306	—	560	—	—	33,121	2,909	487	3,396	29,725	
柏ビレジ KC	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
北部 K C	—	—	—	—	—	13,294	—	—	—	13,294	—	—	—	13,294	
西原 K C	6,572	1,007	261	—	4,317	—	19	—	—	12,178	1,379	3	1,382	10,796	
西原 KC 体育館	—	—	—	—	—	4,484	—	—	—	4,484	—	—	—	4,484	
布施 K C	20,356	—	519	128	8,261	—	22	—	—	29,288	3,208	57	3,266	26,022	
根戸 K C	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
根戸 KC 体育館	—	—	—	—	—	5,330	—	—	—	5,330	—	—	—	5,330	
松葉 K C	10,102	1,913	666	—	6,019	10,693	13	—	—	29,408	3,264	31	3,296	26,112	
高田 K C	21,802	334	1,479	203	3,434	9,445	9	—	—	36,709	2,210	87	2,297	34,411	
豊四季台 KC	21,171	786	215	345	5,389	—	74	—	—	27,982	3,985	58	4,043	23,939	
豊四季台 KC 体育館	—	—	—	—	—	14,205	—	—	—	14,205	—	—	—	14,205	
新富 K C	21,218	376	2,033	94	4,571	—	20	—	—	28,315	1,841	73	1,914	26,400	
新田原 KC	20,741	368	346	339	4,948	7,210	11	—	—	33,967	2,848	15	2,864	31,103	
千代田 KC	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
永楽台 KC	21,323	371	584	140	3,781	—	806	—	—	27,007	914	63	978	26,028	
増尾 K C	10,414	1,030	722	270	4,935	—	9	—	—	17,383	2,036	75	2,112	15,271	
光ヶ丘 KC	28,543	1,670	156	—	5,903	—	388	—	—	36,661	2,000	51	2,051	34,610	
南部 K C	18,415	614	250	42	7,675	—	8	—	—	27,006	2,713	129	2,843	24,163	
南部台 KC 体育館	—	—	—	—	—	11,416	—	—	—	11,416	—	—	—	11,416	
藤心 K C	21,456	565	109	—	3,432	7,778	17	—	—	33,359	1,794	39	1,833	31,525	
酒井根 KC	21,473	607	316	75	3,059	15,330	—	—	—	40,862	2,771	70	2,841	38,020	
高柳 K C	10,370	1,219	8,579	1,109	4,925	10,691	20	—	—	36,915	2,008	269	2,278	34,637	
旭町 K C	—	2,636	380	146	3,760	19,343	357	—	—	26,625	—	—	—	26,625	
富里 K C	—	2,662	230	24	2,176	4,972	357	—	—	10,422	—	—	—	10,422	
市民活動推進課	—	—	—	153,692	—	—	—	—	—	153,692	—	—	—	153,692	
<b>合計</b>	<b>274,930</b>	<b>17,178</b>	<b>17,041</b>	<b>156,698</b>	<b>86,900</b>	<b>134,196</b>	<b>2,694</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>689,639</b>	<b>35,886</b>	<b>1,513</b>	<b>37,400</b>	<b>652,239</b>	
		<b>292,180</b>				<b>397,530</b>									
														市人口(単位:人)	388,350
														市民 1 人当たり行政コスト(円)	1,680

(意見)

(行政コスト計算書経年比較)

(単位：千円)

年度	行政コスト									収入項目			差引行政コスト	
	I 人に係るコスト		II 物に係るコスト					III その他のコスト		合計	利用料金収入	その他収入		合計
	市職員人件費	団体職員人件費 (臨時職員)	物件費(賃借料、 物品購入費等)	維持管理費 (委託料)	修繕費 (維持管理費、 光熱水費等)	減価償却費 (注)3	その他(雑費)	支払利息	その他 (租税公課等)					
平成17年度 合計(A)	276,670	18,859	17,466	150,877	93,551	155,734	1,669	-	-	714,829	35,232	3,924	39,157	675,672
平成18年度 合計(B)	266,646	16,584	16,168	157,198	87,100	148,517	1,989	-	-	694,204	35,735	3,745	39,480	654,723
平成19年度 合計(C)	274,930	17,178	17,041	156,698	86,900	134,196	2,694	-	-	689,639	35,886	1,513	37,400	652,239
(B-A)	△10,024	△2,275	△1,298	6,321	△6,451	△7,217	320	-	-	△20,625	503	△179	323	△20,949
(C-B)	8,284	594	873	△500	△200	△14,321	705	-	-	△4,565	151	△2,232	△2,080	△2,484

多数の近隣センターを抱えているため、市民1人当たり差引行政コストは1,700円前後と安定して推移している。また、施設の耐用年数が経過し、減価償却費負担が減少傾向にある一方で、今後は老朽化した設備を維持するためのコスト増が想定される。差引行政コストが、650百万円超と多額となっているので、施設の更なる効率的運営が望まれる。

② 施設の効率的運営について  
(平成19年度施設内容別稼働率)

(単位:%)

センター名	施設の内容									合計
	会議室	和室	茶室	多目的ホール	料理実習室	陶芸室	遊戯室	体育室	テニスコート	
田中近隣センター	30.0	42.9	—	—	5.3	—	—	37.4	—	32.8
柏ビレジ近隣センター	42.7	32.7	—	—	1.4	—	—	—	30.2	31.3
北部近隣センター	10.9	7.4	—	38.8	—	—	—	58.5	—	30.1
西原近隣センター	40.1	25.4	—	—	4.2	—	—	—	—	59.5
西原近隣センター体育館	—	—	—	—	—	—	—	87.5	—	87.5
布施近隣センター	52.9	41.3	—	—	10.6	—	不明	—	—	41.4
根戸近隣センター	38.4	26.1	—	—	0.8	—	—	—	—	36.3
根戸近隣センター体育館	—	—	—	—	—	—	—	77.7	—	77.7
松葉近隣センター	62.5	50.6	39.2	83.3	12.8	—	—	70.7	—	57.0
高田近隣センター	56.1	43.6	—	—	13.3	—	—	76.7	—	48.4
豊四季台近隣センター	69.6	40.4	8.9	—	11.0	—	—	—	—	54.0
豊四季台近隣センター体育館	43.2	41.3	—	—	—	—	—	84.2	—	57.9
柏中央近隣センター	アミューゼ柏の項参照									
新富近隣センター	60.2	45.5	—	67.6	11.7	34.5	—	—	—	46.1
旭町近隣センター	43.6	51.6	—	82.7	11.0	—	—	70.9	—	52.5
新田原近隣センター	—	33.9	—	74.4	5.2	—	—	61.8	—	40.6
千代田近隣センター	49.8	42.7	—	—	—	—	—	—	—	45.0
富里近隣センター	71.4	53.8	—	—	15.2	—	—	—	—	51.4
永楽台近隣センター	79.1	60.3	—	—	10.0	—	—	—	—	60.2
増尾近隣センター	56.5	54.1	—	—	9.6	—	—	86.2	—	54.3
光ヶ丘近隣センター	79.3	60.1	—	65.9	12.7	—	—	—	—	61.4
南部近隣センター	48.9	40.9	—	—	6.3	—	—	—	—	40.6
南部近隣センター体育館	15.4	25.5	—	—	—	—	—	75.1	—	40.6
藤心近隣センター	53.3	37.7	15.0	88.5	19.3	—	—	—	—	49.6
酒井根近隣センター	44.5	47.7	20.2	75.0	12.4	—	—	79.2	—	51.7
高柳近隣センター	73.8	48.5	—	86.6	9.2	—	—	—	—	58.8
施設別利用率	53.9	44.8		73.7	10.5	34.5	不明	70.9	30.2	48.9

(市資料より作成)

稼働率の低迷が際立つ料理実習室の稼働状況について質問した結果、稼働はほとんど無いが、近隣センターの防災拠点としての位置づけから、料理実習室の存在意義は高いと考えているとの回答を得た。

(平成 19 年度近隣市同種施設の稼働率比較)

市町村	施設名称	設置数	主たる施設	使用料	稼働率
柏市	近隣センター	22カ所	会議室	1時間当たり 100円～350円	48.9% (全施設)
松戸市	市民センター	17カ所	会議室	1時間当たり 210円～310円	46.0% (会議室のみ)
船橋市	市民センター	1カ所	会議室	1時間当たり 230円～600円	43.2% (会議室のみ)
市川市	公民館	16カ所	会議室	1時間当たり 100円～250円	20.2～53.1% (全施設)
流山市	中央公民館	1カ所	会議室	1時間当たり 50円～350円	51.0～81% (会議室のみ)
我孫子市	近隣センター	8カ所	会議室	1時間当たり 100円～140円	56.4% (全施設)
鎌ヶ谷市	コミュニティセンター	6カ所	会議室	1時間当たり100円	22.4% (全施設)

(市資料より作成)

(過去3年の各近隣センター利用者別稼働率)

近隣センター	利用者数(人 or 団体)			稼働率(%)		
	平成17年度	18年度	19年度	平成17年度	18年度	19年度
近隣センター名						
田中近隣センター	29,833	32,023	30,487	30.8	31	32.8
うち優先団体	7,595	6,105	5,409	4.7	3.1	3.4
うち地域優先団体	8,734	9,812	9,537	5.4	5.4	5.7
うちふるさと協議会	5,780	4,346	4,437	2.7	1.8	1.9
うち一般利用者	13,504	16,106	15,541	20.7	22.5	23.7
柏ビレジ近隣センター	20,939	18,824	19,031	29.1	30.3	31.3
うち優先団体	346	20	463	0.9	0.1	2.2
うち地域優先団体	1,111	932	1,055	0.9	0.8	0.9
うちふるさと協議会	—	—	—	—	—	—
うち一般利用者	19,482	17,872	17,513	27.3	29.4	28.2
北部近隣センター	24,890	23,058	23,255	31.1	31.1	30.1
うち優先団体	3,674	2,608	2,979	3.8	2.5	3
うち地域優先団体	71	14	11	0.1	0	0.1
うちふるさと協議会	—	—	—	—	—	—
うち一般利用者	21,145	20,436	20,265	27.2	28.6	27
西原近隣センター	39,478	38,311	32,944	60	59.2	59.5
うち優先団体	6,079	6,228	5,806	5.1	4	5.2
うち地域優先団体	4,812	4,320	3,700	2.9	2.8	3
うちふるさと協議会	1,774	1,364	1,554	1.6	1.1	1
うち一般利用者	28,587	27,763	23,438	52	52.4	51.3
布施近隣センター	32,314	30,082	28,760	42.6	40.8	41.4
うち優先団体	3,501	3,034	3,775	1.5	2.3	2.3
うち地域優先団体	8,759	8,829	7,246	6.7	6.1	6.2
うちふるさと協議会	4,199	5,073	3,978	3.4	3.3	3.5
うち一般利用者	20,054	18,219	17,739	34.4	32.4	32.9
根戸近隣センター	64,294	57,450	54,267	33.7	35.5	36.3
うち優先団体	5,176	4,034	3,423	1.2	0.7	1.5

近隣センター	利用者数(人 or 団体)			稼働率(%)		
	平成 17 年度	18 年度	19 年度	平成 17 年度	18 年度	19 年度
近隣センター名						
うち地域優先団体	5,758	4,960	5,970	2	2.2	2.2
うちふるさと協議会	592	197	535	0.3	0.1	0.2
うち一般利用者	53,360	48,456	44,874	30.5	32.6	32.6
松葉近隣センター	88,496	93,455	92,450	54.5	55.8	57
うち優先団体	7,107	9,191	6,786	2.3	2.6	2.3
うち地域優先団体	12,678	16,099	12,307	5.5	5.5	4.9
うちふるさと協議会	5,671	9,412	8,654	2.8	3	3.3
うち一般利用者	68,711	68,165	73,357	46.7	47.7	49.8
高田近隣センター	48,187	47,091	48,610	47.5	45.8	48.4
うち優先団体	4,496	3,303	4,318	1.9	2	2.9
うち地域優先団体	4,357	4,982	5,714	3.2	3.8	3.7
うちふるさと協議会	2,593	2,150	2,847	1.7	1.8	1.4
うち一般利用者	39,334	38,806	38,578	42.4	40	41.8
豊四季台近隣センター	88,040	92,301	90,124	52.9	53	54
うち優先団体	11,381	12,499	10,467	2.7	2	1.8
うち地域優先団体	12,834	14,596	16,139	3.3	3.8	3.8
うちふるさと協議会	3,073	2,612	2,478	0.5	1	0.8
うち一般利用者	63,825	65,206	63,518	46.9	47.2	48.4
柏中央近隣センター	97,199	92,805	89,105	72.9	72.7	72.8
うち優先団体	7,723	7,016	6,532	3.6	3.6	3.7
うち地域優先団体	6,405	5,890	5,154	3.7	3.1	2.9
うちふるさと協議会	627	845	508	0.3	0.4	0.4
うち一般利用者	83,071	79,899	77,419	65.6	66	66.2
新富近隣センター	42,066	45,282	44,988	42.8	45.7	46.1
うち優先団体	6,518	6,181	6,077	2.9	2.9	3.2
うち地域優先団体	10,532	12,991	11,076	6.5	7.7	7.1
うちふるさと協議会	3,065	4,210	2,895	1.8	2.4	1.9
うち一般利用者	25,016	26,110	27,835	33.4	35.1	35.8
旭町近隣センター	63,131	67,533	65,722	49.9	52	52.5
うち優先団体	3,412	4,823	3,728	2.1	1.7	2
うち地域優先団体	11,899	12,941	12,139	5.1	5.6	5.1
うちふるさと協議会	2,118	3,054	3,170	1.3	1.5	1.5
うち一般利用者	47,820	49,769	49,855	42.7	44.7	45.4
新田原近隣センター	55,378	54,435	52,773	39.8	39.2	40.6
うち優先団体	3,690	3,051	3,005	1.1	0.9	1
うち地域優先団体	10,414	10,833	9,817	6.3	5.6	6.4
うちふるさと協議会	2,728	4,179	2,834	1.7	1.6	1.8
うち一般利用者	41,274	40,551	39,951	32.4	32.7	33.2
千代田近隣センター	22,044	19,861	18,624	48.5	47.5	45
うち優先団体	291	194	278	0.3	0.3	0.2
うち地域優先団体	4,053	3,971	4,089	5.6	6.1	6.6
うちふるさと協議会	—	—	—	—	—	—
うち一般利用者	17,700	15,696	14,257	42.6	41.1	38.2
富里近隣センター	38,956	38,558	38,325	49.2	49.2	51.4
うち優先団体	4,319	5,766	5,603	2.1	2.3	2.8
うち地域優先団体	15,407	13,412	13,231	12.9	12.4	11.6
うちふるさと協議会	2,441	2,636	5,441	1.7	1.9	3.9
うち一般利用者	19,230	19,380	19,491	34.2	34.5	37
永楽台近隣センター	36,154	36,108	36,163	62.9	61.5	60.2

近隣センター 近隣センター名	利用者数(人 or 団体)			稼働率(%)		
	平成 17 年度	18 年度	19 年度	平成 17 年度	18 年度	19 年度
うち優先団体	10,784	10,081	9,256	15.2	14.2	12.7
うち地域優先団体	11,375	11,948	11,173	10.1	10.3	10.2
うちふるさと協議会	1,000	1,914	1,170	1	1.1	1.1
うち一般利用者	13,995	14,079	15,734	37.6	37	37.3
増尾近隣センター	76,018	77,663	75,451	52.7	54.3	54.3
うち優先団体	8,438	10,604	9,044	4.1	3.3	4.3
うち地域優先団体	13,161	12,252	12,663	8	7.5	7
うちふるさと協議会	5,992	5,777	5,262	3.7	3.8	3.5
うち一般利用者	54,419	54,807	53,744	40.6	43.5	43
光ヶ丘近隣センター	57,609	57,013	55,254	63.6	61.8	61.4
うち優先団体	10,148	10,760	8,733	3.8	3.2	3.5
うち地域優先団体	5,939	6,168	5,581	3.2	3.3	3.4
うちふるさと協議会	2,003	2,072	2,088	1.2	1.1	1.1
うち一般利用者	41,522	40,085	40,940	56.6	55.3	54.5
南部近隣センター	80,056	81,592	84,615	41.4	40.6	40.6
うち優先団体	9,815	9,055	9,955	2.3	1.9	2.8
うち地域優先団体	13,632	17,586	16,463	3.3	3.5	3.1
うちふるさと協議会	9,576	12,525	11,776	2.3	2.6	1.9
うち一般利用者	56,609	54,951	58,197	35.8	35.2	34.7
藤心近隣センター	64,614	60,331	64,100	49.5	48.3	49.6
うち優先団体	10,505	7,468	8,161	3.1	2.7	3.3
うち地域優先団体	14,228	13,876	18,404	8.8	8.1	9
うちふるさと協議会	7,206	6,550	10,733	4.4	3.9	4.8
うち一般利用者	39,881	38,987	37,535	37.6	37.5	37.3
酒井根近隣センター	64,580	64,866	63,884	50.2	49.3	51.7
うち優先団体	4,062	3,931	3,639	2.5	1.9	2.7
うち地域優先団体	10,546	10,727	10,434	5.2	5.3	5.6
うちふるさと協議会	4,274	4,577	4,082	2.1	2.5	1.7
うち一般利用者	49,972	50,208	49,811	42.5	42.1	43.4
高柳近隣センター	43,873	49,087	49,773	47.8	52.3	58.8
うち優先団体	9,071	9,788	10,799	2.9	4	3.8
うち地域優先団体	2,468	8,187	8,721	1.9	4	4.5
うちふるさと協議会	46	5,229	5,151	0.1	2.3	2.4
うち一般利用者	32,334	31,112	30,253	43	44.3	50.5

(市資料より作成)

(注) 1. ふるさと協議会の利用率については文化祭等の行事のために利用する貸館施設の利用によるものであり、「(5) 監査の結果 ⑥団体事務室・倉庫等の減免措置について」で記載した団体事務室等の利用によるものは含まれていない。

なお、同種施設を有する柏市の公民館の利用状況は以下のとおりである。

(過去3年の各公民館利用者別稼働率)

公民館 公民館名	利用者数(人 or 団体)			稼働率(%)		
	平成17年度	18年度	19年度	平成17年度	18年度	19年度
中央公民館	149,102	159,326	153,385	57.69	55.25	56
うち行政関係等 主な内訳	24,258 —	25,377 —	22,682 —	— —	— —	— —
うち一般利用者	124,844	133,949	130,703	—	—	—
沼南公民館(注)	96,774	93,778	112,716	37.4	40	42.7
うち行政関係等 主な内訳	27,947 —	24,425 —	37,977 —	— —	— —	— —
うち一般利用者	68,827	69,353	74,739	—	—	—

(市資料より作成)

(注)1. 沼南公民館は新市建設計画(平成16年5月)に近隣センターとされる予定と謳われている。

(意見)

他近隣市の同種施設や柏市の公民館に比較し、相対的観点から稼働率が突出して低迷している状況は見られないが、稼働率50%未満の近隣センターも多いことから全体としては高い水準ではないと考える。

また、近隣センター設置数は比較的多く、コスト意識を踏まえた更なる施設の有効活用と効率的運営が望まれる。また、茶室や料理実習室等稼働率が著しく低い施設については特に、効率的な有効活用方法の検討が強く望まれる。

### ③ 近隣センターの今後のあり方について

近隣センターは、昭和50年代初頭より、心のふれあういきいきとした住み良いまちづくりを市民と行政が一体となって推進していく「ふるさと運動」の展開によるコミュニティづくりを推進するための活動拠点として各地域に設置された。

具体的には、各地域の町会・自治会長、子供会、老人会、民生委員、健康づくり推進員、青少年育成団体等で構成されるふるさと協議会が、近隣センターを拠点として、生涯学習や文化活動、体育活動等多様な事業活動(「ふるさと運動」)を推進しており、市職員は、近隣センター施設管理業務(一般利用者に対して生涯学習等の場を提供する貸館業務)に加え、ふるさと協議会と連携をとり、その活動を支援する形での「ふるさと運動」推進業務、及び市独自の生涯学習事業の運営業務に取り組み、住み良いまちづくりに貢献している。

単なる貸館業務だけではなく、この「ふるさと運動」の展開及び市独自の生涯学習事業の提供に近隣センターのコミュニティ拠点としての強みがある。

また、柏市では新市建設計画(平成16年5月)において、旧沼南町合併に伴い、沼南地域におけるコミュニティエリア3拠点(手賀地区、風早北部地区、風早南部地区の3エリア)の設定を謳っており、手賀地区に近隣センターを新設し、風早北部地区の沼南公民館を近隣センターに切り替える計画がある(風早南部地区は既に高柳近隣センターを活用中)。

なお、設置当時はふるさと協議会が独自に管理人を採用して貸館業務を実施し、市はその経費を負担する運営方法がとられていたが、平成13年4月に市民の利便性の向上のため導入した施設予約システムの操作や、従来無料であった施設使用料の有料化に伴う使用料徴収等で業務内容が変更されたことにより、ふるさと協

議会が管理業務を辞退した結果、施設の管理業務を市職員及び管理委託業者である柏市都市振興公社が実施する現在の方式となった。

(意見)

近隣センターの業務は大きく、一般利用者に対して生涯学習等の場を提供する貸館業務、市独自の生涯学習事業の運営業務、そして「ふるさと運動」の3つに大別できる。人口増加が続いていた従来は、主としてこれらの業務を通じ、市民に自主的活動の場を提供し、市民相互の交流を支援し、生涯学習に関する事業を実施することで、市民と行政とが一体となって、潤いとゆとりある「ふるさと柏」を築くという近隣センター設立当初の目的が果たされてきたと考える。

しかし現在、「(6) 監査の結果に添えて提出する意見 ②施設の効率的運営について」で記載したように、施設の稼働率はそれほど高くなく、上表で示したとおり施設の老朽化も進み、今後は人口の減少も予測されることも踏まえて、さらなる近隣センターの効果的・効率的活用の検討が必要となると考える。

(平成 19 年度の全近隣センターの概要)

区分	名称	出張所	図書館分館	市長部局 正規職員	市長部局 臨時職員 (千円)	教育委員会 正規職員	教育委員会 臨時職員 (千円)	体育施設	料理実習室	和室	茶室	中学校区	ふるさと 協議会名称 「〇〇ふるさと 協議会」	地区社協名称 「〇〇社会福祉協 議会」
A	豊四季台 KC	有	—	6 人	786	1 人	6,002	有	有	有	有	柏 中 学 校 柏第三中学校	柏市豊四季台地域	豊四季台西地区 豊四季台地区
A	南部 KC	有	有	6 人	614	1 人	2,608	有	有	有	—	南 部 中 学 校	南 部 地 域	南 部 地 区
A	田中 KC	有	有	5 人	1,012	—	3,840	有	有	有	—	田 中 中 学 校	田 中 地 域	田 中 地 区
A	西原 KC	有	有	4 人+短時間 再任用職員 2 人	1,007	1 人	2,634	有	有	有	—	西 原 中 学 校	柏市西原地域	西 原 地 区
A	増尾 KC	有	有	5 人	1,030	1 人	4,820	有	有	有	—	土 中 学 校 中原中学校	柏市増尾地域	土(つち)地区
A	光ヶ丘 KC	有	有	6 人	1,670	1 人	3,979	—	有	有	—	光 ヶ 丘 中 学 校	柏市光ヶ丘地域	光 ヶ 丘 地 区 南光ヶ丘地区
A	松葉 KC	有	有	4 人	1,913	2 人	4,553	有	有	有	有	松 葉 中 学 校	松 葉 町 地 域	松 葉 地 区
A	藤心 KC	有	有	4 人	565	1 人	2,766	—	有	有	有	逆 井 中 学 校	藤 心 地 域	藤 心 地 区
A	高柳 KC	有	有	4 人	1,219	—	4,055	—	有	有	—	高 柳 中 学 校	柏市風見(かざは)南部地域	風 早 南 部 地 区
B	永楽台 KC	—	有	2 人	371	—	4,820	—	有	有	—	柏 第 四 中 学 校	柏市永楽台地域	永 楽 台 地 区
B	布施 KC	—	有	2 人	—	—	3,979	—	有	有	—	富 勢 中 学 校	柏市富勢(とみせ)地域	富 勢 地 区
B	新富 KC	—	有	2 人	376	—	4,423	—	有	有	—	豊 四 季 中 学 校	柏市新富地域	新 富 地 区
B	高田 KC	—	有	2 人	334	—	4,011	有	有	有	—	柏 第 五 中 学 校	柏 市 高 田	高 田 地 区
B	新田原 KC	—	有	2 人	368	—	3,847	有	有	有	—	柏 第 二 中 学 校	柏市新田原(しんではら)地域	新 田 原 地 区
B	酒井根 KC	—	—	2 人	607	—	—	有	有	有	—	酒 井 根 中 学 校	柏市酒井根地域	酒 井 根 地 区
B	柏中央 KC	—	—	併任(6 人 +短時間 再任用職員 2 人)	7,935	—	—	—	有	有	—	( 柏 中 学 校 ) ( 柏 第 二 中 学 校 )	柏市柏中央地域	柏 中 央 地 区
B	旭町 KC	—	—	—	—	—	—	有	有	有	—	( 柏 中 学 校 ) ( 柏 第 三 中 学 校 ) ( 豊 四 季 中 学 校 )	柏市旭町地域	旭 町 地 区
B	富里 KC	—	—	—	—	—	—	—	有	有	—	( 柏 中 学 校 ) ( 柏 第 二 中 学 校 ) ( 中 原 中 学 校 )	柏市富里地域	富 里 地 区
C	千代田 KC	—	—	—	—	—	—	—	—	有	—	—	—	—
C	柏ビレジ KC	—	—	—	—	—	—	有	有	有	—	—	—	—
C	根戸 KC	—	有	—	—	—	4,175	有	有	有	—	—	—	—
C	北部 KC	—	—	—	—	—	—	有	—	有	—	—	—	—

(市資料より作成)

(注) 1. KC : 近隣センター

2. 各近隣センターの区分は以下のとおり

A 館：柏市市民課の出張所を併設している近隣センター

B 館：出張所の併設はないが市職員が常駐している近隣センター

C 館：市職員は常駐しておらず管理人のみが配置されている近隣センター

3. 教育委員会職員(図書館分館職員)については平成 19 年度より一部分館につき正規職員に代え臨時職員を増員し、平成 20 年度には全ての分館の正規職員を臨時職員に代替した。

4. 臨時職員については 19 年度決算見込み数値を入力している(単位：千円)。

5. 中学校区の( )はエリア内に中学校は無いが区域が重なっている中学校

6. 柏ビレジ KC の体育施設はテニスコートであり、それ以外は体育館又は体育室である。

上表「(平成 19 年度の全近隣センターの概要)」のとおり、柏市には 22 ヲ所と比較的多数の近隣センターが設置されており、検討に当たっては、各近隣センターの概要を考慮し、図書館分室機能や出張所機能、利用率の著しく低い料理実習室の状況や職員数等、その特徴を勘案した上で、利用頻度、利用内容、老朽化の度合い、財政状況等を踏まえ、全近隣センターについて存続の必要性を検討することが強く望まれる。

また、全体として稼働率 50%程度である近隣センターが 22 ヶ所設置され、同様の機能を有する公民館も同程度の稼働率にある中で（「②施設の効率的運営について（過去 3 年の各公民館利用者別稼働率）」参照）、新市建設計画（平成 16 年 5 月）において確約してはいるものの、果たして手賀地区の新たな近隣センター建設の結果、将来市民がどの程度の効用を得られるのかについては、その費用対効果を慎重に検討することが望まれる。

存続が必要と判断された近隣センターについて、次に市の直営となっている運営方式について検討する必要があると考える。

近隣センターでは、心のふれあういきいきとした住み良いまちづくりを市民と行政が一体となって推進していく「ふるさと運動」の展開によるコミュニティづくりを推進するための活動拠点として各地域に設置されたこと、また、生涯学習事業を展開する拠点等としての位置づけもされており、コミュニティ拠点としての機能を有している。また、出張所業務等行政機能も有しており、これらの機能維持の観点より施設の管理運営を指定管理者に委ねることは困難であると考え、指定管理者制度は導入していない。

指定管理者制度導入の障害となっている市独自の生涯学習事業の運營業務について着目すると、実際には、市では当該事業に係る施設利用実績データを正確には把握しておらず、また、過去 3 年度分の「生涯学習事業実績報告書」（市作成資料）を閲覧したところ、当該事業による近隣センター利用実績は著しく低いことが判明した。最新の平成 19 年度の状況を示すと以下のとおりである。

（平成 19 年度生涯学習事業実績と年間延べ利用者数比較表）

	講座数	実施回数	受講者数	施設利用者数①	年間延べ利用者数②	割合(①÷②)
田中近隣センター	4 回	16 回	444 人	986 人	30,487 人	3.2%
柏ビレジ近隣センター	—	—	—	—	19,031 人	—
北部近隣センター	—	—	—	—	23,255 人	—
西原近隣センター	4 回	19 回	595 人	1,238 人	32,944 人	3.8%
布施近隣センター	6 回	27 回	1,017 人	1,924 人	28,760 人	6.7%
根戸近隣センター	—	—	—	—	54,267 人	—
松葉近隣センター	4 回	18 回	475 人	656 人	92,450 人	0.7%
高田近隣センター	5 回	21 回	538 人	905 人	48,610 人	1.9%
豊四季台近隣センター	4 回	21 回	729 人	1,593 人	90,124 人	1.8%
柏中央近隣センター (アミュゼ柏)	5 回	16 回	812 人	469 人	89,105 人	0.5%
新富近隣センター	6 回	25 回	803 人	1,084 人	44,988 人	2.4%
旭町近隣センター	7 回	29 回	794 人	921 人	65,722 人	1.4%
新田原近隣センター	8 回	23 回	729 人	2,464 人	52,773 人	4.7%
千代田近隣センター	—	—	—	—	18,624 人	—
富里近隣センター	5 回	20 回	439 人	1,192 人	38,325 人	3.1%
永楽台近隣センター	4 回	26 回	654 人	963 人	36,163 人	2.7%
増尾近隣センター	3 回	22 回	675 人	819 人	75,451 人	1.1%
光ヶ丘近隣センター	5 回	18 回	569 人	552 人	55,254 人	1.0%
南部近隣センター	5 回	29 回	1,219 人	1,243 人	84,615 人	1.5%
藤心近隣センター	5 回	23 回	776 人	1,286 人	64,100 人	2.0%
酒井根近隣センター	6 回	24 回	594 人	809 人	63,884 人	1.3%
高柳近隣センター	5 回	19 回	1,056 人	1,897 人	49,773 人	3.8%

(市資料より作成)

- (注) 1. 施設利用者数は、その講座に参加した受講者の他、講師、生涯学習指導員、市職員が含まれるとともに、一つの講座で 2 区分の枠を使用した場合には各々の枠に実際に使用した人数を入れて集計している。
2. 柏中央近隣センター（アミュゼ柏）で、「受講者数」より「施設利用者数」が少ない理由は、近隣センター以外の「クリスタルホール」を使用した講座があったためである。
3. 光ヶ丘近隣センターで「受講者数」より施設利用者数」が少ない理由は、近隣センター以外の「酒井根東小学校」を使用した講座があったためである。

上表の講座について、市独自の生涯学習事業とされてはいるものの、社会福祉協議会等の外部の講師に総額 4,621 千円（平成 19 年度実績）の謝礼を支払った上で開催されているものであり、担当者に市職員の関わり方を質問したところ、市職員は開催講座の企画等に携わったに過ぎないことも明らかとなった。

そのため、市独自の生涯学習事業が指定管理者制度導入を阻害するに足る十分な理由とはならないと考える。

次に、「ふるさと運動」について着目すると、実際に活動を行っているのは民間団体であるふるさと協議会であり、市職員はふるさと協議会との連携や支援という形で関わっているに過ぎない。

また、ふるさと協議会の施設利用率について、「(6) 監査の結果に添えて提出する意見 ②施設の効率的運営について」の（過去 3 年の各近隣センター利用者別稼働率）からはふるさと協議会による施設利用率は低い水準にあるかに見られるものの、実際には「(5) 監査の結果 ⑤団体事務室・倉庫等の減免措置について」で示したとおり、ふるさと協議会のために近隣センター内に団体事務室が設置されているケースが多数あり、その利用頻度は他の一般利用者とは一線を画しているのが実態である。

近隣センターでの「ふるさと運動」の推進について、市が直接関与する必要性とその効果を見極め、市が直接関与しなければ実現できない付加価値を生み出せる活動を実行することが不可能であれば、市の直接関与を廃止し、指定管理者制度を導入するなど、財政負担を抑制する方策の検討が望まれる。

さらに、指定管理者制度導入の阻害要因となっている出張所業務等の行政機能について着目し、担当者に質問したところ、出張所業務のうち、戸籍事務については、取扱者が市職員に限定されるため、出張所を含めての指定管理者制度導入は難しいものと思われるが、図書館分館の管理について、図書館の本の管理は従来どおり教育委員会管轄とし、書架等の設備管理については近隣センター管轄とするなどの方法であれば制度的・法的な問題はなく、指定管理者制度の導入は可能であるとの回答を得た。

以上を総括すると、近隣センター運営に関しては、より効率的・効果的に運営するため、指定管理者制度の導入が可能と考える。

指定管理者制度の導入にあたっては、指定管理者が、公の施設を管理するにたる継続性を備えていること、及び施設利用者の公平な施設の利用機会が確保できることが必要であると考え。なお、公平な施設の利用機会の確保については、平成 13 年 4 月に導入した施設予約システムにより既に担保されている。

また、近隣センター運営に市の直接関与の是非を検討する際に考慮しなければならない点として、その防災拠点としての位置づけがあると考えている。

柏市では、「大規模震災緊急対策計画」に基づき、各近隣センターに地区災害対策本部を設置し、避難所として位置づけている。これを受けて、近年では「ふるさと運動」を展開するに際して、防災意識の向上を念頭に置き始めてきている。

各近隣センターの防災拠点としての耐震状況及び活動状況は下表のとおりである。

(各近隣センターの耐震状況と防災対策本部としての活動内容)

センター名	建築年月	耐震基準 (注)2	耐震診断	耐震対策	耐用年数 経過未経過	地区災害対策本部としての活動内容	地区災害対策本部 としての活動回数 (注)3
田中KC	S54.3	旧基準	適合		経過	地区災害対策本部員役割研修	1回
田中KC体育館	S54.3	旧基準	不適合	改修済	経過	—	—
柏ビレジKC(注)4	S56.11	新基準			経過	—	—
北部KC(注)4	H 2.3	新基準				—	—
西原KC	S54.3	旧基準	適合		経過	地区災害対策本部員役割研修	1回
西原KC体育館	S62.6	新基準				—	—
布施KC	S55.3	旧基準	不適合	改修済	経過	地区災害対策本部員役割研修	1回
根戸KC(注)4	S44.3	旧基準	不適合	改修済	経過	—	—
根戸KC体育館	S58.8	新基準				—	—
松葉KC	S62.9	新基準				防災訓練	2回
高田KC	S58.3	新基準				防災訓練	1回
豊四季台KC	S54.2	旧基準	適合		経過	防災訓練	2回
豊四季台KC体育館	H 9.3	新基準				—	—
新富KC	S57.3	新基準			経過	地区災害対策本部員と地区防災部の研修	1回
新田原KC	S59.9	新基準				地区災害対策本部員避難所開設研修	1回
千代田KC(注)4	S48.3	旧基準	未診断		経過	—	—
永楽台KC	S55.3	旧基準	適合		経過	防災訓練	1回
増尾KC	S56.2	旧基準	不適合	改修済	経過	地区災害対策本部員役割研修	1回
増尾KC体育館	S56.3	旧基準	適合		経過	—	—
光ヶ丘KC	S57.3	旧基準	適合		経過	防災訓練	2回
南部KC	S54.3	旧基準	適合		経過	地区災害対策本部員役割研修	1回
南部KC体育館	H 5.9	新基準				—	—
藤心KC	S62.9	新基準				防災訓練	9回
酒井根KC	H 2.3	新基準				地区災害対策本部員役割研修	1回
高柳KC	H 7.3	新基準				防災訓練	2回
旭町KC	H 7.9	新基準				地区災害対策本部員と地区防災部の研修	2回
富里KC	S58.3	新基準				地区災害対策本部員役割研修	1回

(市資料より作成)

(注)1. KC：近隣センター

- 耐震基準は昭和56年6月1日付けで改正された「建築基準法施行令」(新耐震基準)による。
- 地区災害対策本部としての活動は平成19年度の活動状況。
- 柏ビレジKC、北部KC、根戸KC、千代田KC以外は地区災害対策本部かつ避難所として位置づけられている。なおエリア内の中学校は避難所及び避難場所とされている。

地区災害対策本部：情報の収集・伝達を主な任務とする連絡基地とするほか、自主防災組織や町会等の市民組織と連携して円滑な防災活動を行うための地区防災拠点となるもの。

避難所：被災者の住宅が回復されるまで、あるいは応急仮設住宅へ入居できるまでの一時的な生活の本拠地となるもので、近隣センターや学校の体育館を位置付けしている。

避難場所：一時的に避難する場所として、公園や学校の校庭等を位置付けしている。

上表のとおり、地区災害対策本部としての活動は定期的な地区災害対策本部員による会議や自主防災組織、住民組織との防災訓練等限られた回数であるため、防災拠点として実際に市が関与して行われている近隣センターの独自色を活かした具体的な活動としては、「ふるさと運動」のカテゴリーの範囲内で実施される防災意識を高める運動にとどまっているものと推察される。そのため、実質的に近隣センターの防災拠点としての位置づけと、市の直接関与の必然性が必ずしも結びついていないと考える。

また、形式的にみても、近隣センターが災害対策本部及び避難場所として位置づけられている点について、災害対策本部や避難場所は必ずしも公的施設である必要はなく、民間施設を避難場所と設定している事例は見られるため、この観点からは市の直接関与の廃止が否定されるものではないと考える。

④ 近隣センターの予約キャンセルに関する措置について  
近隣センターの予約可能時期は以下のとおりである。

団体区分	対象	予約可能時期
優先団体（注）	公共機関（本市・本市の外郭団体・ふるさと協議会連合会・その他市長が認めるもの）	1年前から
地域優先団体	ふるさと協議会・町会・自治会等地域団体	半年前から
登録団体	構成員が ・5人以上 ・半数以上が柏市民 の団体で、かつ、代表者が16歳以上	・2ヵ月前に抽選（登録した1館の分のみ） ・1ヵ月前から先着順（一般団体と同様）
一般団体	代表者が16歳以上で、構成員の過半数が柏市民以外の団体もしくは2人以上5人未満の団体	1ヵ月前から先着順（全館対象）
その他	個人等	当日先着順

（市資料より作成）

（注）1. 国や他の地方公共団体は、関係する市の各課からの依頼により利用可能となる。

旭町近隣センター往査を実施した結果、予約が入っているものの実際には利用されていない会議室があることが判明した。

場所	旭町近隣センター会議室 B
予約団体	柏市旭町地域ふるさと協議会
予約期間	平成 20 年 9 月 8 日～14 日(終日)
利用目的	地域の文化祭
室内の状況	ドアに「健康相談コーナー 九月十四日(日) 十一時～五時まで」との張り紙が貼付されているだけで、実際には全く利用されていなかった。

当該会議室の利用状況の記録について担当者にヒアリングした結果、「稼働」として集計されているとの回答を得た。

また、予約のキャンセルを繰り返す利用者に係る措置についてヒアリングした結果、警告は行うが実際にペナルティを課したケースは無いとの回答を得た。

(意見)

一般の登録団体等に優先して近隣センター施設を予約できる地域団体等による上表ような利用実態が横行すると、一般の利用者による近隣センター施設利用が著しく制限される結果となる。また、地域団体等の利用以外であっても、同様の状況が発生した場合、他の利用者の施設利用機会が不当に制限されることとなる。

悪質な利用者に対してはペナルティを課すなどして、施設の公平な利用を確保することが望まれる。

⑤ 近隣センター登録カードの更新について

近隣センター条例施行規則第 5 条第 8 項では登録の有効期間が 3 年間であることを定めている。しかし、更新時に更新対象者である登録団体の登録事項等の情報チェックは実施していない。

(意見)

利用者情報が実態と乖離することを防止する観点から、更新時に登録内容と利用者情報をチェックすることが望ましいと考える。

⑥ 現金管理について

松葉近隣センターでは、17時から21時までの集金を全て財団法人柏市都市振興公社（以下振興公社という。）が管理している。振興公社では受領した現金を管理人室の金庫に全額入金し、週 2 回程度集金し、柏市会計課の銀行口座に振り込む手続きを実施している。入金後に銀行から「領収済通知書」が発行され、近隣センターで収入通知書兼調定票と一緒に保管している。

ただし、往査時に現金管理について質問したところ、近隣センターでは振興公社が日々入金した現金と施設利用回数との整合性の確認は実施していないとの回答を得た。

(意見)

使用料収入の調定金額と現金受領額の不整合の発生や現金管理に関わる不正等の発生を適時に発見または防止できるよう、振興公社管理分の現金についても、日々の施設使用許可通知書発行の控え等関連書類とレジ金額及び金庫入金額との整合性をモニタリングすることが望まれる。

⑦ 所管換え時の台帳記載について

「(3) 初期投資の状況（近隣センター事業費集計）(注)3」に記載のとおり、田中近隣センターの用地費、根戸近隣センターの用地費及び建設費について、市民活動推進課では、管財課の指示に従い、公有財産台帳への取得価格の記載にあたり、購入もしくは新築工事等により当初に公有財産台帳に記載するときのみ取得価額を記入し、その後の異動には異動事由及び異動年月日のみを記載するという管理方法を採用しているため、所管換えの際に取得価額の台帳転記は実施されず、結果として金額が不明となっている。

(意見)

柏市財務規則第 261 条によれば、財産担当部長は、行政財産及び普通財産の分類に従い柏市公有財産台帳を備えて記録し、常に公有財産の状況を明らかにしておかなければならないと規定されている。

所管換え時の取得価額の記帳に関する具体的な取扱いに関する明確な規定はないが、常に公有財産の状況を明らかにするという観点からは、所管換えを行うにあたり公有財産台帳に取得価額も記載することが望まれる。

⑧ リース資産について

「1. 市立図書館及び分館 (6) 監査の結果の結果に添えて提出する意見 ⑩リース資産について」(P20) 参照。

⑨ 遊休設備について

松葉近隣センター施設往査の結果、以下の遊休設備があった。

場所	状況
ロビー	喫茶店運営目的で設置されたカウンターが、現在利用されていない。隣接の「和室 3」とつなげて休憩所のような施設とすることは可能であるが、現在は「和室 3」のふすまは固定されており、ロビーは有効利用できていない。

(意見)

利用可能なスペースは最大限有効活用できるよう工夫し、利用者の利便性を高め、稼働率向上を促進する措置を検討することが望まれる。

⑩ 未使用物品について

松葉近隣センター施設往査の結果、以下の長期未使用物品があった。

場所	品名
体育室内放送室	電波法改正の影響で利用できなくなった放送設備 (TOA 製ワイヤレスチューナー、パワーアンプ等)
和室 1	電波法改正の影響で利用できなくなった放送設備 (TOA 製アンプ(STEREO MUSIC AMPLIFIER model MA-B))

(注) 1. 建設時に建設費の一部として処理されているため、物品一覧表には計上されていない。

上表の物品は長期未使用かつ今後の使用も見込まれないとのことであり、仮に物品一覧表に計上されているものであれば速やかに除却処分の要否の検討が必要である。柏市財務規則第 271 条の規定に従い直ちに会計管理者等に返納しなければならない。

しかし、柏市では建設時に取得した物品については、物品一覧表に計上して物品として管理することについて明確なルールが定められておらず、上表の物品も物品一覧表による管理の対象とされていない。

(意見)

物品一覧表による管理の対象外とはされていても、上表の物品が長期未使用かつ今後の使用も見込まれないことは事実であり、スペースの有効活用の観点から速やかに除却処分の要否を検討することが望まれる。

また、建設時に取得する初期投資物品は金額が大きくなり、重要物品として管理すべきものが含まれる可能性が高いと考えられるため、建設費に含めるのではなく、物品一覧表に計上して区分管理するようルールの検討が望まれる。

⑪ 高柳近隣センターの借地上の建物の登記について

担当者への質問の結果、高柳近隣センター等において、施設建物は個人地主より賃借している土地にあるが、当該建物について不動産登記が行われていない施設があることが判明した。

高柳近隣センター施設建物について登記を具備していない理由を確認したところ、不動産登記法（平成十六年六月十八日法律第百二十三号）第 47 条によれば、原則として、新築した建物又は区分建物以外の表題登記がない建物の所有権を取得した者は、その所有権の取得の日から 1 月以内に、表題登記を申請しなければならないとされているものの、同法附則第 9 条及び不動産登記法の一部を改正する等の法律（昭和三十五年法律第十四号）附則第 5 条により、公有財産等固定資産税を課することが出来ない土地及び建物（地方税法第 348 条）については不動産の表示に関する登記の申請義務についての経過措置が定められているため、これに基づき高柳近隣センター施設建物について登記は行っていないとの回答が得られた。

なお、高柳近隣センターとしては、当該土地賃貸借契約第 8 条において、賃貸人が土地を第三者に譲渡するに際しては、柏市に譲渡するか柏市による当該土地の使用収益が維持できるようにする旨の条項が謳われているため、第三者による土地取得により当該土地使用収益権が害されることは無いと判断しているとのことである。

(意見)

そもそも民法第 177 条において、不動産の登記を第三者に対する対抗要件とされたのは、民法第 176 条において、物権が直接排他的な支配を内容とする権利であり、かつ、形式を要せずして意思のみで物権変動が可能とされていることから、取引の安全を図るためにその権利の所在を公示させようとしたものである。

実際に、高柳近隣センターの借地上の施設建物のケースのように、個人賃貸人から借り受けた土地について、仮に契約内容に反して土地が譲渡された場合、その上の建物の所有権までもが害されるという可能性がないとはいえない。

そのため、契約状況に応じて対抗要件としての不動産登記具備のルール化を検討することも有益であると考えます。

## 5. アミュゼ柏

### (1) 施設の概要

- ① 所在地  
柏市柏六丁目 2 番 22 号
- ② 所管部署  
市民生活部アミュゼ柏
- ③ 供用開始年度  
平成 11 年度
- ④ 建設目的  
市民の文化向上及び福祉の増進を図り、市民に自主的活動の場を提供し市民相互の交流を支援すること。

### ⑤ 施設の内容

施設名	内容			
クリスタルホール	ホール形式	音楽を中心とした多目的ホール		
	主要用途	コンサート・小演劇・講演会等		
	客席数	400 席		
	舞台	間口	11.2m～14.6m	
		奥行	6.0m～7.2m	
		高さ	6.0m～8.0m	
	楽屋 第 1	13 m <sup>2</sup>		
第 2	26 m <sup>2</sup>			
リハーサル室	80 m <sup>2</sup>			
プラザ (多機能イベントホール)	ホール形式	多機能イベントホール		
	主要用途	小コンサート・小演劇・講演会・会議		
	収容人員	最大 150 席		
柏中央近隣センター	会議室 A	60 m <sup>2</sup>	30 名	
	会議室 B	61 m <sup>2</sup>	30 名	
	会議室 C	44 m <sup>2</sup>	31 名	
	会議室 D	37.8 m <sup>2</sup>	24 名	
	和室 1	35.1 m <sup>2</sup>	24 名	
	和室 2	57.8 m <sup>2</sup>	48 名	
	工芸室	65 m <sup>2</sup>	25 名	
	窯室	17.6 m <sup>2</sup>	—	
	音楽室	72.8 m <sup>2</sup>	40 名	
	料理実習室	82.8 m <sup>2</sup>	25 名	
	資料コーナー	31.1 m <sup>2</sup>	—	

(市資料より作成)

⑥ 使用料  
アミュゼ柏

(単位：円)

使用区分		時間区分	午前	午後	夜間	全日
			9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時
クリスタルホール	平日	入場料等を徴収しない場合又は入場料が1,000円未満の場合	12,000	20,000	24,000	50,000
		入場料等が1,000円以上3,000円未満の場合	18,000	30,000	36,000	75,000
		入場料等が3,000円以上の場合	24,000	40,000	48,000	100,000
	土曜・日曜・祝日	入場料等を徴収しない場合又は入場料が1,000円未満の場合	14,400	24,000	28,800	60,000
		入場料等が1,000円以上3,000円未満の場合	21,600	36,000	43,200	90,000
		入場料等が3,000円以上の場合	28,800	48,000	57,600	120,000
プラザ	平日	3,600	6,000	7,200	15,000	
	土曜・日曜・祝日	4,320	7,200	8,640	18,000	
リハーサル室	平日	1,500	2,500	3,000	6,200	
	土曜・日曜・祝日	1,800	3,000	3,600	7,500	

柏中央近隣センター

施設名	使用単位 (時間)	使用料 (円)
会議室 A	3	600
会議室 B	3	600
会議室 C	3	450
会議室 D	3	450
和室 1	3	450
和室 2	3	450
工芸室	4	800
音楽室	3	600
料理実習室	4	1,200

(市資料より作成)

⑦ 休館日  
12月29日から翌年1月3日まで  
保守点検日 (月2回)

## (2) 施設の管理運営方法

所管部署による直営である。

運営体制

平成 20 年 3 月 31 日現在

正職員	6 人
正職員（再任用職員）	1 人
臨時職員	2 人
シルバー人材（委託）	2 人

（市資料より作成）

（注）1. 再任用職員、臨時職員及びシルバー人材は平均人員数である。

## (3) 初期投資の状況

（単位：千円）

	取得価格	取得財源			台帳 記載額
		一般財源	国庫補助金	市債	
用地費	1,036,516	1,036,516	—	—	1,126,653
建設費	4,219,313	4,219,313	—	—	3,901,380
合計	5,255,829	5,255,829	—	—	5,028,033

（市資料より作成）

（注）1. 用地費及び建設費と台帳記載金額の相違内容は不明となっている。

## (4) 施設の利用状況及び収支状況

（単位：千円）

	平成 17 年度	18 年度	19 年度
利用者数	245,113 人	242,420 人	227,213 人
文化施設（ホール・プラザ・リハーサル室）	147,914 人	149,615 人	138,108 人
柏中央近隣センター	97,199 人	92,805 人	89,105 人
開館日数	335 日	335 日	335 日
歳入 A	<b>30,861</b>	<b>29,241</b>	<b>31,561</b>
アミュゼ柏使用料	25,946	24,368	26,692
柏中央近隣センター使用料	4,674	4,640	4,673
雑収入	240	233	194
歳出 B	<b>218,272</b>	<b>209,269</b>	<b>210,851</b>
人件費	75,954	68,936	70,875
委託費	112,276	115,535	112,144
需要費	24,408	22,913	25,509
その他	5,633	1,883	2,322
収支(A-B)	<b>△187,411</b>	<b>△180,027</b>	<b>△179,289</b>

（市資料より作成）

（注）1. アミュゼ柏（ホール・プラザ、リハーサル室）利用者数は、催物の開催関係者とその催物の観客を合計した人数である。

## (5) 監査の結果

### ① 公有財産台帳の管理状況について

アミューゼ柏の建設当初の用地費及び建設費の金額が、公有財産台帳に記載の取得価額と一致していなかった。この差異の内容については、明確に調査されていない。

#### (改善策)

公有資産の管理については、柏市財務規則第 261 条において、公有財産台帳を備えて記録し、常に公有財産の状況を明らかにしておかなければならない旨が規定されている。また、同規則第 263 条においては、公有財産台帳に記載すべき価格が規定されている。

公有財産台帳は保有する財産の取得、異動処分状況を把握管理するためのものであり、当然そこに記載されている内容は、現状と整合するものでなければならない。

内容を調査し、適正な処理をすべきである。

### ② 備品の標識及び管理について

「1. 市立図書館及び分館 (5) 監査の結果 ③ 備品の標識及び管理について」(P9) 参照。

### ③ 金庫の施錠

管理する現金等は、事務所の金庫において管理されている。当該金庫は、鍵と暗証番号により二重に施錠できる仕組みとなっているが、現在鍵による施錠だけで管理している。鍵は特定の場所に保管しており、この保管場所は市の職員全員が把握している。

#### (改善策)

鍵の保管場所は市の職員全員が把握しており、保管場所も一定である。その場合、異動や退職により職場を離れた者も保管場所を把握していることとなり、漏洩のリスクが高まる。また、保管場所が漏洩された場合には金庫が無防備になるおそれがある。

担当者が在席している開館時間内は鍵による施錠のみでも十分であると思われるが、休館日や閉館後には暗証番号による施錠も併用すべきである。また、暗証番号は定期的に変更し、外部に漏洩しにくい環境を整備すべきである。

(6) 監査の結果に添えて提出する意見

① 行政コスト計算書について

(単位：千円)

	平成 17 年度	18 年度	19 年度
(行政コスト)			
I 人に係るコスト	<b>75,954</b>	<b>68,936</b>	<b>70,875</b>
市職員人件費	67,983	60,984	62,940
臨時・嘱託等人件費	7,970	7,951	7,935
II 物に係るコスト	<b>310,881</b>	<b>308,941</b>	<b>308,413</b>
物件費(賃借料、物品購入費等)	973	1,017	1,288
維持管理費(委託料)	112,276	115,535	112,144
維持管理費(修繕費、光熱水費等)	28,859	23,615	26,208
減価償却費	168,772	168,772	168,772
III その他のコスト	<b>209</b>	<b>163</b>	<b>334</b>
償還金・支払利息	185	154	314
その他(租税公課等)	24	9	20
行政コスト合計	<b>387,045</b>	<b>378,042</b>	<b>379,623</b>
(収入項目)			
アミューゼ柏使用料	25,946	24,368	26,692
柏中央近隣センター使用料	4,674	4,640	4,673
雑収入	240	233	194
収入項目合計	<b>30,861</b>	<b>29,241</b>	<b>31,561</b>
差引行政コスト	<b>356,183</b>	<b>348,800</b>	<b>348,062</b>
市人口(人)	380,963	384,420	388,350
市民 1 人当たり差引行政コスト(円)	935	907	896

(注) 1. 市人口は、各年度ともに 10 月 1 日現在のものである。

2. 減価償却費は、定額法により耐用年数 25 年、残存価額ゼロで計算している。

行政コストの主な内容は、人件費、委託料、光熱水費、減価償却費である。供用開始から、10 年程度の施設であり、現在のところ大規模な修繕や増改築は発生していない。しかし、建物の建設費が高額となっているため、減価償却費の負担は重くなっている。また、今後は修繕等の負担により、維持管理費が増大することが考えられる。

一方、収入面については、アミューゼ柏使用料も柏中央近隣センター使用料もある程度安定しているが、今後大幅に増加する要因も減少する要因も現時点においては考えにくい。

(意見)

行政コストは現時点においては安定しているものの、現状のままでは、大幅な改善は見込めない。また、今後の修繕状況によっては、悪化することも考えられる。市民の負担増とならないよう、差引行政コストの低減を図ることが望まれる。

② 施設の利用状況について

アミューゼ柏はホール等の機能を持つ文化施設と柏中央近隣センターの機能を併せ持つ複合施設である。

それぞれ施設の過去 3 年の稼働率(実際利用区分数/利用可能区分数×100)は次のとおりである。

(単位:%)

	平成 17年度	18年度	19年度
文化施設			
クリスタルホール	66.6	60.7	64.9
プラザ	82.2	74.7	85.7
リハーサル室	95.0	91.7	92.0
柏中央近隣センター			
会議室 A	75.7	76.2	75.5
会議室 B	75.2	75.1	74.8
会議室 C	76.1	74.1	73.7
会議室 D	78.9	78.9	76.0
和室 1	79.4	80.1	83.0
和室 2	84.4	84.6	84.6
工芸室	43.2	46.7	52.8
音楽室	89.4	90.7	90.1
料理実習室	37.2	31.0	28.2

(市資料より作成)

文化施設は、同種の施設である市民文化会館（小ホール）の利用率が 50%前後（「6.市民文化会館（6）監査の結果に添えて提出する意見 ②施設の利用状況について」（P90）参照）であることを考えると、高い水準となっている。また、柏中央近隣センターについても、他の近隣センター（「4.近隣センター（6）監査の結果に添えて提出する意見 ②施設の効率的運営について」（P60）参照）に比べても、施設ごとにばらつきはあるものの、かなり高い水準となっている。この主な要因は、施設が比較的新しく、設備が充実しており、また、柏駅からも徒歩圏内にあるという立地の良さがあると思われる。

#### （意見）

上記の結果を見ても、施設のニーズは高いと思われる。また、施設の目的は「市民の文化向上及び福祉の増進を図り、市民に自主的活動の場を提供し市民相互の交流を支援すること」であり、市民が利用しやすい価格でこれだけの設備を運営することが民間の運営では困難であると思われる。その意味でも市の関与は必要と思われる。

しかし、高い水準にある利用率も将来的に継続して維持できる保証はない。また、施設によっては、利用率が 50%を割っている施設もあり、利用率を維持・上昇させる努力が望まれる。そのためには、アンケートによる利用者ニーズの調査と時間区分の変更が有効と考える。

#### アンケートの利用

現在、施設においては、催物に対してのアンケートは実施しているものの、施設に対するアンケート結果を利用した、ニーズの調査を実施していない。市の施設である以上、利用者である市民のニーズを定期的に調査し、施設の運営に利用することが望まれる。

#### 低い利用率の施設

柏中央近隣センターの施設の中には、工芸室や料理実習室のように利用率が 50%を割り込む施設がある。

現在、近隣センターの使用時間は以下のとおりである。

施設名	使用時間
和室・会議室・音楽室	9時～12時 12時～15時 15時～18時 18時～21時
工芸室・料理実習室	9時～13時 13時～17時 17時～21時

工芸室や料理実習室は比較的使用時間がかかるため、他の施設より長い使用時間設定がなされているが、この時間には使用の準備や使用後の原状回復の時間を含んでいることを考慮すると、それでも時間的には短いといった声があがっている。現在施設の使用時間は、柏市近隣センター条例施行規則において定められているが、利用者のニーズを把握し、使用時間を変更するなど、利用者が利用しやすい環境を作ることが望まれる。

### ③ 施設の仕様と使用料金への反映について

施設はホール等の機能を持つ文化施設と柏中央近隣センターの機能を併せ持つ複合施設である。

同種の施設である市民文化会館や他の近隣センターと比較すると、新しい施設であり、その仕様もホールは演奏会に適した優れた音響性能をもち、近隣センターについても充実した設備を有している。また、施設で利用する備品についても外国製やデザインに凝ったものを多く利用している。

#### (意見)

現時点においては、大きな修繕等が発生していないため顕在化していないが、将来的には大幅な修繕が必要になるケースが発生する可能性がある。その場合、一般的な施設よりもコストがかさむことが予測され、備品等の不具合が発生しても、修理が通常よりも高価になるため、修繕のための予算の措置が行えないおそれがある。しかし、修繕費がかさむために修繕せずに遊休にすることとは本末転倒であり、将来の修繕維持コストの増加を見込んで修繕計画を設定するなど、今後の方針を策定していくことが望まれる。

また、近隣センターの使用料金は、柏市近隣センター条例において一律に設定されているが、柏中央近隣センターは他の近隣センターに比べ設備が充実している。これは、「4.近隣センター（6）監査の結果に添えて提出する意見 ①行政コスト計算書について」（P56）に記載のとおり、他の近隣センターが21施設全体で市民1人当たり差引行政コストが1,700円前後であり、1施設当たり80円程度となる。一方、前述のとおりアミューゼ柏は文化施設が含まれているが1施設で900円前後となる。行政コストが文化施設と近隣センターで分けて集計していないため、正確な金額は算定できないが、単純に床面積（近隣センター1,810.67㎡、文化施設3,758.44㎡）で按分しても300円程度となる。以上より、柏中央近隣センターだけでも他の近隣センターに比べ大幅な行政コストを市民が負担していることが分かる。これらの点を考慮し受益者負担の原則に基づいて、使用料の改定も検討することが望まれる。

### ④ 指定管理者制度の導入について

現在、施設は市の直営で運営しており、指定管理者制度の導入を行っていない。その理由として、次の二つが挙げられている。

#### ア. 文化施設と近隣センターの複合施設のため

現在、文化施設は柏市アミューゼ柏条例、近隣センターは柏市近隣センター条例に基づいて運営されている。そのため、料金体系や利用可能な用途は当然異なってくる。利用者にはその違いを詳細に説明しなければならないため、指定管理者制度の導入に踏み込めない。

イ. 近隣センターにふるさと協議会の事務局と生涯学習事業に取り組む所管事務局があるため

近隣センターにおいて市の職員が担う役割は、施設の管理・使用許可の他にふるさと運動や生涯学習事業を通じたコミュニティの推進等が柏市行政組織規則において定められている。指定管理者制度を導入した場合においても、これらのコミュニティ推進活動は市の職員が対応する必要がある。現在、施設内にこれらの業務を明確に分離して行えるだけの環境が整備されていない。

(意見)

文化施設と近隣センターでは、同一の使用目的で利用するとしても、片方は利用可能だが、もう一方では利用できないといったケースが生じてくる。また、文化施設は申し込みのために、施設の事務室で直接手続を行わなければならないが、近隣センターは、団体登録していればインターネット上で申込手続が可能となっている。利用者へはこれらを詳細に説明する必要は確かにある。しかし、この点は、十分施設の趣旨を指定管理者に理解させた上で行えば市の職員が運営する必然性は乏しいと思われる。

また、ふるさと運動や生涯学習事業を通じたコミュニティの推進という点では、「4.近隣センター (6) 監査の結果に添えて提出する意見 ②施設の効率的運営について 利用者別稼働率」(P61)にて記載のとおり、柏中央近隣センターにおいてのふるさと協議会の利用者数が全体の1%に満たない水準であり、一般利用者が全体の85%を超えている状況であること、施設の所在が市役所からも徒歩で移動可能な立地条件ということも考慮すると、少なくとも柏中央近隣センターにおいては地域コミュニティの推進のために市の職員が常駐しなければならない必然性も乏しく、随時市役所において、あるいは施設に訪れることにより対応が可能と思われる。

これらの内容を踏まえ、コストの削減の観点から指定管理者制度の導入を検討することが望まれる。

⑤ 委託業者の選定について

委託契約(1,000千円以上)のうち、過去3年間同一業者により落札されているもの又は過去3年間落札率が95%以上のものは以下のとおりである。

(単位：千円)

業務	項目	平成17年度	18年度	19年度
舞台設備等操作 管理業務	契約金額	34,114	34,114	34,114
	委託先	A社	A社	A社
	予定価格	34,114	34,114	34,114
	落札率	100%	100%	100%
	指名業者数	8	8	8
消防設備 保守点検業務	契約金額	1,575	1,575	1,575
	委託先	B社	B社	B社
	予定価格	1,575	1,575	1,575
	落札率	100%	100%	100%
	指名業者数	7	6	7
空調設備機器 保守点検業務	契約金額	1,344	1,344	1,344
	委託先	C社	C社	C社
	予定価格	1,365	1,344	1,344
	落札率	98%	100%	100%
	指名業者数	7	7	7

(市資料より作成)

(意見)

上記契約は、指名競争入札により選定されているが、過去 3 年同一業者による落札で、かつ落札率はほぼ 100%となっている。この要因として、委託内容の仕様が前年と変わっていないため、予定価格の設定が前年の契約金額をベースに設定されていることが考えられる。

確かに、長年にわたって入札により委託費を削減してきた経緯から、ぎりぎりの価格で決定されている面もあると思われるが、長期にわたり同一業者が高い落札率で契約し続けていることは、入札が有効に機能しているとは考えにくい状況である。また、仕様の変更が無いとはいえ、経済情勢等の変化により物価の変動が激しい昨今、予定価格がまったく見直しの余地が無いとは考えにくい。予定価格の設定の精緻化が望まれる。また、必要に応じ、一般競争入札による選定も検討することが望まれる。

⑥ 長期継続契約について

現在施設が、長期継続契約の趣旨に基づき、随意契約により 2 年以上同一業者と契約を行っている委託先（みなし長期継続契約）及び長期継続契約を行っている委託先は次のとおりとなっている。

(単位：千円)

業務	項目	平成 17 年度	18 年度	19 年度
清掃・設備管理業務	契約金額	56,810	56,810	56,810
	委託先	A 社	A 社	A 社
	予定価格	58,978	56,810	56,810
	落札率	96 %	100%	100%
	契約形態	指名競争入札 (みなし長期継続 契約)	随意契約 (長期継続契約)	長期継続契約 2 年目
機械警備業務	契約金額	362	362	362
	委託先	B 社	B 社	B 社
	予定価格	362	362	362
	落札率	100%	100%	100%
	契約形態	随意契約 (みなし長期継続 契約)	随意契約 (長期継続契約)	長期継続契約 2 年目

(市資料より作成)

長期継続契約は柏市長期継続契約条例の定めに基づき実施されるものであり、その趣旨は、リース契約等の商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的なものや、継続的に役務の提供を受ける必要がある契約、専門的な資格、知識又は技術を要する役務の提供を受ける際、契約の相手方が初年度に教育、訓練その他相当の準備期間を要する契約等、単年度の契約では不効率となるものについて長期継続契約を認めたものである。

長期継続契約が締結できる契約は、地方自治法第 234 条の 3 や同施行令に従い、条例で定める必要がある。柏市では、当該条例が平成 18 年 2 月 1 日施行となっているが、それ以前に発生した契約については、みなし長期継続契約として最初に指名競争入札により選定し、それ以降期限内の年度については随意契約として契約することで対応している。

(意見)

長期継続契約は複数年の契約を締結するため、年度間において、委託先の財政状態や履行状況を評価することは行われていない。また、みなし長期継続契約に

においても、年度ごとに随意契約による更新の手続は行うものの、財政状態の評価は行われていない。

しかし、昨今の経済情勢の中で、企業の財政状態は年度ごとに大きく変化し、中には複数年の契約を締結しているものの契約の履行が困難となる企業も発生するおそれがある。少なくとも年度ごとに委託先の財政状況や契約の履行状況を評価し、今後の契約の履行に支障をきたす事象が発見された場合には適時に対応できるようにすることが望まれる。

⑦ 建設費について

以下の物品が物品一覧表に掲載されていなかった。

物品名	保管場所
音響設備	倉庫
調光盤設備	音響調光調整室
マイク等	同時通訳室

担当者に質問を行った結果、これらの物品は当初の建設時に購入されたものであり、建物の工事とともに購入された物品は建設費として処理しており、物品としては管理していないとのことである。

(意見)

柏市財務規則上、公有財産は公有財産台帳で、備品については備品管理票により管理している。これらの台帳等の作成の趣旨は、公有財産等の異動の都度これらの台帳等に記録することにより、公有財産等の状況を適時に正確に把握し管理できるようにするためである。

上記のような物品は、建物とは切放して管理可能であり、建物の附属設備とは考えにくい。また、建物に含めて管理してしまうと、除却や売却、交換等の異動状況を台帳上に反映することは困難であり、結果的に管理対象外となってしまうおそれがある。

また、重要性が高い重要物品については、年に2回現物を調査し、会計管理者に通知することが柏市財務規則に規定されているが、建設当初の建設費にはこれらに該当するであろう比較的高額な物品が含まれているにもかかわらず、これらは報告の対象外となってしまう。

たとえ建設費等の中に含めて支出したとしても、その際は必ず工事の内訳書等を入手しているはずであり、分別は難しくは無いと思われる。公有財産及び物品を明確に切り分け、それぞれ適正な管理を行うことが望まれる。

⑧ リース資産について

「1. 市立図書館及び分館 (6) 監査の結果の結果に添えて提出する意見 ⑩リース資産について」(P20) 参照。

⑨ 市の予約取消について

ホール等の文化施設について、アミューゼ柏条例施行規則において、以下のとおり使用料の減免が規定されている。

1. 市が主催する行事で使用する場合 100%
2. 市が共催する行事で使用する場合 50%
3. 市長が公益上特に必要と認められる場合 市長が定める割合

上記のとおり、市が主催あるいは共催により使用する場合は、減免の適用を受けることとなる。

一方、市の主催、共催により使用申し込みをしたにもかかわらず、取消や変更の状況は以下のとおりである。

(件数)

内容	施設名	18年度	19年度
主催に係る取消申請件数	ホール	23	18
	プラザ	10	3
	リハーサル室	3	5
共催に係る取消申請件数	ホール	—	4
	プラザ	—	—
	リハーサル室	—	—
主催に係る変更申請件数	ホール	1	7
	プラザ	1	—
	リハーサル室	1	1
共催に係る変更申請件数	ホール	—	—
	プラザ	—	—
	リハーサル室	—	—

(意見)

アミューゼ柏の文化施設の利用予約は1年前から受け付けている。一方、行政機関等の団体には運用上1年3ヵ月前から予約可能としている。そのため、市は一般の利用者に比べ優先的に使用できる状況にあるが、優先的に使用予約したにもかかわらず使用を取消すことは、それだけ市民の利用機会を阻害することとなる。

また、一般の利用者が取消した場合には、使用日までの日数に応じてキャンセル料が発生するが、上記のとおり、市の施設利用には減免が適用されるため、取消に対してなんらペナルティが発生しない。そのため、予約を過大に実施し、利用日直前になって取消すといったことが起こりうることとなる。

市の利用についても平成19年度以降予約の取消を防止するために課長の承認を得てからの予約を義務付けるよう要請しているが、効果が出ない場合には、減免制度の廃止を含めたペナルティを課すなどの対応が望まれる。

⑩ 近隣センター登録カードの更新について

「4. 近隣センター (6) 監査の意見に添えて提出する意見 ⑤近隣センター登録カードの更新について」(P71) 参照。

## 6. 市民文化会館

### (1) 施設の概要

- ① 所在地  
柏市柏下 107 番地
- ② 所管部署  
市民生活部市民文化会館
- ③ 供用開始年度  
昭和 47 年度
- ④ 建設目的  
芸術・文化・創作発表・鑑賞の「場」を提供することにより、市民の文化向上と福祉の増進を図るため。

### ⑤ 施設の内容

客席数	大ホール		小ホール	
	固定 可動	1,632 席 1,487 席 145 席	固定	300 席 300 席
舞台	間口 奥行 高さ 吊物（手引き） 緞帳 絞り	18.0m 13.0m 8.0m 8 本 13 秒 20 秒	間口 奥行 高さ 吊物（電動） 緞帳	9.0m 4.5m 5.5m 2 本 17 秒
楽屋	第 1 定員 6 名 第 2 定員 8 名 第 3 定員 6 名 第 4 定員 20 名	約 16 m <sup>2</sup> 約 15 m <sup>2</sup> 5 畳 約 54 m <sup>2</sup>	第 5 定員 10 名	約 26 m <sup>2</sup>
会議室	第 1 定員 28 名 第 2 定員 28 名	約 58 m <sup>2</sup> 約 51 m <sup>2</sup>	第 3 定員 18 名	約 32 m <sup>2</sup>
和室	第 1 定員 20 名 第 2 定員 20 名	18 畳 18 畳		

(市資料より作成)

⑥ 基本使用料

(単位：円)

時間区分 使用区分		午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時
大ホール	平日	11,550	19,950	26,250	52,500
	土・日曜日・祝日	13,650	24,150	31,500	63,000
	第1楽屋	840	1,470	1,990	3,990
	第2楽屋	730	1,360	1,780	3,670
	第3楽屋	420	730	940	1,890
	第4楽屋	1,150	1,990	2,620	5,250
	第1会議室	1,050	1,680	2,200	4,410
	第2会議室	1,050	1,680	2,200	4,410
	第1和室	1,150	1,890	2,520	5,040
	第2和室	1,150	1,890	2,520	5,040
小ホール	平日	3,150	5,250	7,140	14,280
	土・日曜日・祝日	3,670	6,300	8,400	16,800
	第5楽屋	730	1,360	1,780	3,670
	第3会議室	730	1,360	1,780	3,460

割増料

区分		割増料の額
柏市民以外の利用者が使用する場合		基本使用料の100%の額
入場料及びこれに類するものを徴収する場合	入場料が 300円～499円	基本使用料の50%の額
	〃 500円～999円	基本使用料の70%の額
	〃 1,000円～3,000円	基本使用料の100%の額
	〃 3,001円以上	基本使用料の200%の額

(市資料より作成)

⑦ 休館日

毎週月曜日（祝日の場合は、その翌日）

12月29日から翌年1月3日まで

(2) 施設の管理運営方法

所管部署による直営である。

運営体制

平成20年3月31日現在

正職員	4人
正職員（再任用職員）	1人
臨時職員	1人

(市資料より作成)

(注) 1. 再任用職員及び臨時職員は平均人員数である。

(3) 初期投資の状況

(単位：千円)

	取得価格	取得財源				台帳記載額
		一般財源	基金・特定財源	国・県庫補助金	市債	
用地費	152,000	不明	不明	不明	不明	128,779
建設費	707,500	不明	不明	不明	不明	745,706
合計	859,500	414,739	194,761	30,000	220,000	874,486

(市資料より作成)

- (注) 1. 用地費と台帳記載額の相違内容は不明となっている。  
 2. 建設費と台帳記載額の違いは、増築及び改築によるものである。  
 3. 基金は市民文化会館建設基金である。

(4) 施設の利用状況及び収支状況

(単位：千円)

	平成 17 年度	18 年度	19 年度
利用者数	<b>133,300 人</b>	<b>164,177 人</b>	<b>187,388 人</b>
大ホール	116,226 人	141,260 人	166,573 人
小ホール	17,074 人	22,917 人	20,815 人
開館日数			
大ホール	226 日	301 日	285 日
小ホール	224 日	299 日	296 日
歳入 A	<b>30,926</b>	<b>38,162</b>	<b>37,540</b>
文化会館使用料	30,051	37,104	36,525
文化会館施設使用料	875	1,058	1,015
歳出 B	<b>272,675</b>	<b>148,700</b>	<b>143,157</b>
人件費	63,373	48,179	46,981
委託費	68,803	71,835	71,406
需要費	21,584	21,903	21,215
工事請負費	117,915	5,243	2,604
その他	999	1,538	948
収支(A-B)	<b>△241,749</b>	<b>△110,538</b>	<b>△105,617</b>

(市資料より作成)

- (注) 1. 平成 17 年度の開館日数は、主に改修工事による閉館期間の増加に伴い減少している。  
 2. 平成 17 年度の工事請負費は施設改修工事 103 百万円、アスベスト除去及び復旧工事 14 百万円が発生したため、増加している。  
 3. 利用者数は、使用料を支払う催物の開催者とその催物の観客を合計した人数である。

## (5) 監査の結果

### ① 公有財産台帳の管理状況について

柏市民文化会館は、昭和 45 年から 46 年にわたり用地買収を実施しているが、市民文化会館で把握している土地の購入価額が、公有財産台帳に記載の取得価額と一致していなかった。この差異の内容については、明確に調査されていない。

#### (改善策)

「5. アミュゼ柏 (5) 監査の結果 ①公有財産台帳の管理状況について」(P77) 参照。

### ② 備品の現物管理について

#### ア. 市職員による管理

施設において保有する備品の管理は、実質的には舞台操作等を委託している業者が実施している。日々の資産管理だけでなく、定期的に物品一覧表と現物の照合作業も委託業者が実施しており、市職員はその結果について報告を受けるだけとなっていた。

#### (改善策)

施設が保有する物品の最終管理者は市であり、委託業者が適切な備品管理を行っているか確認する責任がある。そのため、委託業者から報告された内容が適正かどうかを確かめる必要があり、現状の委託業者からの報告のみでは不十分である。定期的に市職員が業者の現地調査に立会うことなどにより調査を行うべきである。

#### イ. 備品の標識及び管理

「1. 市立図書館及び分館 (5) 監査の結果 ③備品の標識及び管理について」(P9) 参照。

#### ウ. 遊休物品

物品の現物調査を実施した結果、長期にわたって使用されていない物品があった。

物品名	数量	保管場所	状況
机 (折りたたみ式)	6 台	大ホール倉庫	使用不可能のシールが貼付されて壁に立てかけられていた。
オープンデッキ	3 台	大ホール映写室	テープの録音・再生用途で保管され、稼働はするが現在は使用されておらず、今後使用される見込みもないとのこと。
レコードデッキ	2 台	大ホール音響調整室	レコードの再生用途で保管され、稼働はするが現在は使用されておらず、今後使用される見込みもないとのこと。

#### (改善策)

柏市財務規則第 271 条において、使用の必要のなくなった物品については、物品返納票により直ちに会計管理者等に返納することが規定されている。

よって、上記遊休物品については、当該規定に従って直ちに処理すべきである。

(6) 監査の結果に添えて提出する意見

① 行政コスト計算書について

(単位：千円)

	平成 17 年度	18 年度	19 年度
(行政コスト)			
I 人に係るコスト	<b>63,373</b>	<b>48,179</b>	<b>46,981</b>
市職員人件費	61,146	46,556	45,004
臨時・嘱託等人件費	2,227	1,623	1,977
II 物に係るコスト	<b>209,265</b>	<b>99,853</b>	<b>96,021</b>
物件費(賃借料、物品購入費等)	490	410	369
維持管理費(委託料)	68,803	71,835	71,406
維持管理費(修繕費、光熱水費等)	139,971	27,607	24,244
減価償却費	—	—	—
III その他のコスト	<b>36</b>	<b>668</b>	<b>153</b>
償還金・支払利息	28	659	144
その他(租税公課等)	8	8	8
行政コスト合計	<b>272,675</b>	<b>148,700</b>	<b>143,157</b>
(収入項目)			
文化会館使用料	30,051	37,104	36,525
文化会館施設使用料	875	1,058	1,015
収入項目合計	<b>30,926</b>	<b>38,162</b>	<b>37,540</b>
差引行政コスト	<b>241,749</b>	<b>110,538</b>	<b>105,616</b>
市人口(人)	380,963	384,420	388,350
市民 1 人当たり差引行政コスト(円)	635	288	272

(市資料より作成)

(注) 1. 市人口は、各年度ともに 10 月 1 日現在のものである。

2. 減価償却費は、耐用年数 25 年を経過しているため、発生していない。

3. 平成 17 年度の維持管理費(修繕費、光熱水費等)は施設改修工事 103 百万円、アスベスト除去及び復旧工事 14 百万円が発生したため、増加している。

行政コスト面は主に市の職員等の人件費、施設の維持運営のための委託料、光熱水費で構成されている。施設は昭和 47 年に建設されたものであり、耐用年数を経過しているため減価償却費は発生していない。

一方、収入は、文化会館の使用料及び附属設備等の使用料からなっている。収入面においては、平成 17 年度は大規模改修工事により、開館日数が減少したことに伴い少なくなっているが、平成 18 年度、19 年度は横ばいとなっている。この中で平成 19 年度は、大ホールでの吊り天井工事に伴い、14 日開館日数が少ないことを考慮すると収益面では若干改善している。しかし、今後収益面で大幅に増加する見通しは現時点においてない。

以上より、現状において、差引行政コストは拡大することはあっても、大幅に改善する見通しはたたない状況にあるといえる。

(意見)

行政コストは、施設等が耐用年数を経過していることから減価償却費が発生していないため低くなっている。しかしその反面施設の老朽化が進んでおり、施設を維持継続させる場合には修繕費等の負担が今後増加することが予測される。また、大規模な改修工事を実施した場合には、平成 17 年度のように市民 1 人当たり差引行政コストが突出して高くなることとなる。今後は増加が予想される修繕費を踏まえた上で、市民の負担が増加することがないように、行政コストの低減を図ることが望まれる。

② 施設の利用状況について

近年における施設の利用状況は次のとおりである。

項目	年度	平成 17年度	18年度	19年度
	大ホール	A 開館日数(日)	226	301
	B 利用日数(日)	156	194	224
	C 利用件数(件)	183	214	252
	D 利用回数(回)	401	479	559
	稼働率 B/A×100	69.0%	64.5%	78.6%
	利用率 C/A×100	81.0%	71.1%	88.4%
	利用率(区分) D/(A×3)×100	59.1%	53.0%	65.4%
小ホール	A 開館日数(日)	224	299	296
	B 利用日数(日)	152	178	172
	C 利用件数(件)	179	205	196
	D 利用回数(回)	351	412	381
	稼働率 B/A×100	67.9%	59.5%	58.1%
	利用率 C/A×100	79.9%	68.6%	66.2%
	利用率(区分) D/(A×3)×100	52.2%	45.9%	42.9%

(市資料より作成)

(注) 1. 利用日数は施設が利用された日数、利用件数は団体等によって催物で利用された件数、利用回数は1日3区分での利用回数をいう。

大ホールについては利用件数・利用回数ともに、平成19年度は増加しており、稼働率・利用率ともに改善している。一方、小ホールは逆に、利用件数・利用回数ともに減少傾向にあり、稼働率・利用率も悪化している。

以上より想定できる事項は、大ホールについては、我孫子市民会館の閉館に伴い利用者が隣接している柏市に流れてきたこと等により、柏市民文化会館の利用率が大幅に改善した。しかし、小ホールについては、同市内にもアミュゼ柏といった競合するホールがあり、ニーズが分散されつつあるということである。

(意見)

市民文化会館は、建設後40年近い施設であるため、認知度が低いとは考えにくい。また、平成19年度においては利用率が改善しているが、この主要な要因が近隣市町村の施設の廃止に伴う上昇であれば、継続的に利用率が上昇することも考えにくい。そのような中で高い利用率を維持させるためには、リピーターの増加と新規の利用者の開拓が重要となる。

アンケートの利用

現在施設においては、アンケート等を利用したニーズの調査を実施していない。市の施設である以上、利用者である市民のニーズを定期的に調査し、施設の運営に利用することが望まれる。

施設の有効利用

施設は大ホールと小ホールを基本に設計されているため、楽屋・会議室・和室はこれらに附随する施設となっている。そのため、これらはホールの利用が無い限り使用されていない。ホール使用時における附随施設の利用は、ホールの利用者には支障をきたすおそれがあるが、ホールを使用していない期間の会議室としての利用等、臨機応変に活用することを検討することが望まれる。

- ③ 市民文化会館の今後のあり方について  
 近隣の市における同種施設(大ホール)の利用率は次のとおりとなっている。

施設	年度	平成 17年度	18年度	19年度	指定 管理者
柏市民文化会館		81.0%	71.1%	88.4%	
船橋市民文化ホール		101.0%	101.7%	96.4%	
市川市民文化会館		70.4%	72.8%	72.2%	
松戸市文化会館(森のホール)		70.8%	67.9%	68.4%	○
流山市民文化会館		53.4%	48.0%	52.0%	
野田市文化会館		74.7%	69.0%	45.6%	
印西市文化ホール		59.4%	50.0%	27.9%	
八千代市市民会館		57.5%	63.5%	58.6%	○
白井市文化会館		68.9%	72.5%	61.2%	

(市資料より作成)

(注) 1. ここでいう利用率は利用件数を開館日数で除して算定しているため、100%を超えることがある。

(意見)

近隣の市の同種施設に比べて、柏市民文化会館は比較的高い利用率を維持しており、ある程度のニーズがあることが推察できる。また、近隣市においても民間で客席数が1,000を超えるホールが無く、それぞれ自治体が運営していることを考慮すると、市が運営する意義は低くないと思われる。しかし、施設は設置後36年を経過し老朽化は著しく、現状のまま長期間維持することは困難であり、今後は修繕費が発生し、場合によっては大幅な改修工事等が必要となる可能性がある。また、現在耐震調査中であり、その結果によっては今後の方針に大きな影響を与える可能性がある。これらのコストを十分に検討したうえで、将来のあり方をどうすべきかを早急に検討することが望まれる。

また、存続させる場合には、財政支出削減の観点から指定管理者制度の導入を検討することが望まれる。現在、市民文化会館が指定管理者制度を導入しない主な理由は、施設の老朽化が顕著となっており、今後の存続・廃止の方針が明確になっていないためである。

しかし、市民文化会館の運営上で専門性の強い舞台装置等操作業務は、専門業者に委託しているため、市の職員が直接は関与していない。施設の予約受付やその他の業務について市の職員が運営しているが、これらの業務は特別専門性が強い業務とはいえ、必ずしも市の職員が直接やらなくてはならない必要性は少ないと思われる。

以上、施設のあり方及び指定管理者制度の導入について、早急に方針を検討することが望まれる。

- ④ 委託業者の選定について

委託契約(1,000千円以上)のうち、過去3年間同一業者により落札されているもの又は過去3年間落札率が95%以上のものは以下のとおりである。

(単位:千円)

業務	項目	平成17年度	18年度	19年度
舞台設備等操作業務	契約金額	32,224	32,946	32,970
	委託先	A社	A社	A社
	予定価格	32,366	32,980	32,980
	落札率	100%	100%	100%
	指名業者数	8	7	8

(市資料より作成)

(意見)

「5. アミュゼ柏 (5) 監査の結果に添えて提出する意見 ⑤委託業者の選定について」(P81) 参照。

⑤ 長期継続契約について

現在施設が、長期継続契約の趣旨に基づき、随意契約により 2 年以上同一業者と契約を行っている委託先（みなし長期継続契約）及び長期継続契約を行っている委託先は次のとおりとなっている。

(単位：千円)

業務	項目	平成 17 年度	18 年度	19 年度
清掃・設備管理業務	契約金額	19,236	22,806	22,806
	委託先	A 社	A 社	A 社
	予定価格	20,265	22,806	22,806
	落札率	95 %	100%	100%
	契約形態	指名競争入札 (みなし長期継続 契約)	随意契約 (長期継続契約)	長期継続契約 2 年目
警備業務	契約金額	7,140	7,140	7,140
	委託先	B 社	B 社	B 社
	予定価格	7,140	7,140	7,140
	落札率	100%	100%	100%
	契約形態	随意契約 (みなし長期継続 契約)	随意契約 (長期継続契約)	長期継続契約 2 年目

(市資料より作成)

長期継続契約は柏市長期継続契約条例の定めに基づき実施されるものであり、その趣旨は、リース契約等の商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的なものや、継続的に役務の提供を受ける必要がある契約、専門的な資格、知識又は技術を要する役務の提供を受ける際、契約の相手方が初年度に教育、訓練その他相当の準備期間を要する契約等、単年度の契約では不効率となるものについて長期継続契約を認めたものである。

長期継続契約が締結できる契約は、地方自治法第 234 条の 3 や同施行令に従い、条例で定める必要がある。柏市では、当該条例が平成 18 年 2 月 1 日施行となっているが、それ以前に発生した契約については、みなし長期継続契約として最初に指名競争入札により選定し、それ以降期限内の年度については随意契約として契約することで対応している。

(意見)

「5. アミュゼ柏 (5) 監査の結果に添えて提出する意見 ⑥長期継続契約について」(P82) 参照。

⑥ レストランスペースの有効利用について

施設内に設けられているレストランスペースは、施設及びその周辺公共施設利用者の飲食するための食堂として賃貸している。しかし、当該施設の稼働状況は次のとおりとなっている。

	平成 17 年度	18 年度	19 年度
開館日数	226 日	301 日	285 日
レストラン開業日数	15 日	12 日	7 日

(市資料より作成)

(意見)

業者に対しては使用料を徴収しており、延滞等も発生していない。しかし、施設の目的からは、レストランスペースとしての有効利用がなされていない。

公共施設である以上、市民に対して有用なサービスを提供する必要があり、使用料を徴収していれば何に利用しても良いということにはならない。また、他の業者の出店機会を阻害することにもなる。契約内容の見直し等により、スペースを有効に利用することを検討することが望ましい。

⑦ 建設費・工事請負費について

以下の物品が物品一覧表に掲載されていなかった。

物品名	数量	保管場所
ミキサー(音響調整卓)	1セット	音響調整室
高充実度音響装置(エコライザー等)	1セット	音響調整室
アンプ	3台	アンプ室
プリセット盤	1台	調光室
調光卓	1台	調光室

担当者に質問を行った結果、これらの物品は過去に実施された改修工事の一環として購入されたものであり、工事請負費として処理されているとの回答を得た。また、当初の建設時や増改築の時にも、建物の工事とともに購入された物品は建設費や工事請負費として処理しており、物品としては管理していないとのことである。

(意見)

「5. アミュゼ柏 (6)監査の結果に添えて提出する意見 ⑦建設費について」(P83) 参照。

⑧ 寄附物品の評価額について

寄附された備品について、物品一覧表における取得価額が空欄となっていた。公有財産については、柏市財務規則上受納時における評定価額により台帳上記載する旨が明記されているが、物品である備品については規定がないため、評価額は空欄にし、備考欄に受け入れ先を記入することで対応している。

(意見)

柏市財務規則上、物品の中の備品は、「その性質又は形状を変えことなく比較的長期間にわたって使用に耐える物」と定義づけされている。ただし、購入価格(生産、寄付等に係るものについては、評価額)が3万円未満の物は除外されている。また、100万円以上の重要物品については、定期的な調査を行い、会計管理者に通知することが求められている。このように、金額をベースに管理方法を設定している以上、物品については取得価格や評価額等の金額を明確にしておく必要がある。しかし、寄附物品について明確な評価規定がない場合、たとえ重要性が高い物品でも管理の対象から漏れるおそれがあり、適切な物品管理が行われないおそれがある。

寄附物品についても明確な評価額を定め、購入物品と同様の管理を実施することが望まれる。

⑨ リース資産について

「1. 市立図書館及び分館 (6)監査の結果の結果に添えて提出する意見 ⑩リース資産について」(P20) 参照。

## 7. 勤労会館

### (1) 施設の概要

- ① 所在地  
柏市柏下 66 番地の 1
- ② 所管部署  
経済産業部商工課
- ③ 供用開始年度  
昭和 62 年度
- ④ 建設目的  
勤労者の文化教養の向上及び福祉の増進
- ⑤ 施設の内容  
敷地面積 2,287 m<sup>2</sup>  
建物面積：1 階（保健センター） 1,171.12 m<sup>2</sup>  
2 階（勤労会館） 603.37 m<sup>2</sup>  
会議室 67.5 m<sup>2</sup>（収容約 50 人、使用料 800 円）  
研修室 52.5 m<sup>2</sup>（収容約 30 人、使用料 600 円）  
和室 56.1 m<sup>2</sup>（収容約 20 人、使用料 600 円）  
パソコンルーム（パソコン 12 台、無料）  
開館時間：午前 9 時 00 分から午後 9 時 00 分  
休館日：年末年始（12 月 28 日から 1 月 4 日まで）及び月曜日

### (2) 施設の管理運営方法

所管部署による直営である。ただし、施設管理については柏市シルバー人材センターに、パソコン等 OA 機器、斜行機の保守点検については専門業者に委託している。パソコンルームの開放に当たっては、パソコンボランティアが指導に当たっている。

また、経済産業部商工課では、過去において指定管理者制度導入の検討を行ってきたものの、現在保健センターと共用している勤労会館建物の出入り口や電気設備等の区分工事にコストがかかること、及び現在勤労会館が重要と位置づけている就労支援活動事業を民間企業に委ねることが困難であると考えていることから、指定管理者制度は導入していない。

#### 運営体制

平成 20 年 3 月 31 日現在

正職員	11 人
うち直接従事 (注)1	0.8 人
うち間接従事	0 人

(市資料より作成)

(注) 1. 経済産業部商工課職員数 11 人について従事割合を考慮して小数で算出している。

### (3) 初期投資の状況

(単位:千円)

	事業費合計	取得財源				台帳記載額
		一般財源	国庫補助金	県補助金	市債	
用地費 (注)1	30,097	109	—	—	29,988	88,209
建設費 (注)2	148,499	47,699	—	20,000	80,800	364,600
合計	178,596	47,808	—	20,000	110,788	453,119

(市資料より作成)

- (注) 1. 勤労会館（2階）は1階保健センターとの複合施設であり、施設管理は1階保健センターで対応しているため、用地費合計 30,097 千円について、用地費総額 88,519 千円（用地購入費 88,209 千円+用地測量委託費 310 千円）を勤労会館負担分について面積按分（34%）により算出している。
2. 用地費と同様、建設費事業費合計 148,499 千円について、台帳記載額（建築費総額）364,600 千円を勤労会館負担分について面積按分（34%）により算出した金額 124,430 千円（端数処理後金額）に附随費用（取得財源の市債起債対象となる消耗品費、備品費、設計・建築工事監理委託料等）24,068 千円を加味して算出している。

### (4) 施設の利用状況及び収支状況

区分	利用件数(単位:件)			稼働率(注)2		
	平成17年度	18年度	19年度	17年度	18年度	19年度
会議室・午前	112	99	108	36.6%	32.4%	35.3%
会議室・午後	119	108	114	38.9%	35.3%	37.3%
会議室・夜間	80	58	75	26.1%	19.0%	24.5%
会議室・市商工課 (注)1	0	60	84	0.0%	6.5%	9.2%
研修室・午前	121	106	120	39.5%	34.6%	39.2%
研修室・午後	128	110	119	41.8%	35.9%	38.9%
研修室・夜間	56	37	48	18.3%	12.1%	15.7%
研修室・市商工課 (注)1	0	61	70	0.0%	6.6%	7.6%
和室・午前	68	73	68	22.2%	23.9%	22.2%
和室・午後	49	51	49	16.0%	16.7%	16.0%
和室・夜間	7	10	7	2.3%	3.3%	2.3%
和室・市商工課 (注)1	0	20	28	0.0%	2.2%	3.1%
合計	740	793	890	26.9%	28.8%	32.3%

(市資料より作成)

- (注) 1. 市商工課が就労支援活動のために利用した件数であり、午前・午後・夜間の区分はできないため年間の利用件数を合計表示している。なお、市商工課利用分の稼働率は年間の利用可能件数で除して算出している。年間利用可能件数は 306 日×3部屋=918 の算式で算出している。
2. 稼働率は年間の利用可能件数で除して算出している。年間利用可能件数は 306 日×3区分×3部屋=2,754 の算式で算出している。

(単位:千円)

歳入 A	平成 17 年度	18 年度	19 年度
使用料及び手数料	357	320	330
諸収入	83	46	42
歳入合計	<b>440</b>	<b>366</b>	<b>372</b>
歳出 B			
保健衛生費	15,938	9,895	9,986
需要費 光熱水費	3,948	4,052	4,065
需要費 修繕料	8,555	961	2,300
役務費 保険料	87	87	87
委託料	3,347	3,533	3,533
工事請負費	0	1,260	0
衛生費合計 (注)1	5,419	3,364	3,395
商工費	8,655	7,481	7,958
報償費	210	115	237
需要費 消耗品費	98	193	527
需要費 食糧費	6	8	9
需要費 印刷製本費	—	42	—
需要費 修繕料	11	24	386
役務費 通信運搬費	171	141	157
委託料	6,905	5,555	5,192
使用料及び賃借料	1,251	1,400	1,415
備品購入費	—	—	31
公債費	6,902	6,902	—
元金	6,375	6,671	—
利子	527	231	—
人件費 (注)2	6,880	6,880	6,880
歳出合計	<b>27,857</b>	<b>24,628</b>	<b>18,234</b>
収支 (A-B)	<b>△27,416</b>	<b>△24,262</b>	<b>△17,861</b>

(市資料より作成)

- (注) 1. 勤労会館 (2 階) は 1 階保健センターとの複合施設であり、施設管理は 1 階保健センターで対応しているため、勤労会館負担分について面積按分 (34%) により算出している。
2. 人件費については、正規職員の 0.3 人分 (施設の維持管理関係) と 0.5 人分 (講座事業の運営関係) の合計 0.8 人分で 8,600 千円×0.8 人の算式により算出している。

## (5) 監査の結果

### ① 備品の管理状況について

物品一覧表から 100,000 円以上のものを抽出し実査を行った結果以下の事項が検出された。

#### ア. 物品一覧表の実在性

物品一覧表に記帳されているが現物が存在しないものが以下のとおり検出された。

(単位:円)

備品番号	備品記号	旧番号	取得年月日	物品名	金額
0000052085	C-01	0183	S62.3.31	ビデオデッキ	124,000

(物品一覧表より)

#### (改善策)

柏市財務規則第 269 条によると、会計管理者等は物品等の出納をしたときは、物品等出納簿に記録し、整理しなければならないとされている。速やかに所在の調査を行い、適正に処理すべきである。

#### イ. 物品一覧表の網羅性

物品一覧表に記帳されていないが勤労会館で保管されている物品が以下のとおり検出された。

備品番号	物品名	保管場所
C-01 43710 (シールが貼付されていた)	ビデオデッキ (Panasonic NV-H2T)	資料室
なし	ビデオデッキ (Panasonic NV-HV62)	資料室

#### (改善策)

備品の所有権の所在を明らかにし、勤労会館に属するものであれば物品一覧表への計上を行うべきである。

#### ウ. 物品一覧表の正確性

物品一覧表上取得年月日が記載されていないものが以下のとおり存在した。

(単位:円)

備品番号	備品記号	旧番号	取得年月日	物品名	金額
0000052118	F-01	0343	空欄	ホワイトボード	26,900
0000052120	F-01	0356	空欄	案内板	19,100
0000052121	F-01	0357	空欄	案内板	19,100
0000052123	F-01	0187	空欄	パンフレットスタンド	43,100

(物品一覧表より)

#### (改善策)

取得年月日の調査を実施し、適正に処理すべきである。

② 未使用物品について

物品一覧表から 100,000 円以上のものを抽出し実査を行った結果、以下の長期未使用物品が検出された。

備品番号	備品記号	旧番号	取得年月日	物品名	金額(円)	保管場所
0000052082	C-01	0179	S62.3.31	ビデオカメラ	237,000	資料室

(物品一覧表より)

(改善策)

物品使用について、使用の必要がなくなったときは、物品返納票により直ちに会計管理者に返納しなければならないと柏市財務規則第 271 条に規定されている。よって、未使用物品については、当該規定に従って直ちに処理すべきである。

③ 自動販売機の設置について

勤労会館では利用者の利便性向上（飲料水確保）の観点から、財団法人柏市都市振興公社に対し、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき勤労会館施設内に 1 台自動販売機の設置を許可している。

そして、柏市行政財産使用料条例第 4 条第 1 号「他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に使用するとき」の規定に該当すると判断し勤労会館施設使用料を免除としている。

しかし、財団法人柏市都市振興公社の自動販売機設置による施設の使用は「他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に使用するとき」には該当せず、使用料減免の根拠条文の要件に当てはまらない。

また、使用料減免による利益が自販機で販売される飲料水の価格に反映されるなどの方法により利用者に還元されている事実はなく、財団法人柏市都市振興公社のみに還元されているのが実態である。

なお、担当者に年間使用料の試算を依頼した結果、7,705 円であるとの回答を得た。

(改善策)

年間使用料試算額は 7,705 円と少額ながらも、柏市行政財産使用料条例第 4 条第 1 号の要件を充たさない以上は正規の使用料を徴収すべきである。

ただし、使用料を徴収することにより、財団法人柏市都市振興公社が自動販売機を撤去することとなった場合に利用者の利便性が著しく損なわれるため、使用料の減免が必要と認められるのであれば、柏市行政財産使用料条例第 4 条第 2 号「その他市長が必要と認めるとき」に該当するか否かを検討し、必要な手続きを経て減免措置を講じるべきである。

(6) 監査の結果に添えて提出する意見

① 行政コスト計算書について

(単位：千円)

	平成 17 年度	18 年度	19 年度
(行政コスト)			
I 人に係るコスト	<b>6,880</b>	<b>6,880</b>	<b>6,880</b>
市職員人件費	6,880	6,880	6,880
団体職員人件費	—	—	—
II 物に係るコスト	<b>17,045</b>	<b>14,119</b>	<b>14,892</b>
物件費(賃借料、物品購入費等)	1,350	1,594	1,974
維持管理費(委託料)	5,463	4,397	4,397
維持管理費(修繕費、光熱水費等)	4,262	2,158	2,550
減価償却費	5,939	5,939	5,939
その他(雑費)	29	29	29
III その他のコスト	<b>3,496</b>	<b>2,897</b>	<b>2,401</b>
支払利息	527	231	—
その他(租税公課等)	2,968	2,666	2,401
行政コスト合計	<b>27,421</b>	<b>23,896</b>	<b>24,174</b>
(収入項目)			
利用料金収入	357	320	330
その他収入	83	46	42
収入項目合計	<b>440</b>	<b>366</b>	<b>372</b>
差引行政コスト	<b>26,981</b>	<b>23,530</b>	<b>23,801</b>
市人口(人)	380,963	384,420	388,350
市民 1 人当たり差引行政コスト(円)	71	61	61
事業実績(利用者数等) (注)2	740	652	708
利用者 1 人当たり差引行政コスト(円)	36,461	36,089	33,618

(注) 1. 市人口は各年 10 月 1 日現在のものである。

2. 市商工課が就労支援活動のために利用した件数は除く。

3. 減価償却費は、定額法により耐用年数 25 年、残存価額ゼロで計算している。

(意見)

施設の規模が小さいため市民 1 人当たり差引行政コストは比較的小さいが、利用者数が低水準で推移しているため利用者 1 人当たりの差引行政コストの負担は重い。利用者を増加させることにより施設を効率的に運営することが望まれる。

② 勤労会館の今後のあり方について

勤労会館は昭和 62 年に勤労者の文化教養の向上及び福祉の増進を目的として設置され、会議室等の利用機会の提供等を通じて地域企業労働組合を始めとする労働団体へのニーズに応えてきた。

しかし、下表のとおり近年勤労会館の利用率は低迷しており、特に当初主たる利用対象者と想定された労働団体等の利用状況の低迷は著しい状況にある。

利用者区分別利用状況の推移

利用者区分	使用料(千円)			利用件数(件)			稼働率(%) (注)1		
	平成 17年度	18年度	19年度	平成 17年度	18年度	19年度	平成 17年度	18年度	19年度
全体	355	319	329	740	793	890	26.9%	28.8%	32.3%
うち事業所(福利厚生)	—	—	—	36	38	46	1.3%	1.4%	1.7%
うち労働団体等	—	—	—	27	10	35	1.0%	0.4%	1.3%
官公庁	—	—	—	155	130	142	5.6%	4.7%	5.2%
各種団体	190	225	167	287	342	258	10.4%	12.4%	9.4%
事業所	165	94	162	235	132	227	8.5%	4.8%	8.2%
市商工課(事業) (注)2	—	—	—	—	141	182	—	5.1%	6.6%
キャンセル料	△1	△0	△1						
歳入合計	357	320	330						

(市資料より作成)

(注) 1. 稼働率は年間の利用可能件数で除して算出している。

年間利用可能件数は 306 日×3 区分×3 部屋=2,754 の算式で算出している。

2. 市商工課が就労支援活動のために利用したもの。

このように従来用途による利用が低迷する中、雇用施策を地方自治体の業務として位置づける平成 12 年 4 月施行の改正雇用対策法第 5 条「地方公共団体は国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずるよう努めなければならない」等の制定を受け、勤労会館でも現役勤労者にターゲットを絞った事業活動のみならず、就労支援の拠点として有効利用を図りながら活性化を目指す方向性が打ち出され、柏市第四次総合計画にも謳い、英会話・パソコン等に関する講座の開催や、近隣他市町村の同種施設に先駆けて若年者就労支援活動（準備期間を経て平成 18 年度より本格展開）等の就労支援活動事業が開始された。

所管部署である経済産業部商工課では、主に柏市中央エリアの勤労会館、北部エリアの総合運動場会議室、そして南部エリアの沼南公民館の 3 ヶ所を活用して就労支援活動を展開した実績があり、その中心となる拠点を勤労会館と位置づけているが、状況に応じてアミューゼ柏等他の施設も利用している。

ただし、経済産業部商工課としては、近隣センター等他の施設とは異なり、経済産業部商工課が所管する施設であるため機動的に活用でき、パソコンルームを備えているという利便性から、勤労会館が就労支援活動には必須であると考えている。

経済産業部商工課が実施した勤労会館における具体的な就労支援活動の状況は以下のとおりである。

ア. 若年者就労支援事業

過去3年間の若年者就労支援事業の状況

項目	平成18年度	19年度
就労支援の実績		
実際に就労支援を行ったニート等の人数	9人	26人
支援した延べ人数	15人	265人(電話相談含む)
実際に就労に成功した人数	把握していない	1人
目標値と実績値の比較	目標値は設定されていない	目標値は設定されていない
柏市の失業率の推移	把握していない	把握していない
柏市のニート人口	把握していない	把握していない
市長への手紙等の反響の有無	モニタリングしていない	モニタリングしていない
就労支援の具体的方法		
就労支援活動の形態	相談:9回 懇談会:1回	イベント・セミナー:17回 相談:11回
就労支援活動に携わった専門家の種類	受託会社 NPO ワーカーズコープ 労協センター事業団  資格等 キャリアカウンセラー	受託会社 (株)パソナグループ  資格等 キャリアカウンセラー 臨床心理士
就労支援活動に携わった専門家の人数	16人	37人
委託料 (注)3	NPO ワーカーズコープ:472千円	(株)パソナグループ:1,554千円
ニート等との面接の形態	対象者1組(家族含む)に専門家1~2人 (市職員は同席して状況の把握)	対象者1人に専門家1人 (市職員は原則として同席せず)
ニート等を把握した経路	広報、ホームページ	広報、ホームページ、パブリシティ、ハローワーク、ジョブカフェ
具体的な市職員の関わり方	相談などの専門的事項は委託し、市職員は事業の企画、調整、モニタリング、広報、受付等のサポートを担当	講座の講師、相談などの専門的事項は委託し、市職員は事業の企画、調整、モニタリング、広報、受付等のサポートを担当

(市資料より作成)

- (注) 1. 平成17年度は未実施である。  
 2. 勤労会館のみならず北部エリア及び南部エリアでの就労支援活動も含む。  
 3. 委託料は経済産業部商工課の就労支援活動事業予算から拠出されているため勤労会館の委託費には含まれていない。

経済産業部商工課では、上記若年者就労支援事業について、国からNPO法人に対する補助金支給制度はあるが、市では対象となるNPO法人がないことから国からの補助金は利用できず、上表の方法で独自に就労支援活動を展開している。過去2年間に就職に成功した人数は1人のみであるが、これ以外に職業訓練校入校等を促した実績もあるとのことである。

イ. 講座開催事業

過去3年間の講座開催状況は以下のとおりである。

平成17年度講座事業状況

講座名	内容	日数 (日)	定員 (人)	応募者 (人)	参加者 (人)	講師	委託費 (千円)
英会話(1) 「受付コース」	外国人講師による ビジネス英会話教室	2	20	9	9	ステーブン・ シェー	100
英会話(2) 「電話対応コース」		2	20	20	20		
英会話(3) 「商談コース」		2	23	20	18		
英会話(4) 「プレゼンコース」		2	20	25	20		
英会話(5) 「交渉コース」		2	20	21	10		
新入社員研修	新社会人のための ビジネスマナー講座	2	40	12	10	日本橋学館大学 北垣教授	100
パソコン経理事務(1)	財務会計ソフトによる 日常経理処理	3	12	33	12	(株)日立インフォ ネット	921
パソコン経理事務(2)		3	12	36	12	(株)日立インフォ ネット	
パソコン経理事務(3)		3	12	30	12	(株)日立インフォ ネット	
ビジネスコンピューティ ング検定3級受験対策	3級資格取得対策講座	12	11	19	11	(株)東京リーガル マインド	199
CAD基礎講座	CADによる図形作成 の基礎	10	12	75	12	パソコン教室 P-UP	111
パワーポイント初心者 講座(1)	プレゼンソフト「パワー ポイント」の操作方法を 学ぶもの	4	11	26	11	パソコン教室 P-UP	107
パワーポイント初心者 講座(2)		4	11	17	11	パソコン教室 P-UP	
中高年離職者パソコン 入門「初心者コース」		4	11	10	10	(有)タタク	291
中高年離職者パソコン 「エクセル中級コース」	文字入力ができる程度 の人を対象にワード、 エクセルの基礎を 学ぶもの	4	11	22	11	(有)タタク	
就職活動支援 (中高年)	面接、履歴書作成	2	20	5	5	エムエイシイ 事務所	50
就職活動支援(女性)	面接、履歴書作成	4	20	10	10	原田ワーキング ライフ研究所	168
簿記講座	簿記3級資格取得 対策講座	10	25	86	25	(株)東京リーガル マインド	420
合計		75	311	476	229		2,470

(市資料より作成)

平成 18 年度講座事業状況

講座名	内容	日数 (日)	定員 (人)	応募者 (人)	参加者 (人)	講師	委託費 (千円)
CAD 基礎講座	CAD による図形作成の基礎を学ぶもの	10	11	42	11	(有)タタク	130
パワーポイント初心者講座(1)	プレゼンソフト「パワーポイント」の操作方法の基本を学ぶもの	4	11	26	11	パソコン教室 P-UP	101
パワーポイント初心者講座(2)		4	11	15	10		
ホームページ作成講座	市内中小企業主、起業家を対象にホームページ作成の知識を学ぶもの	7	11	36	10	パソコン教室 P-UP	92
MOS 試験対策講座 (ワードスペシャリスト)	アプリケーションソフトの利用能力を証明する「マイクロソフトオフィススペシャリスト・ワードスペシャリスト」の資格対策講座	7	11	27	11	パソコン教室 P-UP	103
MOS 試験対策講座 (エクセルスペシャリスト)		7	11	30	11	パソコン教室 P-UP	101
アクセス初心者講座	データベースソフト「アクセス」の操作方法の基本を学ぶもの	7	11	24	11	パソコン教室 P-UP	90
インターネット初心者講座	インターネット初心者がビジネスに必要な知識等を学ぶもの	2	11	17	10	(有)タタク	30
中高年求職者のためのパソコン講座(未経験者:40歳以上)	パソコンを初めて触る人を対象にワード、エクセル、インターネットの基礎を学ぶもの	4	11	20	10	(有)タタク	281
中高年求職者のためのパソコン講座(初心者:40歳以上)	文字入力ができる程度の人を対象にワード、エクセル、インターネットの基礎を学ぶもの	4	11	35	10		
簿記講座	簿記 3 級資格取得対策講座	10	30	55	30	(株)東京リーガルマインド	346
TOEIC テスト受験対策講座	TOEIC テスト 600 得点を目標に受験対策講座を開催し、受験者に目標点数を獲得させ、求職活動の一助とするもの	10	20	31	20	テクノピラミッド	299
パソコン経理事務(1)	財務会計ソフトによる日常経理処理を学ぶもの	3	11	31	11	(株)日立インフォネット	624
パソコン経理事務(2)		3	11	33	11		
パソコン経理事務(3)		3	11	13	9		
新入社員研修	市内中小企業の新入社員がビジネスマナーを学ぶもの	2	50	18	18	日本橋学館大学 北垣教授	100
合計		87	243	453	204		2,303

(市資料より作成)

平成 19 年度講座事業状況

講座名	内容	日数 (日)	定員 (人)	応募者 (人)	参加者 (人)	講師	委託費 (千円)
パソコン経理 基礎講座(1)	財務会計ソフトによる日常 経理処理を学ぶもの	3	11	28	11	パソコン教室 P-UP	824
CAD 基礎講座(1)	CAD による図形作成の 基礎を学ぶもの	10	11	29	11		
パワーポイント基礎講座	プレゼンソフト「パワーポ イント」の操作方法の基本を 学ぶもの	4	11	33	11		
ホームページ作成基礎 講座	市内中小企業主がホーム ページ作成の知識を学ぶもの	7	11	40	11		
MOS 試験対策講座 (ワードスペシャリスト)	アプリケーションソフトの利用 能力を証明する「マイクロソ フトオフィススペシャリスト・ワード スペシャリスト」の資格対策講座	7	11	16	11		
MOS 試験対策講座 (エクセルスペシャリスト)	アプリケーションソフトの利用 能力を証明する「マイクロソ フトオフィススペシャリスト・エク セルスペシャリスト」の資格対策 講座	7	11	20	11		
就労支援パソコン講座 中高年求職者コース	文字入力ができる程度 の人を対象にワード、エク セル、インターネットの基本操 作と、仕事の探し方や履歴 書、職務経歴書の書き方を 学ぶもの	5	11	20	11	(有)タタク	208
就労支援パソコン講座 女性求職者コース		7	11	19	11		
求職者のための パソコン講座		9	11	28	11	(有)タタク	135
TOEIC 受験対策講座	TOEIC テスト 600 得点を 目標に受験対策講座を開 催し、受験者に目標点数を 獲得させ、求職活動の一助 とするもの	10	25	56	25	(株)東京リーガル マインド	336
パソコン経理 基礎講座(2)	財務会計ソフトによる日常 経理処理を学ぶもの	5	11	29	11	パソコン教室 P-UP	354
CAD 基礎講座(2)	CAD による図形作成の基 礎を学ぶもの	7	11	44	11		
新社会人のための ビジネスマナー講座	市内中小企業の新入社員が ビジネスマナーを学ぶもの	2	50	37	37	日本橋学館大学 北垣教授	100
財務諸表の見方講座	会社の経営状態を把握す る財務分析の基礎となる会 計の仕組みを学ぶもの	1	50	36	36	土屋晴行	111
労働基準法基礎講座	国(千葉労働局、柏労働基準 監督署)との連携により、労働 法制などについて学ぶもの	1	50	29	29	柏労働基準監督 署	無償
求職者のための 就職支援講座	仕事の探し方や履歴書及 び職務経歴書の書き方を 学ぶもの	1	30	17	17	千葉県雇用 労働課	無償
コミュニティビジネス セミナー	コミュニティビジネスの 基礎知識を学ぶもの	1	50	15	15	コミュニティ ビジネスサポート センター	285
コミュニティビジネス 起業セミナー	柏市でのコミュニティビ ジネスの起業や支援に関心 のある方を対象とした講座 を開催し、起業・支援のネ ットワーク構築のきっかけ づくりの場を提供するもの	1	40	34	34	コミュニティ ビジネスサポート センター	380
合計		88	416	530	314		2,736

(市資料より作成)

平成 18 年度以前は簿記講座や TOEIC テスト受験対策講座のように民業を圧迫しかねない講座が散見されたため、平成 19 年度において「就労や自発的な職業訓練のきっかけ作りとなる基礎的な講座」を展開する方針を固めた。

この方針に従うと、民間事業者が行っている試験対策講座等は民間事業者に委ねることとなるが、経済産業部商工課では現在を過渡期と捉え、平成 19 年度以降も人気のある試験対策講座を継続しているとのことである。

(意見)

勤労会館の利用実績についてみると、平成 19 年度の施設全体の稼働率は 32.3%、労働団体等の利用による稼働率は 1.3%と極めて低い水準となっており、利用者 1 人当たりの差引行政コストも 1 回当たり 33 千円と大きくなっている。

この稼働実態からは、勤労会館がかつて果たしてきた労働団体等への施設スペース提供等を通じての「勤労者の文化教養の向上及び福祉の増進」という役割に対して、設置当初ほどの大きなニーズはなくなりつつあると推察される。

このような状況に対応して、勤労会館では若年者就労支援活動事業及び英会話・パソコン等に関する講座の開催という新たなニーズに応えるための活動を展開している。

しかしながら、就労支援活動事業についてみると、事業開始時における計画立案や就労支援事業活動参加者へのアンケート及びそのモニタリング、ニートの親族へのヒアリング等の調査は実施しているものの、市の失業率やニート人口を把握した上での事業としての必要性・重要性の客観的な分析、数値目標の設定や柏市民からの要望等についてのモニタリング等、事業として行う上で求められる水準での極めて重要なプロセスを経ることなく、費用対効果を見極める前に独自の就労支援活動が展開されている実態が見られる。就労支援活動事業を事業として行うのであれば、このようなプロセスを経て費用対効果を見極めた上で実行することが望まれる。

また、就労支援活動事業を行う上で勤労会館が重要拠点として位置づけられている点について、経済産業部商工課では、経済産業部商工課が所管する施設であるため機動的に活用でき、パソコンルームを備えているという利便性を根拠としている。しかし、この観点からは勤労会館自体の現状と就労支援活動事業の特性が必ずしもリンクしているとは考えられず、実際に勤労会館以外の施設でも就労支援活動が展開されている実績もあり、勤労会館でなくとも現行の就労支援活動事業には支障をきたさないと思われる。以上の結果、就労支援活動事業により勤労会館の特性を有効活用できているとは判断し難い。

一方で講座開催事業について見ても、「就労や自発的な職業訓練のきっかけ作りとなる基礎的な講座」を展開する方針を固めつつも、平成 19 年度実績や平成 20 年度予定表には TOEIC 対策講座等の民間事業者を圧迫しかねない内容の講座が盛り込まれており、事業としての位置づけを明確化できていない部分が残っている。

また、当該講座開催事業についても、パソコンルームも含めて勤労会館の施設を利用しなければ開催できない内容とは言えず、勤労会館を拠点として事業展開する必然性は高いとは思われない。

以上を総括すると、稼働率が著しく低迷する勤労会館について、現時点では有効活用しきれていないと考える。勤労会館施設の存続を前提とするならば、勤労会館独自の特性を活かした形での就労支援活動や講座開催事業の展開の方法を検討することが望まれる。また、このような展開を行う上で勤労会館の新たな位置づけを明確にする必要があると考える。

一方、従来の貸館業務としての展開を検討するのであれば、勤労会館運営に関して、市が関与する必要性を、指定管理者制度の導入の是非も含めて今一度検討する必要があると考える。

これに対して合理的な運営方針が打ち出せず、勤労会館の運営を廃止するならば、近隣センター等、現在の勤労会館と同種の設備を有する他の施設の今後の有効活用方針を検討する上で、勤労会館としての役割を最低限存続させる方法を加味することは有益であると考えます。

なお、仮に勤労会館の運営を廃止した場合、保健センターと共用している勤労会館建物が残存するが、保健センターからは有効活用可能であるとの回答を得ている。ただし、勤労会館建設時に千葉県より受けた補助金 20,000 千円について、千葉県補助金等交付規則第 21 条の規定により用途替えに関する財産処分の制限を受ける可能性があることに留意が必要となる。

③ 資料室スペースの有効活用について

館内視察を実施したところ、資料室（机と椅子が設置され会議にも利用できる）に昭和時代の労働法全書等利用可能性の低い古い書籍が多数備置され、スペースを圧迫していることが判明した。担当者に質問したところ、予算が取れないため新規書籍の購入はできず、古い書籍を継続して保管しているとの回答を得た。

（意見）

明らかに必要でない書籍は処分しスペースの有効活用を図ることが望まれる。

④ リース資産について

「2. 体育館 (6) 監査の結果の結果に添えて提出する意見 ⑦リース資産について」(P30) 参照。

## 8. あげぼの山農業公園（含むあげぼの山公園 茶室）

### (1) 施設の概要

- ① 所在地  
柏市布施 2005-2
- ② 所管部署  
経済産業部農政課
- ③ 供用開始年度  
平成 6 年度
- ④ 建設目的

農村地域に存在する資源（自然、田園風景及び伝統文化等）を整備活用して、都市と農村が互いに交流し、交流するための基礎とする故郷づくり、都市農業の振興を目的とした施設及び市民の農業体験を踏まえた健全な余暇活用の促進を目的とした施設。

### ⑤ 施設の内容

施設の名称	施設の内容	構造・面積等
本館	会議室、研修室等を有した管理棟	鉄筋コンクリート造地下 1 階、地上 2 階 869 m <sup>2</sup>
加工実習館	地場農産物等を利用した食品加工を柱とした中心的施設	鉄筋コンクリート造 2 階建 447 m <sup>2</sup>
資料館	柏市の農業の歴史に関する説明と農機具の展示施設。1 階には売店を併設。	鉄筋コンクリート造 2 階建 659 m <sup>2</sup>
バーベキューハウス	四阿形式の野外棟とバーベキューハウス(80 人対応)	鉄骨造 1 階建 322.9 m <sup>2</sup>
展示温室	ピラミッド型温室で、花と果実の鑑賞可能な施設及び花等の苗木の育成施設	鉄骨造 1 階建 2 棟 1 号棟 209.6 m <sup>2</sup> 、2 号棟 455.9 m <sup>2</sup>
ふるさと広場	親水池、築山を配した芝生の広場	11,200 m <sup>2</sup>
梅園、四季の里	傾斜地に梅を 100 本と遊歩道、四阿を配した梅林	5,200 m <sup>2</sup>
芝生広場	イベント事業等の際に市民に開放するほか、一定の使用条件により運動施設としても開放している広場	2 面 27,548 m <sup>2</sup>
風車及び風車広場	風車、水辺、四阿を配したシンボルゾーン	5,600 m <sup>2</sup>
ふれあい広場	修景池、四阿、駐車場を配した広場	3,000 m <sup>2</sup>
ふれあい農園	チューリップ、菜の花及びコスモス等を配した花畑	22,200 m <sup>2</sup>

(市資料より作成)

開園時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 午前 9 時から午後 5 時まで。</li> <li>・ バーベキューハウスは午前 11 時から午後 5 時まで。午後 5 時以降は要予約</li> <li>・ 売店は午前 10 時から午後 4 時まで。</li> </ul>
休館日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎週月曜日（月曜日が休日の場合はその翌日）</li> <li>・ 年末年始（12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日まで）</li> </ul>

(市資料より作成)

⑥ 利用料金

入園料及び駐車料金は無料である。本館会議室等の利用料金は次のとおりである。

(単位：円)

本館			
	午前 9 時～ 午前 12 時	午後 1 時～ 午後 5 時	午前 9 時～ 午後 5 時
会議室 1	380	520	910
会議室 2	380	520	910
研修室	780	1,050	1,830
加工実習館			
	午前 9 時～ 午前 12 時	午後 1 時～ 午後 5 時	午前 9 時～ 午後 5 時
加工実習館	1,570	2,100	3,670
資料館			
	午前 9 時～ 午前 12 時	午後 1 時～ 午後 5 時	午前 9 時～ 午後 5 時
会議室	1,170	1,570	2,750
芝生広場 (注) 1.			
	午前 9 時～ 午後 1 時	午後 1 時～ 午後 5 時	午前 9 時～ 午後 5 時
一般	9,000	9,000	18,000
中学生以下	4,500	4,500	9,000

(注) 1. 芝生広場の利用は、次の 3 点全てを満たす団体に限る。

- ・人数が 5 人以上の団体
- ・半数以上の方が市内在住、在勤、在学している団体
- ・代表者が 20 歳以上の団体

(市資料より作成)

## (2) 施設の管理運営方法

平成 18 年度から指定管理者制度を導入し、財団法人柏市都市振興公社（以下、「都市振興公社」という。）を指定管理者として運営している。

なお、利用料金は指定管理者に帰属する方法（以下、「利用料金制」という。）を採用している。

### ① 都市振興公社の状況

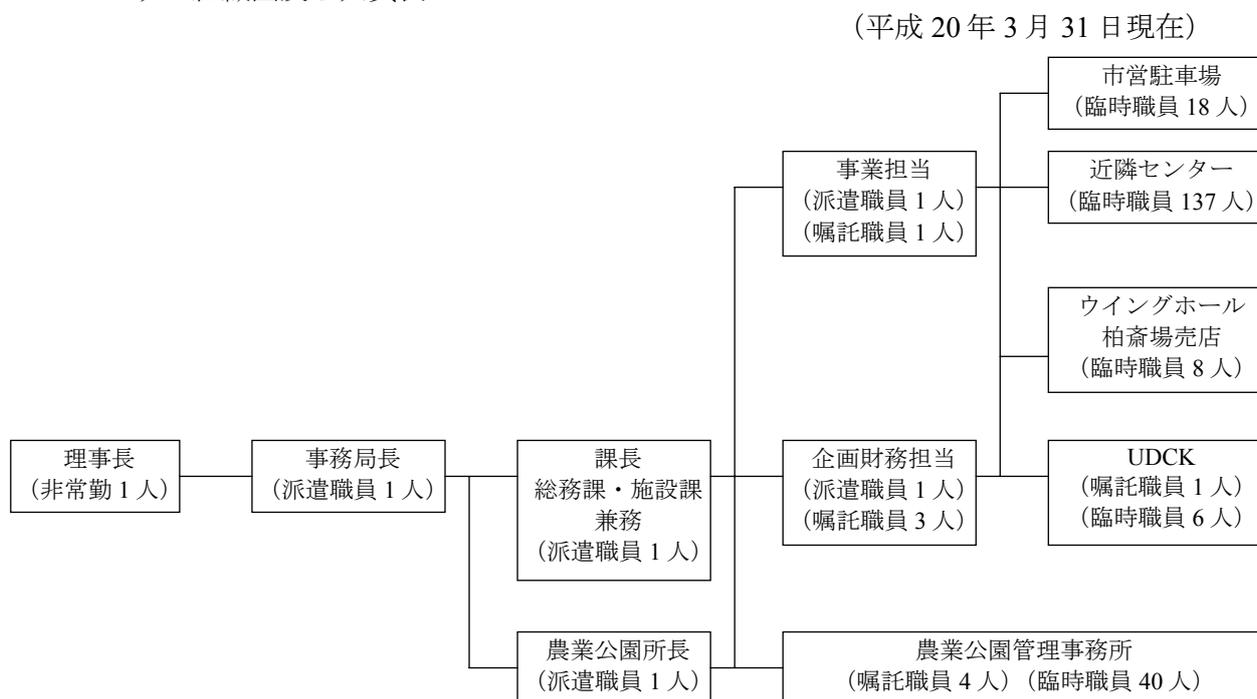
#### ア. 目的

柏市及び柏市土地開発公社との連携を保ち、柏市総合開発計画の推進上必要とする土地の取得、造成、維持管理及び処分並びにその他の建設事業を行い、合理的な都市経営に寄与し、市民生活の向上に貢献することを目的とする。

#### イ. 事業内容

- ・常磐新線及び市街地の整備に伴う商業用地、業務用地、工業用地住宅用地の取得、造成、管理、処分並びにそれらのあっせん
- ・常磐新線及び市街地の整備に伴う商業施設、業務施設、工業施設及び住宅の建設、取得及び処分
- ・駐車場の設置及び管理
- ・公共の用に供するために必要とする用地の管理及び処分
- ・市の設置した公共施設の管理受託その他前各号の事業を達成するために必要な事業

#### ウ. 組織図及び人員表



区分	人数
非常勤	1 人
市派遣職員	5 人
嘱託職員	9 人
臨時職員	209 人
合計	224 人

(財団資料より作成)

エ. 財団の財務状況

(単位: : 千円)

	平成 17 年度	18 年度	19 年度
総収入	544,956	536,724	437,675
総支出	492,141	537,247	476,872
当期収支差額	52,815	△522	△39,197
総資産	3,448,372	3,230,355	2,872,854
有利子負債	—	—	574,597
正味財産 (基本金)	2,275,152 (100,000)	2,273,624 (100,000)	2,246,901 (100,000)
市の出資比率	100%	100%	100%

(財団資料より作成)

② 運営体制

ア. 指定管理者

平成 19 年 4 月 1 日現在

正職員	1.7 人
うち直接従事	1.0 人
うち間接従事	0.7 人 (注)1
嘱託	4.4 人 (注)1
臨時・アルバイト	23.0 人
合計	29.1 人

(財団資料より作成)

平成 19 年 4 月 1 日現在 (単位:人)

業務	正職員	嘱託	臨時・ アルバイト
所長	1	—	—
収益担当	0.2(注)1	1.1(注)1	—
事業担当	0.2(注)1	1.1(注)1	—
管理担当	0.3(注)1	1.1(注)1	—
財務担当	—	1.1(注)1	—
芝生広場担当	—	—	5
温室、樹木担当	—	—	2
園内管理担当	—	—	4
施設管理担当	—	—	2
花畑、花壇担当	—	—	3
柏泉亭担当	—	—	3
利根サイクリング担当	—	—	2
補助員	—	—	2
計	1.7	4.4	23

(財団資料より作成)

- (注) 1. 他の業務との兼務であり、勤務時間等を基におおよその割合で計算している。  
2. 上記には都市振興公社が自主事業として営んでいる下記業務の人数は含まれていない。

バーベキューガーデン担当：8名

売店、ソフトクリーム、グリーンショップ担当：7名

イ. 経済産業部農政課

平成 19 年 4 月 1 日現在

正職員	11 人
うち直接従事 (注)	1.6 人
うち間接従事	0 人

(市資料より作成)

(注) 1. 経済産業部農政課職員 11 名のうち 3 名があけぼの山農業公園の担当であるが、専任の担当者ではなく、他の業務との兼務である。勤務時間等を基に計算したおおよその実質的な人数は 1.6 人である。

(3) 初期投資の状況

(単位：千円)

	取得価格	取得財源				台帳 記載額
		一般財源	国庫補助金	県補助金	市債	
用地費	2,083,880	2,083,880	—	—	—	2,083,880
建設費	1,189,572	779,206	105,245	305,121	—	1,189,572
合計	3,273,452	2,863,086	105,245	305,121	—	3,273,452

(市資料より作成)

(4) 施設の利用状況及び収支状況

(収支状況)

(単位：千円)

	平成 17 年度	18 年度	19 年度
(市の収支)			
歳入 A	<b>2,838</b>	<b>732</b>	<b>734</b>
利用料金収入	2,838	732	734
歳出 B	<b>181,501</b>	<b>180,039</b>	<b>178,315</b>
人件費	10,790	10,920	13,760
委託費(全て都市振興公社)	125,744	134,493	130,459
その他	44,967	34,626	34,096
市収支①(A-B)	<b>△178,663</b>	<b>△179,307</b>	<b>△177,581</b>
(指定管理者の収支)(注)1			
歳入 C	<b>125,744</b>	<b>138,381</b>	<b>134,979</b>
利用料金収入	—	1,926	2,134
受託料収入	125,744	134,493	130,459
自主事業収入	—	1,962	2,386
歳出 D	<b>125,744</b>	<b>135,284</b>	<b>131,315</b>
人件費	41,897	42,987	52,907
委託費	33,387	28,377	28,652
他会計繰入金支出(注)2	9,224	24,601	10,863
その他	41,235	39,317	38,891
指定管理者収支②(C-D)	—	<b>3,097</b>	<b>3,664</b>
全体収支①+②(注)1	<b>△178,663</b>	<b>△176,210</b>	<b>△173,917</b>

(市資料より作成)

- (注) 1. 指定管理者である都市振興公社はその基本財産の全額を市が出資しており、実質的に両者は一体と考えられることから、指定管理者の収支も含めた全体収支を算定している。
2. 他会計繰入金支出は都市振興公社の他会計で負担しているあけぼの山農業公園の費用である。

(最近3年間の利用状況等の推移)

あけぼの山農業公園（以下、「農業公園」という。）の利用者は、本館会議室等の有料施設の利用者と入園者の二つに分けられる。前者については利用者数を算定しているが、利用者数のほとんどを占める後者については下記の方法による算定であり、必ずしも正確な人数ではない。

このため、利用状況等の推移については、入園者数が正確なものではないことから記載していない。

	算定方法
平日	午後1時から2時の間に無料施設を目視確認し、この人数に7（時間）を乗じて算定
土日祝日	午前10時から11時、午後1時から2時、午後3時半から4時半の3回、目視確認を行い3回の平均人数に7（時間）を乗じて算定

（財団資料より作成）

#### 《あけぼの山公園 茶室（柏泉亭）について》

農業公園の運営管理は都市振興公社が指定管理者としてこれを行っているが、都市振興公社は農業公園に隣接した柏泉亭についても指定管理者として運営管理を行っている。柏泉亭の概要等は次のとおりである。

#### (5) 施設の概要

- ① 所在地  
柏市布施字上沼 1731 他
- ② 所管部署  
都市緑政部公園管理課
- ③ 供用開始年度  
平成2年度
- ④ 建設目的  
市制 35 周年及び人口 30 万人突破を記念し、国際社会の中で姉妹都市からの文化交流も多くなり、日本文化に触れる場として活用する。

#### ⑤ 施設の内容

施設の名称	施設の内容	構造・面積等
柏泉亭	広間(16 畳)、小間(4.5 畳)及び茶庭他	木造平屋建 147 m <sup>2</sup> 、敷地面積 430 m <sup>2</sup>

- ⑥ 開館時間  
午前9時から午後4時30分
- ⑦ 休館日  
毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日）及び  
年末年始（12月26日～1月4日）

## (6) 施設の管理運営方法

農業公園と同様、都市振興公社を指定管理者としている。都市振興公社の運営体制については(2)を参照。また、都市緑政部公園管理課職員1人が担当しているが、専任の担当者ではなく、他の業務との兼務である。勤務時間等を基に計算したおおよその実質的な人数は0.1人である

ただし、農業公園と同様、都市振興公社が指定管理者となったのは平成18年度からである。本報告書における過去3カ年のデータのうち、平成17年度については委託先としてのデータである。

## (7) 初期投資の状況

(単位：千円)

	取得価格	取得財源				台帳 記載額
		一般財源	国庫補助金	県補助金	市債	
用地費	—	—	—	—	—	
建設費	88,500	88,500	—	—	88,500	
合計	88,500	88,500	—	—	88,500	

(市資料より作成)

## (8) 施設の利用状況及び収支状況

(利用状況)

	平成17年度		18年度		19年度	
	305	1日 当たり	304	1日 当たり	304	1日 当たり
開館日数(日)						
利用者数(人)	1,006	3.3	1,039	3.4	478	1.6

(市資料より作成)

(注)1. 平成19年度の利用者数は、市内の中学校及び高等学校による利用が減少したため、大きく減少している。

## (収支状況)

(単位:千円)

	平成 17 年度	18 年度	19 年度
(市の収支)			
歳入 A	301	—	—
利用料金収入	258	—	—
その他	43	—	—
歳出 B	5,736	5,420	5,420
人件費	830	830	830
委託費	3,536	4,590	4,590
その他	1,370	—	—
市収支①(A-B)	△5,435	△5,420	△5,420
(指定管理者の収支)(注)1			
歳入 C	3,536	4,921	4,922
利用料金収入	—	238	194
受託料収入	3,536	4,590	4,590
自主事業収入	—	93	138
歳出 D	3,536	4,478	4,803
人件費	1,178	2,228	2,375
委託費	939	1,207	1,150
他会計繰入金支出(注)2	259	336	851
その他	1,159	706	426
指定管理者収支②(C-D)	—	443	118
全体収支①+②(注)1	△5,435	△4,977	△5,302

(市資料より作成)

- (注) 1. 指定管理者である都市振興公社はその基本財産の全額を市が出資しており、実質的に両者は一体と考えられることから、指定管理者の収支も含めた全体収支を算定している。
2. 他会計繰入金支出は都市振興公社の他会計で負担している柏泉亭の費用である。

## (9) 監査の結果

- ① 備品の標識及び管理について（農業公園）  
「1. 市立図書館及び分館 (5) 監査の結果 ③ 備品の標識及び管理について」  
(P9) 参照。

- ② 農業公園に保管されている備品等について  
農業公園の本館を視察したところ、前身の農業研修センター時代に使用されていた計測機器及び薬品等が保管されていた。しかし、これらの計測機器及び薬品等は、既に陳腐化しており今後使用される見込みはなく、放置されている状況にある。

### (改善策)

柏市財務規則第 271 条において、使用の必要のなくなった物品については、物品返納票により直ちに会計管理者等に返納することが規定されている。

よって、上記未使用物品については、当該規定に従って直ちに処理すべきである。特に薬品については、その危険性の有無について早急に調査の上、処分方針を決定することが必要である。

(10) 監査の結果に添えて提出する意見

- ① 行政コスト計算書について  
ア. 農業公園

(単位：千円)

	平成 17 年度	18 年度	19 年度
(行政コスト)			
I 人に係るコスト	<b>52,687</b>	<b>53,907</b>	<b>66,667</b>
人件費	52,687	53,907	66,667
II 物に係るコスト	<b>167,170</b>	<b>149,901</b>	<b>141,658</b>
物件費(賃借料、物品購入費等)	48,191	44,664	44,092
維持管理費(委託料)	33,387	28,377	28,652
維持管理費(修繕費、光熱水費等)	13,711	12,707	12,131
減価償却費	47,582	47,582	40,019
その他(雑費)	24,299	16,571	16,764
III その他のコスト	<b>9,224</b>	<b>24,601</b>	<b>10,863</b>
他会計繰入	9,224	24,601	10,863
行政コスト合計	<b>229,081</b>	<b>228,409</b>	<b>219,188</b>
(収入項目)			
利用料金収入	2,838	2,658	2,868
自主事業収入	—	1,955	2,349
その他収入	—	7	36
収入項目合計	<b>2,838</b>	<b>4,620</b>	<b>5,253</b>
差引行政コスト	<b>226,243</b>	<b>223,789</b>	<b>213,935</b>
市人口(人)	380,963	384,420	388,350
市民 1 人当たり差引行政コスト(円)	594	582	551
利用者数(千人)	—	—	—
利用者 1 人当たり差引行政コスト(円)	—	—	—

(注) 1. 市人口は、各年度ともに 10 月 1 日現在のものである。

2. 減価償却費は、定額法により耐用年数 25 年、残存価額ゼロで計算している。

(意見)

農業公園の利用者数は「(4) 施設の利用状況及び収支状況」に記載のとおり、推計値であることから、利用者数及び利用者 1 人当たり差引行政コストについては算定していない。

耐用年数 25 年を経過した建物等があるため、平成 19 年度の減価償却費が平成 17 年度及び 18 年度と比較して減少しており、差引行政コストも減少している。会議室等の一部を除き、原則として入園料及び駐車料金が無料なので、収入増加により差引行政コストを削減することは難しいことから、行政コストの増加を招くことのないよう留意していく必要がある。

イ. 柏泉亭

(単位：千円)

	平成 17 年度	18 年度	19 年度
(行政コスト)			
I 人に係るコスト	<b>2,008</b>	<b>3,058</b>	<b>3,205</b>
人件費	2,008	3,058	3,205
II 物に係るコスト	<b>5,683</b>	<b>4,128</b>	<b>3,791</b>
維持管理費(委託料)	939	1,207	1,150
維持管理費(修繕費、光熱水費等)	2,529	706	426
減価償却費	2,215	2,215	2,215
III その他のコスト	<b>259</b>	<b>336</b>	<b>851</b>
他会計繰入	259	336	851
行政コスト合計	<b>7,950</b>	<b>7,522</b>	<b>7,847</b>
(収入項目)			
利用料金収入	258	238	194
自主事業収入	—	93	138
その他収入	43	—	—
収入項目合計	<b>301</b>	<b>331</b>	<b>332</b>
差引行政コスト	<b>7,649</b>	<b>7,191</b>	<b>7,515</b>
市人口(人)	380,963	384,420	388,350
市民 1 人当たり差引行政コスト(円)	20	19	19
利用者数(人)	1,006	1,039	478
利用者 1 人当たり差引行政コスト(円)	7,603	6,921	15,722

(注) 1. 市人口は、各年度ともに 10 月 1 日現在のものである。

2. 減価償却費は、定額法により耐用年数 40 年、残存価額ゼロで計算している。

(意見)

平成 19 年度の利用者数は、市内の中学校及び高等学校による利用が減少したため、大きく減少している。その結果、平成 19 年度の利用者 1 人当たり差引行政コストが 15,722 円と平成 17 年度、18 年度と比し高額なものとなっている。次の「②柏泉亭の利用状況について」で記載のとおり、利用者を増やす対策を早急に構築する必要がある。

② 柏泉亭の利用状況について

柏泉亭の利用者数は「(8) 施設の利用状況及び収支状況」に記載のとおりであるが、過去 3 年間の月別利用件数は次のとおりとなっている。

	平成 17 年度	18 年度	19 年度	3 カ年 平均	
開館日数(日)	305	304	304		
月別 利用 件数 (件)	4 月	3	8	5	5.3
	5 月	7	7	2	5.3
	6 月	3	1	1	1.7
	7 月	4	5	5	4.7
	8 月	6	4	2	4.0
	9 月	1	0	0	0.3
	10 月	3	4	1	2.7
	11 月	7	5	7	6.3
	12 月	2	0	0	0.7
	1 月	9	8	8	8.3
	2 月	0	1	1	0.7
	3 月	3	3	3	3.0
	合計	48	46	35	

(市資料より作成)

上記のとおり、利用件数は開館日数に比して決して高いとは言えない水準にある。特に9月、12月及び2月においては、利用件数がゼロの年もある。

一方、柏泉亭周辺の茶室のある施設の年間利用者数は次のとおりである。

(単位：人)

管理者	名称	平成17年度	18年度	19年度	3カ年平均
柏市	柏泉亭	1,006	1,039	478	841
柏市	中央公民館	3,029	3,487	2,377	2,964
松戸市	松雲亭	4,774	6,809	7,495	6,359
千葉県	柏の葉公園松柏亭	577	951	916	815

(市資料より作成)

また、利用料金は次のとおりである。

名称	利用料金(平成19年度)
柏泉亭	1. 市内在住、在勤もしくは在学者 (1) 午前9時～正午 広間 4,410円 小間 1,890円 (2) 午後1時～午後4時30分 広間 5,140円 小間 2,200円 (3) 午前9時～午後4時30分 広間 9,550円 小間 4,090円 2. 1.以外 (1) 午前9時～正午 広間 6,610円 小間 2,830円 (2) 午後1時～午後4時30分 広間 7,710円 小間 3,300円 (3) 午前9時～午後4時30分 広間 14,320円 小間 6,130円
中央公民館	1. 市内在住、在勤もしくは在学者のみ利用可能 (1) 午前9時～午後1時、午後1時～5時、午後5時～9時のいずれも 500円
松雲亭	1. 市内在住者等 (1) 広間、小間ともに1時間 525円 2. 1.以外 (1) 1.(1)の金額に100分の200を乗じて得た金額
柏の葉公園松柏亭	1. 県内在住等を問わない (1) 午前9時～正午 広間 5,940円 小間 2,960円 (2) 午後1時～午後4時 広間 5,940円 小間 2,960円 (3) 午後6時～午後9時 広間 7,120円 小間 3,540円 (4) 午前9時～午後4時 広間 11,880円 小間 5,920円 (5) 午後1時～午後9時 広間 13,070円 小間 6,510円 (6) 午前9時～午後9時 広間 19,010円 小間 9,470円

(市資料より作成)

上記のとおり、平成17年度から19年度の3年間の柏泉亭の平均利用者数は841人である。これに対し、柏市中央公民館は2,964人(柏泉亭の3.5倍)、松戸市松雲亭は6,359人(同7.6倍)となっており、柏泉亭よりもはるかに多い。これは主に次の理由が考えられる。

#### ア. 利用料金が高いこと

利用料金について、中央公民館が4時間で500円となっているのに対し、柏泉亭は最も安い時間帯でも小間の1,890円からと割高な水準にあること。さらに、松雲亭と比較しても、柏市内在住者等が松雲亭を市外在住者として3時間利用した場合でも $525 \times 3 \text{時間} \times 200/100 = 3,150$ 円となり、柏泉亭の市内在住者等の広間の利用料金(最も安い時間帯でも4,410円)より割安な水準であること。

#### イ. 交通の便が良くないこと

交通の便について、中央公民館及び松雲亭がそれぞれ柏駅及び松戸駅から徒歩約 10 分であるのに対し、柏泉亭は柏駅からバスで約 30 分を要し、交通の便が良いとは言えないこと。

#### (意見)

柏泉亭の現状における利用者数は上記のとおり柏市中央公民館及び松戸市松雲亭の利用者数と比べて低い水準にある。したがって、利用者数を増やすことが重要であると考え。利用者数を増やす方法としては次のものが考えられる。

#### ア. 料金体系の見直し

上記のとおり、柏泉亭の現状の料金体系が高いことが、利用者数が少ない理由の一つと考えられることから、値下げを検討することが望まれる。ただし、値下げを検討するに当たっては、柏市中央公民館及び松戸市松雲亭といった近隣の競合施設の料金体系を参考に検討することが重要である。

例えば、値下げをした場合のシミュレーション及びアンケートの実施（「⑥アンケート調査の実施について」を参照）等の方法により、どの料金水準ならばどれくらいの利用者数が見込まれるのかを検討することが重要であると考え。

#### イ. より積極的な PR 活動の実施

柏泉亭では PR 活動として自主事業としてのお茶会を開催している（「③柏泉亭の自主事業について」を参照）が、これ以外の手段を用いてより積極的な PR 活動を実施することが重要と考える。

例えば、他の媒体（市のホームページ及び「広報かしわ」）を用いて柏泉亭の存在を PR することが考えられる。PR の際には、単にお茶会としての利用が可能な場所であることのみではなく、活け花、短歌及び着物の展示会等の実施が可能であることを PR し、広いニーズに対応できる施設であることを PR することが重要と考える。

上記のような利用者数を増やすための方策の実施の結果、利用者数の増加が見込めない場合には、現在の茶室としてのあり方そのものを抜本的に検討することが望まれる。

#### ③ 柏泉亭の自主事業について

柏泉亭では利用者数の増加を図るための PR 活動として、自主事業としてのお茶会を開催している。平成 19 年度は 4 回開催されているが、各回の収支は次のとおりである。

(単位：円)

	開催日	収入			支出	差引収支
		参加者数 (①)	単価 (②)	金額 (①×②)	金額	
1	平成 19 年 4 月 7 日	101 人	300	30,300	64,500	△34,200
2	平成 19 年 10 月 21 日	101 人	300	30,300	54,556	△24,256
3	平成 19 年 11 月 11 日	53 人	300	15,900	11,550	4,350
4	平成 20 年 3 月 2 日	76 人	300	22,800	10,932	11,868
計		331 人		99,300	141,538	△42,238

(市資料より作成)

上記のとおり、年間を通しての差引収支は赤字となっている。これは、PR 活動としての側面から、参加費を抑える必要があり、収入金額が少額となっていることが主な理由である。しかし、柏泉亭の利用者数は、「②柏泉亭の利用状況について

て」に記載のとおり、決して多いとは言えない水準にあり、市の中央公民館や松戸市の松雲亭の利用者数と比較すると、柏泉亭の利用者数はそれらを大きく下回っている。したがって、PR活動の効果があるとは言いがたい。

(意見)

PR活動としての低廉な参加費でのお茶会の開催はその趣旨に照らし意義のある取組みではある。しかし、その取組みの結果、利用者数の増加に結びつくことが重要である。この点から、現在実施しているお茶会についても、利用者数の増加につなげるための改善が必要と考える。例えば、開催回数を増やしたり、開催の事実を広く市民に知らせるよう、市のホームページ及び「広報かしわ」での告知が望まれる。

#### ④ 農業公園の本館の耐震化について

農業公園の本館は、昭和57年3月に柏市農業研修センターとして建設された建物であるが、旧耐震基準（建築基準法における構造関係規定に定められている建築構造の技術的基準が昭和56年6月に改正される前の基準）によって建築された建築物となっている。

市は平成20年10月、「市有建築物の耐震化状況」及び「市有建築物の耐震化整備方針」を作成・公表している。市は市有建築物を次の4種類に分類し、平成20年4月1日現在の耐震状況を公表している。

A	特定建築物かつ震災時に応急活動拠点となる建築物等
B	特定建築物（震災時に応急活動拠点となる建築物を除く）
C	震災時に応急活動拠点となる建築物等
D	その他（AからCまでの建築物を除く）

「市有建築物の耐震化状況」において、農業公園の本館の耐震診断は未実施となっている。また、「市有建築物の耐震化整備方針」において、農業公園の本館は上表のDその他に分類され、耐震診断の予定はあるとなっているが、具体的な時期は明らかにされていない。

ただし、市は「市有建築物の耐震化整備方針」において、耐震診断の予定があるものとしている建築物については平成20年度及び21年度までに耐震診断を行うとしている。そして、平成29年度までに速やかに建築物の重要性や耐震性を考慮して、3期（第1期：平成22年度まで 第2期：平成23年度から25年度まで 第3期：平成26年度以降）に分けて対応することとしている。

(意見)

農業公園の本館は特定建築物又は震災時に応急活動拠点となる建築物のいずれにも該当しない建築物であるが、「市有建築物の耐震化整備方針」に従い、耐震診断及び耐震改修を着実に実施することが重要である。

#### ⑤ 農業公園の資料館について

農業公園の資料館2階には、柏市の農業を展示するスペースがある。これは等身大の人形及び農機具による農作業の展示並びにテレビモニターによる映像を用いた展示が主なものである。

しかし、現場を視察したところ、「故障」と貼り紙のついたテレビモニターや壊れて点灯しない照明が放置されているなど老朽化が著しい状況となっている。また、指定管理者の現場担当者の説明によると、資料館1階の売店に飲料等を買って来り、2階に上がって来ることが多いものの、時間をかけて展示品を見る利用者は少なく、混雑する状況にはないのが実情である。

(意見)

故障している設備については放置しておくとし、市有財産を有効に使用していないことになるので、早急に修理等の措置を行い、有効活用することが必要と考える。

また、展示品を見る利用者が少ないのであれば、これを撤去し別の利用目的のためのスペースとして活用することを検討し、スペースの有効利用及び利用者の増加につながる方策を構築する必要がある。

⑥ アンケート調査の実施について

農業公園では年に 1 回、アンケート用紙を売店及びバーベキューガーデンに設置する他、職員による巡回配布を行い、アンケート調査を実施している（平成 19 年度は、実施予定日に開催したイベントに対応するための人員が不足したため、やむを得ず中止している）。

しかし、柏泉亭ではアンケート調査を実施していない。

(意見)

農業公園のアンケート調査は、設備、清掃、交通の利便性、売店、バーベキューガーデン及び営業時間等といった広い範囲から改善案のコメントを収集するだけでなく、その他の自由意見についても収集している。柏泉亭についても、利用者数が多いとはいえない水準にあることから、利用者数増加策や施設の今後のあり方を検討するためにはアンケート調査を実施することが有用と考える。

さらに、農業公園にも該当することであるが、アンケート調査を実施し、改善案のコメントを収集した後、当該コメントに対してどのようなアクションをとったのかについても記録に残すことが必要と考える。

⑦ 柏泉亭の備品の登録方法について

柏泉亭を視察した際に物品一覧表と備品現物との突合せをサンプルベースで実施した。しかし、物品一覧表には「茶道具一式」としか記載されていない備品があり、備品現物との突き合せが困難な状況となっている。

(意見)

物品一覧表に「茶道具一式」としか記載しなかった場合、物品一覧表に記載された備品現物との突合せができないため、備品が漏れなく保管されているかを把握することが事実上不可能となる。物品一覧表に記載するに当たっては、現物との突合せが容易にできるように記載する必要がある。

⑧ 備品等の管理方法について

農業公園及び柏泉亭とも、市は指定管理者との間に基本協定を締結しており、その中で備品台帳を作成し、市が指定管理者に管理を委託した備品を明確にしている。しかし、この台帳については基本協定の締結時に作成したまま活用されていない。農業公園及び柏泉亭とも、基本協定書の第 15 条第 1 項において、別紙に掲げる備品を善良な管理者の注意をもって使用するものとする旨が記載されているのみで、具体的な方法についての記載はない。

(意見)

指定管理者が備品を善良な管理者の注意をもって使用することを遵守するためには、備品の現在の状況を市に報告することも必要である。市は指定管理者に対し、定期的（例えば 1 年に 1 回）に備品台帳と備品現物との突合せを実施させ、管理を委ねた備品の状況を報告させることが必要であり、基本協定書に明記することが必要と考える。

また、指定管理者が所有する備品等についても、市の所有する備品等との区別を明確にするため、備品台帳を作成し定期的に備品台帳と備品現物との突き合わせを実施させることが必要と考える。

⑨ 預り資産の管理方法について

農業公園には、指定管理者が締結したリース契約によって使用されている車両等の固定資産がある。したがって、市が所有する固定資産と指定管理者が締結したリース契約によって使用されている固定資産が混在している状況にある。しかし、リース契約によって使用されている固定資産の台帳は作成されていない。このため、これらの資産の管理責任が不明確となるおそれがある。

(意見)

指定管理者が締結したリース契約によって使用されている固定資産についても台帳を作成し、市の固定資産との明確な現物管理ができるようにする必要がある。

⑩ 農業公園の現金管理について

指定管理者の現場担当者の説明によると、小口現金の実際の残高が帳簿残高と合致していることの確認を週に一度の頻度で実施している。しかし、小口現金の出納は毎日発生しており、出納時の誤謬等が生じた場合、週に一度の頻度では発見のタイミングが遅れ、誤謬等が生じた原因が明らかにできないおそれがある。

(意見)

現金は誤謬だけでなく、盗難及び着服等の事故が発生しやすいため、管理には細心の注意を払うことが重要である。出納が毎日発生する場合には、担当者による実際残高と帳簿残高と合致していることの確認を毎日行い、担当者の上席者が週に一度の頻度で担当者の実施した確認作業をチェックするといったより高い頻度での確認が必要と考える。

⑪ 指定管理者に対するモニタリングチェック表について

市は指定管理者に対し、「指定管理者モニタリングチェック表」を用いて指定管理者が当該施設について適正な管理運営を行っているかをチェックすることとしている。

平成 19 年度の同チェック表を閲覧したところ、柏泉亭については同チェック表が作成されていなかった。また、農業公園については作成されていたが、下記の点が見受けられた。

- ア. 現場確認・書類審査の別の欄にどちらの方法によったかを記載すべきところ、単に「有」とのみ記載している項目や空欄の項目があり、どちらの方法で確認したのかが明確でない。
- イ. チェック項目について「いる (はい)」または「いない (いいえ)」のいずれかに丸をつけることとなっているが、丸の付けられていない項目があり、チェックの事実自体を確認することができない。

(意見)

指定管理者が当該施設について適正な管理運営を行っているかをチェックすることは非常に重要であり、その点から同チェック表を適切に運用することが必要である。柏泉亭については同チェック表の作成が必要である。また、農業公園についても、現場確認・書類審査の別の欄にどちらの方法によったかを明確に記載し、全てのチェック項目に丸を付け、適正にチェックする必要がある。

⑫ 農業公園の管理体制について

《あけぼの山公園 茶室（柏泉亭）について》で述べたとおり、農業公園に隣接した施設として柏泉亭がある。柏泉亭は、農業公園とは別個のあけぼの山公園の中の一施設であり、あけぼの山公園はさくら山、水生植物園、日本庭園及び柏泉亭からなっている。

平成 19 年度の農業公園及びあけぼの山公園の管理運営方法は次のとおりとなっている。

施設名	所管部署	管理運営方法
あけぼの山農業公園	経済産業部農政課	都市振興公社が指定管理者として管理運営
柏泉亭	都市緑政部公園管理課	同上
あけぼの山公園 (除柏泉亭)	都市緑政部公園管理課	都市緑政部公園管理課が管理運営

(市資料より作成)

市は平成 21 年度より、運営の効率化を図るため柏泉亭と日本庭園をまとめて指定管理者である都市振興公社に管理運営を委ねることとしている。しかし、あけぼの山農業公園の所管部署とあけぼの山公園の所管部署が分かれている他、管理運営方法も指定管理者が管理運営する施設と都市緑政部公園管理課が管理運営する施設とが分かれている。

(意見)

農業公園及びあけぼの山公園は互いに隣接した施設であることから、所管部署及び管理運営方法を分ける意義は決して大きくないと考えられ、一つの部署が所管するとともに、全体を一つの指定管理者が管理運営することが効率的であると考えられる。

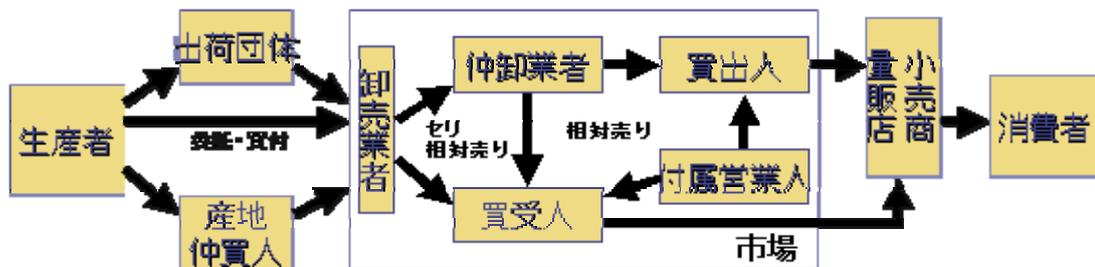
市は平成 20 年 4 月 1 日に組織を改正し本部制としたことから、経済産業部、都市計画部、都市緑政部及び土木部を「まちづくり事業本部」として設置し、農政課が属する経済産業部と公園管理課が属する都市緑政部とが同一の事業本部の下に収まる組織となったが、これを契機として農業公園とあけぼの山公園の所管部署について一つの部署が所管すること、また管理運営方法について一つの指定管理者が管理運営することの効果について検討し、今後の方針についての方向付けを行うことが望まれる。

## 9. 公設総合地方卸売市場

### (1) 施設の概要

- ① 所在地  
柏市若柴 69 番地の 1
- ② 所管部署  
経済産業部公設市場
- ③ 供用開始年度  
昭和 46 年度（青果部：昭和 46 年 11 月、花き部：昭和 49 年 4 月、  
水産物部：昭和 52 年 4 月）
- ④ 建設目的  
生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化をはかり、もって地  
域住民の生活の安定に資するため。
- ⑤ 施設の内容  
敷地面積 80,058 m<sup>2</sup>  
卸売場（青果 4,555 m<sup>2</sup> 水産 2,389 m<sup>2</sup> 花き 666 m<sup>2</sup>）  
関連食品棟 9,822 m<sup>2</sup>等  
業者構成・取扱高（平成 20 年 7 月現在・平成 19 年度取扱高）  
青果（卸売業者 1 者、仲卸業者 5 者） 取扱高約 3.2 万トン （約 67 億円）  
水産物（卸売業者 1 者、仲卸業者 37 者） 同 約 2.6 万トン （約 240 億円）  
花き（卸売業者 1 者、仲卸業者 3 者） 同 約 1,640 万点 （約 11 億円）  
関連事業者〔付属営業人〕（食料品・飲食店等 64 者）

#### 市場のしくみ



卸売業者：各地の生産者や農協等の出荷団体から生鮮食料品を集め、せりや  
相対売りなどによって仲卸業者や買受人に販売する。

仲卸業者：卸売業者から買い受けた生鮮食料品を、市場の中で買出人に販売  
する。

付属営業人：市場の中で、市場を利用する人たちのために包装資材や乾物、  
食肉等を販売したり、飲食店等の業務を行う。

買受人：卸売業者から直接、生鮮食料品を買い受け、消費者に販売する小売  
店等。

買出人：小売店や飲食店等で、仲卸業者から生鮮食料品を仕入れる。

使用料等

種 別		使用料	摘 要
市場使用料	青果部・花き部卸売業者	卸売金額の1,000分の2.5に相当する額	
	水産部卸売業者	卸売金額の1,000分の2.5に相当する額	
	仲卸業者	販売金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）の1,000分の3に相当する額	条例第45条第2項の規程により、市長の許可を受けて販売した場合に限る。
主な施設使用料	卸売業者売場		1平方メートルにつき月額315円（市長が指定する施設にあっては1平方メートルにつき月額189円）
	仲卸売業者売場		1平方メートルにつき月額1,470円（市長が指定する施設にあっては1平方メートルにつき月額955円）
	業者事務所		1平方メートルにつき月額1,134円（市長が指定する施設にあっては1平方メートルにつき月額693円）
	冷蔵庫		1平方メートルにつき月額1,872円
	保冷庫		1平方メートルにつき月額1,050円
	倉庫	一般倉庫	1平方メートルにつき月額735円
		仮設倉庫	1平方メートルにつき月額483円
	付属営業人店舗	一般食品売場	一般食品売場にあっては1平方メートルにつき、月7額1,470円（2階のうち、倉庫の部分にあっては1平方メートルにつき1,323円）
			仮設一般食品売場にあっては1平方メートルにつき月額955円
		サービス店舗	1平方メートルにつき月額1,050円
	土地		1平方メートルにつき月額42円
	業者専用駐車場		1区画につき月額2,625円

(市資料より作成)

市場の休業日

- ・ 日曜日
- ・ 祝日
- ・ 1月2日から1月4日まで及び12月31日

開場の時間

午前5時から午後8時まで

## (2) 施設の管理運営方法

所管部署による直営である。

運営体制

平成20年3月31日現在

正職員 (うち、直接従事) (うち、間接従事)	8人 (8人) (0人)
臨時職員	2人

(市資料より作成)

## (3) 初期投資の状況

(単位：千円)

	取得価格	取得財源				台帳 記載額
		一般財源	国庫補助金	県補助金	市債	
用地費	3,246,471	不明	不明	—	不明	3,246,471
建設費	3,361,655	不明	不明	—	不明	3,223,722
合計	6,608,127	186,692	595,202	—	5,820,300	6,470,194

(市資料より作成)

(注) 1. 取得価格と台帳記載額との差額 137,932 千円は、取得後に除却された物の金額である。

(4) 施設の利用状況及び収支状況

柏市公設総合地方卸売市場（以下、「市場」という。）は特別会計で運用されている。

(単位：千円)

	平成 17 年度	18 年度	19 年度
取扱高			
青果 数量(トン)	39,315	35,060	31,881
金 額	7,855,322	7,412,830	6,712,558
水産物 数量(トン)	27,798	25,718	25,831
金 額	24,863,028	24,360,328	24,087,953
花き 数量(千点)	12,096	16,425	16,337
金 額	745,954	1,111,176	1,106,186
利用事業者			
卸売業者	3	3	3
仲卸業者	48	46	44
その他事業者	74	69	64
歳入 A	<b>1,000,502</b>	<b>919,161</b>	<b>764,701</b>
市場使用料	88,344	87,378	85,405
市場施設使用料	310,596	307,442	289,390
その他収入(立替金等)	122,380	117,840	118,423
繰入金	300,000	230,000	46,000
繰越金	179,181	176,500	225,481
歳出 B	<b>824,002</b>	<b>693,680</b>	<b>568,141</b>
人件費	92,022	82,643	85,547
委託費	157,456	119,040	113,509
需要費	140,828	137,781	131,334
市場整備事業費(工事請負費等)	127,570	59,158	110,295
市債元金	229,918	231,607	46,021
市債利息	43,064	32,151	23,350
その他	33,140	31,297	58,082
収支①(A-B)	<b>176,500</b>	<b>225,481</b>	<b>196,559</b>

(市資料より作成)

- (注) 1. 平成 18 年度で花きの取扱高・取扱金額が増加しているのは、花きの卸売業者が変更になったためである（千葉中央花き卸売(株)から(株)第一花き〔柏市場〕）。
2. 平成 18 年度、19 年度については、繰入金は、市債の償還金額にほぼ等しい金額となっている。

## (5) 監査の結果

### ① 備品の標識及び管理について

備品について、サンプリングで物品一覧表と現物の照合作業を行ったが、ワープロ 1 台について、標識の添付が行われていなかった。

### (改善策)

柏市財務規則第 283 条第 2 項において、備品には標識を付することが規定されている。保有する備品については、適正な標識を付して管理を行うべきである。

(6) 監査の結果に添えて提出する意見

① 行政コスト計算書について

(単位：千円)

	平成 17 年度	18 年度	19 年度
(行政コスト)			
I 人に係るコスト	<b>92,022</b>	<b>82,643</b>	<b>85,547</b>
市職員人件費	91,196	81,888	84,083
臨時職員人件費	826	754	1,463
II 物に係るコスト	<b>542,179</b>	<b>431,476</b>	<b>488,927</b>
物件費(賃借料、物品購入費等)	141,835	73,712	143,062
維持管理費(委託料)	157,456	119,040	113,509
維持管理費(修繕費、光熱水費等)	154,423	150,257	143,890
減価償却費	88,308	88,308	88,308
III その他のコスト	<b>88,464</b>	<b>88,464</b>	<b>88,464</b>
支払利息	48,346	36,417	36,108
その他(租税公課等)	5,281	4,266	12,758
行政コスト合計	<b>682,548</b>	<b>550,537</b>	<b>610,584</b>
(収入項目)			
市場使用料	88,344	87,378	85,405
市場施設使用料	310,596	307,442	289,390
その他収入(立替金等)	122,380	117,840	118,423
収入項目合計	<b>521,321</b>	<b>512,661</b>	<b>493,219</b>
差引行政コスト	<b>161,227</b>	<b>37,876</b>	<b>117,364</b>
市人口(人)	380,963	384,420	388,350
市民 1 人当たり差引行政コスト(円)	423	99	302

(注) 1. 市人口は、各年度ともに 10 月 1 日現在のものである。

- 減価償却費は、定額法により耐用年数 38 年、残存価額ゼロで計算している。
- 市職員人件費が平成 18 年度から減少しているのは、職員が 2 名減少したからである。

なお、職員 2 名の減少に伴い臨時職員が 1 名増員された。この人件費は、平成 18 年度は一般会計から支出されているが、平成 19 年度は当施設の負担となっている。これにより、平成 19 年度の臨時職員人件費が増加している。

- 物件費(賃借料、物品購入費)が平成 18 年度で減少しているのは、工事請負費が減少したためである。平成 17 年度は管理棟空調工事・関連食品棟改修工事・廃棄物置場新設工事などで 96,144 千円であったが、平成 18 年度は事故繰越等もあり 39,831 千円に留まった。
- その他収入(立替金等)の大半は、業者への電力料等の立替分であり、維持管理費(修繕費、光熱水費)と両建てになっている。

行政コストのうち、人件費はその大部分は市職員の分である。物件費は主に工事関係の多寡によって大きく変動している。その変動が差引行政コスト、市民 1 人当たり差引行政コストの変動に大きく影響している。支払利息は市債に対するものである。

収入は業者の取扱高に応じて発生する市場使用料と施設の使用料から構成されている。

その結果、差引行政コストは、平成 17 年度、18 年度、19 年度で各 161,227 千円、37,876 千円、117,364 千円となっており、市民 1 人当たり差引行政コストは各 423 円、99 円、302 円となっている。

(意見)

行政コストは、工事請負費の増減に応じて大きく変動している。新市場への移転計画もあることから、現市場の維持のための合理的な工事計画に基づいた工事を行う必要がある。また、使用料収入の増加を図り差引行政コストの減少を図ることが望まれる。

② 新柏市公設総合地方卸売市場の運営形態について

今年度、市場は全国公設地方卸売市場協議会の幹事として、指定管理者制度の導入・公設民営化の実施について、会員市場に対して調査を実施した。84の市場に照会し、平成20年6月現在、回答率100%で以下のような結果となっている。

なお、この調査での指定管理者制度は、設備は市が所有し、市が開設者となって民間業者に運営を任せるとをいう。また、公設民営化とは、設備を市が所有するのは同じであるが、民間業者が開設者となって、設備を有償あるいは無償で借受け、運営を行うことをいう。

指定管理者制度の導入について			公設民営化の実施について		
回答結果	件数	割合 (%)	回答結果	件数	割合 (%)
①導入済	7	8.3	①実施済	2	2.4
②導入予定	1	1.2	②実施予定	3	3.6
③導入に向けて検討中	9	10.7	③実施に向けて検討中	11	13.1
④今後検討予定	28	33.3	④今後検討予定	29	34.5
⑤導入予定なし	39	46.4	⑤実施予定なし	35	41.7
			⑥回答なし	4	4.8
計	84	—	計	84	—

指定管理者制度について導入済みの7件は、稚内市地方卸売市場、富士市公設地方卸売市場、敦賀市公設地方卸売市場、高山市公設地方卸売市場、中濃公設地方卸売市場、北勢公設地方卸売市場組合、鳥取市公設地方卸売市場であり、導入予定は可茂公設地方卸売市場組合である。

公設民営化については、公設芳賀地方卸売市場、飯田市地方卸売市場の2件が実施済である。また、指定管理者導入済みの富士市公設地方卸売市場と北勢公設地方卸売市場組合が民営化実施予定であり、さらに十和田市地方卸売市場も民営化実施予定である。

この調査において柏市は、指定管理者制度については「導入予定なし」、公設民営化については「実施に向けて検討中」として集計されている。これは、現市場においては指定管理者制度については導入の予定はないが、公設民営化については移転再整備に併せて運営形態を検討しているとの回答によったものである。

かつては、大規模な地方卸売市場は市等公の機関が建設し、それを直営するのが通常であった。しかし社会環境の変化に対応するため、指定管理者制度の導入、公設民営化を視野にいれた検討が行われ、実際に、それらが実施されている状況である。

市は柏市公設総合地方卸売市場再整備計画（案）概要において、サービス購入型のPFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）方式を記載している。これはPFI事業者が設計・建設を行い、所有権を市に移転するとともに、事業者が運営業務を実施し、市が運営費を負担する方法である。

この方法のメリットは市の人件費の圧縮、専門家のノウハウの有効活用にある。一方、この方法にはデメリットもある。市として情報の一貫した把握が難しくな

る。運営はあくまでも外部の民間業者で市の直接的なコントロールには限界もあるからである。今後、この運営形態の具体化に向けて更なる検討が行われていくことになる。

(意見)

市場移転再整備の検討は、経済産業部産業政策課の市場整備室によって行われている。場所も市庁舎であり、直接現市場の現場と距離も離れていることから、直接現場の声を聞くにも限界があるように感じられる。新市場の運営形態の検討等においては、現市場の職員との協力が不可欠ではないかと考える。新市場の運営等を効率的効果的に行うためには、現場での課題や問題点を把握している現市場と市場整備室とが一体となって計画を進めることが望まれる。

また、市は現市場の運営形態は、現状のまま継続することとしている。新市場への移転計画があるので、止むを得ないと考えられるが、新市場での運営形態のあるべき姿を確実にするためにも、指定管理者の導入等民間ノウハウの活用を検討することも有用と考える。

### ③ 滞留債権について

平成 20 年 3 月 31 日現在、関連事業者（付属営業人）の 3 社に対して以下のとおり債権が滞留している。

(単位:円)

業 者 名	A 社	B 社	C
業 種	総合食料品	きわ物	飲食店
滞留開始時期	平成 15 年 2 月	平成 15 年 2 月	平成 17 年 4 月
滞留金額			
市場施設使用料	6,902,910	5,936,280	2,350,425
電気料立替金	1,256,171	1,007,117	718,270
合 計	8,159,081	6,943,397	3,068,695
保証金(6ヵ月分)	350,000	500,000	505,000
状 況	破産手続中	営業中	営業中

#### ア. A 社

平成 20 年 9 月 26 日に破産の申立がなされている。

相手の財務状況から、回収の可能性は低いと考えられ、今年度で不納欠損処分を予定している。

不納欠損処分は、柏市財務規則第 46 条第 1 項の規定に基づくものである。

#### 第 46 条 1 項（歳入の不納欠損処分）

「歳入徴収者は、法令の規定により、時効の完成又は徴収権の消滅により歳入の不納欠損処分をすべきものがあるときは、歳入不納欠損調書を調製し、市長の決裁を受けなければならない。」

なお、金銭債権の消滅時効は、地方自治法第 236 条第 1 項で、5 年である。

ちなみに、過去における不納欠損処分事例は、地方自治法第 236 条第 1 項に基づいた、平成 18 年度の 1 件だけである。

D 社	市場施設使用料	1,644,440 円
	電気料立替金	222,002 円
	計	1,866,442 円

イ. B社

現状、営業は継続しているため更なる督促を行っている。

下記記載の C（個人営業）のように、分納契約を締結する方向で目下折衝中である。

ウ. C（個人営業）

平成 20 年 6 月 25 日に分納契約が締結され、平成 21 年 1 月末までに完納することとされた。平成 20 年 11 月の時点までは、順調に入金している。

（意見）

卸売業者、仲卸業者及び付属営業人が市場を使用する際には、民間で通常行われる賃貸借契約に相当する「市場施設使用指定書」が交付される。しかし、当該使用指定書で引用されている「柏市公設総合地方卸売市場業務条例」及び「同施行規則」は、債権の回収が滞る事態を積極的に想定していない。地方卸売市場では、使用料等が滞納された場合でも、退去命令はできるものの、差し押さえはできない。以上のように、民間に比べて債権の回収が実行できない場合が多分に考えられる。

また、保証金の制度はあるものの、付属営業人については、最高で施設利用料月額額の 6 倍（「柏市公設総合地方卸売市場業務条例」第 32 条第 1 項）であり、担保としては十分とは言えない。

付属営業人の入場申込みに際しては、決算書や銀行残高証などが提出が義務付けられている。その後、債権の回収は管理表で管理され、滞留の把握、督促が行われているが、上記の 3 件については、滞留を許す結果となっている。

営業開始後は、卸売業者については県、仲卸業者については市へ財務諸表の提出が義務付けられているが、付属営業人についてはその制度はない。また、平成 20 年度から、卸売業者及び仲卸業者に対して、市が外部者へ依頼する「事業診断」が行われているが、付属営業人は対象となっていない。債権の管理については、相手先の経営状況や資金状況を把握しておく必要があることから、付属営業人についても、財務諸表の提出や事業診断等を実施することが必要と考える。

特に、平成 25 年に開場が予定されている新市場では、保証金制度の見直し、優良業者の選別等を行い、入場業者の経営状況をよりの確に把握し滞留債権の発生、不納欠損処分が生じないような対策を講じることが必要である。

④ 満足度調査の実施について

公設市場の中に事務所を構える柏市魚市場卸協同組合は、平成 19 年に 30 周年記念事業の一環として、水産部に関する買出人（小売店や飲食店等で、仲卸業者から生鮮食良品を仕入れる者）に対して、アンケートを実施している。

アンケート調査の対象期間は平成 19 年 4 月 1 日から 5 月 20 日までで、主な調査結果は以下のとおりである。

現市場への満足度は回答者数 1,061 件に対して、「満足している」が 778 件、「満足していない」が 283 件であった。商品の品揃えは、回答者数 1,074 件に対して、「多い」が 188 件、「普通」が 748 件、「少ない」が 138 件であった。希望の商品については回答者数 1,045 件に対して、「揃っている」が 760 件、「揃っていない」が 285 件である。利用者の地域分布は回答者数 780 件に対して、柏市が 256 件、野田市が 96 件、我孫子市が 70 件、流山市が 65 件、取手市が 59 件、坂東市が 43 件等であった。また、現在と今後の市場に対しての希望・要望では、「駐車場の整理不足により狭く停めにくい」が 105 件と圧倒的に多く、「品種を増やして安く良い物を提供して欲しい」が 65 件と続いている。

(意見)

このアンケート調査は、調査対象期間も短く、水産部の利用者に限られているものの、満足度調査として利用者の貴重なニーズを把握することができ、利用者数及び取扱高の増加に役立つものと思われる。

このようなアンケート調査を全市場的かつ定期的に実施することが望まれる。実施方法としては、公設市場自らが実施する、あるいは、より利用者と距離が近い水産部の柏市魚市場卸協同組合、それに相当する青果部の柏青果商業協同組合、花き部の柏市場花き部買受人組合を通じて、実施することが考えられる。

また、これらのデータは、新市場建設に際しても、有用な情報を提供してくれるものと期待される。

⑤ 年間委託業務の契約締結間際のキャンセルへの対応について

平成 20 年度の市場内設備管理業務に委託契約（予定価格 41,063,400 円）が、見積り合せの結果、千葉帝国警備保障㈱に 29,295,000 円で決定された。しかし、平成 20 年 3 月 27 日に同社から契約辞退届けが提出された。委託業務は平成 20 年 4 月 1 日から開始されるため、その直前でのキャンセルであった。同社は、公告上の見積り合せの参加条件に問題はなく、見積り合せも正規の手続きに沿って行われた。

その後、この契約は、急遽、㈱西原テクノサービスと 31,290,000 円で締結され、結果的に、施設の業務に支障は生じなかったものの、この業務は継続業務であり、間際のキャンセルは大きな問題を発生させる可能性がある。

このような業者に対する制裁としては、指名停止措置をすることにより指名競争入札や一般競争入札に参加できない状態にすることが考えられる。しかし、今回のケースでは、千葉帝国警備保障㈱は平成 20 年 3 月末で指名業者の登録期限が終了し、市が取消し行為に出ることができなかった。また、規定上では、期限経過で登録が終了した場合には、再度の登録が可能であり平成 21 年度以降の見積り合せに参加することもできる。

結果的に、大きなペナルティを課すことができない状態となっている。

(意見)

施設の運営に重大な影響を及ぼしかねない、間際の契約辞退は防がなければならない。入札への参加条件、過去にこのような行為があった業者の再登録要件の検討、あるいは再登録は認めるものの一定の期間の指名停止処分等を含めて、今回のような契約辞退が生じないような委託契約環境の整備が望まれる。

⑥ 建物の耐震対策について

市場の建物等は、新しいものでも昭和 52 年の建設であり、老朽化が進んでいる。しかし、市は現在、耐震の診断を行っていない。

(意見)

市場の市場内には、多くの人の出入りがあり安全対策の観点から、早急に耐震の診断を行い、しかるべき耐震対策を講じる必要があると考える。

⑦ 柏市公設総合地方卸売市場再整備計画について

現市場は、昭和 46 年の開場から、今年で 37 年を経過していることから市場施設の老朽化や、つくばエクスプレスの開業、市場周辺開発等の環境変化から、新市場を新たに建設する移転再整備計画が進行している。

現市場は、現在、以下のような課題を抱えている。

- ・ 取扱高の減少と流通機能の低下
- ・ 施設の老朽化と非効率性
- ・ 品質管理の立ち遅れ
- ・ 市場内業者の経営悪化と市場運営の困難性
- ・ 情報発信の不足

これらのため、今のままでは公設市場を維持できないため、再整備が必要となった。

検討の段階で、現在地における再整備も考えられたが、以下のような課題があったため、移転再整備計画となった。

- ・ 市場運営を継続しながら順次施設を更新していく場合、仮設店舗が必要となり、事業費が増大し、工事が長期化してしまう。
- ・ 工事期間中に、顧客が離れ、取扱高の減少に拍車がかかることが懸念される。
- ・ 現市場が既成市街地に隣接しているため、市場を中心に地域を展開することは困難である。
- ・ 土地利用上の整合性の確保や地域経済の活性化が困難なため、周辺に新たなまちづくりを行うことは困難である。

移転再整備するメリットが検討され、「再整備事業の基本方針」が策定された。

- ・ 計画的・効率的な施設配置、安全・安心に配慮した施設整備ができる。
- ・ 現在地再整備に比べ、事業費を縮小、工事期間の短縮化が図られる。
- ・ 住宅地ではない場所に移転すれば、24 時間対応の業務遂行が容易となる。
- ・ 市場関連施設立地により、流通総合化、取引機能強化、産業活性化、税収効果などが期待できる。
- ・ 現市場用地売却により、新たなまちづくりへの寄与、税収効果などが期待できる。

これにより、柏市場は、市場統合などにより、県東葛地域をはじめ広域的な供給圏を有する「地域拠点市場」として、拡大整備を図り、魅力ある市場を構築し、市場間競争に勝ち抜くとされている。

また、新市場を整備し、運営する上での基本方針として、3 原則が決められている。

- i) 現市場の土地売却益（市の資料では売却益としているが、以下は売却代金とする）と国からの交付金等の範囲内で、新市場の土地の購入と施設・設備の整備をしていくことを原則とする。
- ii) 新市場の運営に係る費用（人件費、修繕費等）は使用料収入で賄うことを原則とする。
- iii) 現市場の跡地は、TX 駅周辺にふさわしい有効利用を図る。新市場周辺地域においては、市場を核とする地域振興を図ることを原則とする。

また、事業手法としては、PFI 方式のサービス購入型が検討されている。これは、PFI 事業者が設計・建設を行い、所有権を市に移転するとともに、事業者が運営業務を実施し、市が運営費を負担する方法である。

新市場の概要等は、次のとおりである。

(目標取扱高)

- ・ 青果 約 400 億円 (約 17 万トン)  
これは、他市場との統合パターンである。
- ・ 水産物 約 300 億円 (約 3 万トン)
- ・ 花き 約 20 億円 (約 3,200 万点)

(施設規模等)

- ・ 計画施設面積は、取扱規模に応じた約 52,000 m<sup>2</sup>を基本に場内業者と協議して計画される。用地については、既に候補地が決定されている。現在は市街化調整区域であり、取得方針としては、先行取得、保留地取得、借地を併用することが計画されている。基本スケジュールでは、平成 20 年度から用地確保となっているが、現在取得実績はなく、計画は遅れている。
- ・ 市場建設費は、用地費、解体費、設計費等を含む形で、約 132 億円とされている。資金の計画は、現市場用地売却代金、国からの交付金、施設使用料収入(売上高使用料、施設使用料)、借入金、その他とされている。

(基本スケジュール)

- ・ 平成 19 年度 再整備計画案策定
- ・ 平成 20 年度～ 市場用地確保、関係者協議
- ・ 平成 21 年度 都市計画の決定
- ・ 平成 22 年度 基本・実施設計、造成建設工事
- ・ 平成 25 年度 新市場の開場予定

(意見)

ア. 他市場との統合について

計画では、柏市場は他市場との統合などにより、県東葛地域をはじめ広域的な供給圏を有する「地域拠点市場」として機能するとされている。平成 19 年度の実績取扱高及び新市場の目標取扱高は次のとおりである。

部門	平成 19 年度実績		新市場目標取扱高	
	数量	金額	数量	金額
青果	約 3.2 万トン	約 67 億円	約 17 万トン	約 400 億円
水産物	約 2.6 万トン	約 240 億円	約 3 万トン	約 300 億円
花き	約 1,640 万点	約 11 億円	約 3,200 万点	約 20 億円

各部門で拡大が計画されているが、特に、青果は極端に増大することとされている。これは、他市場との大規模な統合が前提となっているからである。統合なくして、新市場の計画は成り立たない。「地域拠点市場」となるため、統合を確実にする十分な対策が必要である。

イ. 3 原則の遵守について

・ 3 原則の i) について

現市場の土地売却代金と国からの交付金等の範囲内で、新市場の土地の購入と施設・設備の整備をしていくこととされている。現在計画されている市場建設費は約 132 億円であるが、これを、現市場の土地売却代金及び予定されている交付金で賄えるか否かの検討をする必要がある。特に、最近の土地価格の下落傾向を考慮し、土地の売却代金の見込みを慎重に行うことが必要である。

・ 3 原則の ii) について

新市場の運営に係る費用（人件費、修繕費等）は使用料収入で賄われる。運営費用の見積もり、使用料収入の計画を綿密に行う必要がある。また、上記記載の原則が守られず、市場建設費が土地の売却代金及び交付金で賄えない場合には、運営開始後の収支余剰で建設費の不足を穴埋することも考えられる。開始後の収支計画が、達成可能な合理的なものになるよう慎重な検討が必要である。

ウ．新市場の用地取得について

用地取得については、計画によれば平成 20 年度から開始であるが、現在、全く取得されておらず、計画に遅れが生じている。3 原則が遵守できるよう、确实且つ合理的な、先行取得、保留地取得、借地による用地確保を行い、計画に大幅な遅れが発生しないように注意する必要がある。

⑧ リース資産について

「1. 市立図書館及び分館 (6) 監査の結果の結果に添えて提出する意見 ⑪リース資産について」(P20) 参照。

## 10. 市営駐車場

### (1) 施設の概要

- ① 所在地  
柏市中央町1番1号
- ② 所管部署  
土木部交通施設課
- ③ 供用開始年度  
平成10年度
- ④ 建設目的  
柏駅周辺地区の買い物客等の一極集中と併せて交通渋滞による商業活動の大きな妨げになっていることを解消し、広域商業拠点の維持・強化を図るため。
- ⑤ 施設の内容

構造・規模	構 造	鉄筋鉄骨コンクリート・一部鉄骨造 地下2階・地上7階10層 自走式・連続傾床式
	敷地面積	1,418.7 m <sup>2</sup> (内訳) 市所有地：725.6 m <sup>2</sup> 借地：693.1 m <sup>2</sup>
	延床面積	8,760.68 m <sup>2</sup>
	収容台数	270台(うち障害者用2台)
入 庫	入 庫 口	1ヵ所(1F)、1車路
	発 券 機	2台(1F、2F)
出 庫	出 庫 口	1ヵ所(1F)、1車路
	精 算 機	自動精算機1台、事前精算機1台 レジ精算機1台

### ⑥ 利用料金

普通駐車料金		200円/30分
特約店から徴収する駐車料金	(注)1	150円/30分
夜間(泊)駐車料金		2,000円
定期駐車料金		全日 45,000円/月/台 平日 22,500円/月/台

(注)1. 市は、柏駅周辺の百貨店等の商業施設と特約店契約を締結している。この場合、各施設(以下、特約店)の利用客は、当該特約店にて一定金額(各特約店ごとに設定金額は異なる。)以上の買い物またはサービスを利用した場合には、一定時間分の駐車料金が無料となるが、その分、市は、特約店に対して、当該買い物客が利用した時間分の駐車料金を徴収している。

- ⑦ 利用時間  
時間貸し 午前 7 時～午後 11 時 30 分

(注) 1. 利用者が車を入出庫できる時間帯は、午前 7 時から午後 11 時 30 分である。  
したがって、午後 11 時 30 分までに入庫しない場合には、普通駐車料金の他に  
夜間駐車料金 2,000 円が課金されることになる。

- ⑧ 休業日  
年中無休（ただし、7 月第 4 週の土日 2 日間は柏まつり開催のため休業）

## (2) 施設の管理運営方法

### ① 管理運営方法

ア. 平成 17 年度まで

直営であり、業務を財団法人柏市都市振興公社に委託

イ. 平成 18 年度以降

指定管理者による管理運営

指定管理者名 財団法人柏市都市振興公社（以下、「公社」）

指定期間 平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

### ② 財団の状況

「8. あげぼの山農業公園（含むあげぼの山公園 茶室） (2) 施設の管理運営方法」(P109) 参照。

### ③ 運営体制

(単位：人)

	平成 17 年度	18 年度	19 年度
柏市			
正職員	3	3	3
うち直接従事	0.8	0.5	0.5
うち間接従事	0	0	0
公社			
正職員	6	5	4
うち直接従事	0.2	0.1	0.1
うち間接従事	0	0	0
嘱託職員	3	3	3
うち直接従事	1.0	0.4	0.3
うち間接従事	0.1	0	0
臨時職員	4.0	4.3	4.3
うち直接従事	4.0	4.3	4.3

(市資料より作成)

- (注) 1. 上記柏市正職員は土木部交通施設課の職員数を記載している。うち直接従事は施設への従事割合を考慮して算出している。  
2. 上記公社職員は公社の職員数を記載している。うち直接従事及び間接従事は施設への従事割合を考慮して算出している。  
3. 人員数は各年度ともに 4 月 1 日現在のものである。

### (3) 初期投資の状況

(単位：千円)

	取得価格	取得財源				台帳記載額
		一般財源	国庫補助金	県補助金	市債	
用地費	1,908,000	—	—	—	1,908,000	1,420,811
建設費	1,292,000	—	—	—	1,292,000	1,870,000
合計	3,200,000	—	—	—	3,200,000	3,290,811

(市資料より作成)

(注) 1. 取得価格と台帳記載額との間の差異原因は不明。「(5) 監査の結果③「土地の取得価格と公有財産台帳上の記載額との不一致について」参照)

### (4) 施設の利用状況及び収支状況

駐車場事業は、特別会計によっている。

(単位：千円)

	平成 17 年度	18 年度	19 年度
利用実績			
利用台数	217,653 台	235,259 台	240,337 台
(市の収支)			
歳入 A	<b>292,905</b>	<b>322,842</b>	<b>364,202</b>
駐車場使用料	163,961	200,439	216,874
その他収入	16,943	8,402	37,327
繰入金	112,000	114,000	110,000
歳出 B	<b>291,637</b>	<b>291,148</b>	<b>297,704</b>
人件費	6,880	4,300	4,300
物件費	28,326	27,975	27,034
維持管理費(修繕費、光熱水費等)	4,428	1,247	493
償還金利子及び割引料	39,070	36,526	33,907
委託料	47,777	47,362	46,598
その他(公債費ほか)	165,153	173,736	185,371
市の収支①(A-B)	<b>1,267</b>	<b>31,694</b>	<b>66,497</b>
(財団の収支)			
歳入 C	<b>47,777</b>	<b>47,362</b>	<b>46,603</b>
市営駐車場受託事業収入	47,777	47,362	46,598
その他	—	—	4
歳出 D	<b>47,777</b>	<b>58,747</b>	<b>52,508</b>
人件費	23,353	16,168	16,025
物件費	2,453	2,267	2,712
維持管理費(修繕費、光熱水費等)	7,609	7,716	7,841
委託料	11,769	14,670	14,660
他会計繰入金支出	—	16,854	10,241
その他	2,590	1,068	1,026
財団の収支②(C-D)	—	<b>△11,385</b>	<b>△5,904</b>
全体収支①+②)	<b>1,267</b>	<b>20,308</b>	<b>60,592</b>

(市資料より作成)

(注) 1. 平成 17 年度までは、駐車場管理業務を委託契約方式により公社に委託していたが、平成 18 年度以降は、指定管理者制度により同公社に委託している。また、指定管理者制度導入に際しては利用料金制を採用しなかったため、利用料金収入は、平成 18 年度以降も引き続き市の収入となっている。

2. 会社の支出のうち、「他会計繰入金支出」とは、一般会計の共通経費を按分して、駐車場事業会計に配分したものである。

(最近3年間の利用状況等の推移)

	平成17年度		18年度		19年度	
営業日数(日)	363	1日 当たり	363	1日 当たり	364	1日 当たり
利用台数(台)	217,653	599	235,259	648	240,337	660

(市資料より作成)

(注)1. 毎年、柏まつりの期間(7月最終週の土日2日間)だけ休業日となる。

## (5) 監査の結果

### ① 割引ライターの実地調査について

割引ライターとは、駐車券を認証割引処理する機械であり、特約店に無償で貸与しているものである。

公社は、駐車場の管理については、柏市との間で締結した以下に示す取決めに従って管理しなければならないこととなっている。

ア. 「柏市市営駐車場の管理に関する仮基本協定書」（以下、「協定書」という。）

イ. 「柏市市営駐車場管理業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）

上記仕様書の中に、駐車場の施設設備についての保守点検作業を行うことが求められており、以下の項目についての定めがある。

#### 「3 添付資料

##### (1) 保守点検施設・設備等一覧

##### コ. 割引ライター

特約店へ無償で貸与している割引ライター42台の点検を年1回及び不具合発生時における緊急点検を随時実施する。」

しかしながら、公社は当該割引ライターの年1回の点検を実施していない。

#### (改善策)

公社は指定管理者として、市との協定書及び仕様書に従い、市営駐車場の管理業務を適切に遂行する義務がある。したがって、仕様書に定められているとおり、割引ライターの年1回の点検を適切に実施すべきである。

### ② 寄附で受け入れた土地について

市営駐車場の土地のうち、以下の土地は寄附により受け入れた土地である。

登記日	登記前の所在地	登記後（合筆後）の所在地	面積	台帳記載額
平成11年3月18日	柏市中央町1番7	柏市中央町1番1	1.03 m <sup>2</sup>	—

(市資料より作成)

柏市財務規則第218条によれば、「公有財産の寄附を受けようとするときは、公有財産寄附受納決議書により、市長の決裁を受けなければならない」と規定されている。

しかしながら、上記の土地については、公有財産寄附受納決議書による市長の決裁手続を経ていなかった。

また、柏市財務規則第263条によれば、寄附により受け入れた公有財産を新たに台帳に記載する場合の価格は、その受納時における評定価額と規定されている。

しかしながら、上記の土地については、台帳記載がなされていない。

#### (改善策)

公有財産の寄附を受けようとするときは、柏市財務規則第218条の規定に従い、公有財産寄附受納決議書により市長の決裁を受けるべきである。

また、寄附により受け入れた公有財産は、柏市財務規則第263条の規定に従い、受納時における評定価額をもって、台帳に記載すべきである。

③ 公有財産台帳の管理状況について

市で把握している用地費及び建設費の取得価格が、公有財産台帳に記載の取得価額と一致していなかった。この差異の内容については、明確に調査されていない。

(改善策)

「5. アミューゼ柏 (5) 監査の結果 ①公有財産台帳の管理状況について」(P77) 参照。

(6) 監査の結果に添えて提出する意見

① 行政コスト計算書について

(単位：千円)

	平成 17 年度	18 年度	19 年度
(行政コスト)			
I 人に係るコスト	<b>30,233</b>	<b>20,468</b>	<b>20,325</b>
市職員人件費	6,880	4,300	4,300
団体職員人件費	23,353	16,168	16,025
II 物に係るコスト	<b>88,588</b>	<b>87,879</b>	<b>86,742</b>
物件費(賃借料、物品購入費等)	30,780	30,243	29,747
維持管理費(委託料)	11,769	14,670	14,660
維持管理費(修繕費、光熱水費等)	12,038	8,964	8,335
減価償却費	34,000	34,000	34,000
III その他のコスト	<b>46,887</b>	<b>59,618</b>	<b>53,264</b>
支払利息	39,070	36,526	33,907
他会計繰入金支出	—	16,854	10,241
その他(租税公課等)	7,816	6,237	9,115
行政コスト合計	<b>165,709</b>	<b>167,966</b>	<b>160,332</b>
(収入項目)			
利用料金収入	163,961	200,439	216,874
その他の収入	16,943	8,402	37,332
収入項目合計	<b>180,905</b>	<b>208,842</b>	<b>254,207</b>
差引行政コスト	<b>△15,195</b>	<b>△40,876</b>	<b>△93,874</b>
市人口(人)	380,963	384,420	388,350
市民 1 人当たり差引行政コスト(円)	△40	△106	△242
利用台数(台)	217,653	235,259	240,337
利用台数 1 台当たり差引行政コスト(円)	△70	△174	△391

(注) 1. 市人口は、各年度ともに 10 月 1 日現在のものである。

2. 減価償却費は、定額法により耐用年数 38 年、残存価額ゼロで計算している。

3. 平成 17 年度までは、駐車場管理業務を委託契約方式により柏市都市振興公社に委託していたが、平成 18 年度以降は、指定管理者制度により同公社に委託している。また、指定管理者制度導入に際しては利用料金制を採用しなかったため、利用料金収入は、18 年度以降も引き続き市の収入となっている。

4. その他コストの「他会計繰入金支出」は、公社の一般会計の共通経費を按分して、駐車場事業会計に配分したものである。

(意見)

駐車場については利用料金制を採用していないため、利用料金収入は全額市の収入となっている。上記の状況を見るに、市営駐車場の差引行政コストは、マイナスとなっており、指定管理者制度導入後は、さらにそのマイナス額が増大している。

これは、市が行政コストを上回る利用料金収入を得ており、建設の際に要した公債の償還資金の一部となっていることを示している。

ここで、駐車場事業は特別会計であるため、一般会計からの繰入金充当額が過大である場合に問題となるが、以下に示すとおり、各年度の一般会計からの繰入金額と、前年度の収支差額から当年度の公債償還金を控除した額との差異は減少しているため、概ね妥当な水準に近づきつつあると言える。

(各年度の収支差額と公債償還金の推移)

(単位：千円)

	平成 17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
A.収支差額	+49,195	+86,261	+133,779	—
B.公債償還金	—	△205,094	△211,189	△217,284
C. 前年度 A.+ 当年度 B.	—	△155,898	△124,927	△83,505
D.一般会計からの繰入金	—	114,000	110,000	84,000
計(C+D)	—	△41,898	△14,927	495

(市資料より作成)

(注) 1. 平成 20 年度の B.と D.は予算ベースの数値である。

市は、公債償還元本金額と償還利子額の合計相当額を一般会計より繰入金支出している。この場合、一般会計からの繰入金の決定に際しては、各年度の収支状況を踏まえ、繰入金が過大とならないように留意し、一般会計と駐車場事業特別会計の適切な運用を図っていくことが望まれる。

## ② 回数券の管理について

公社は、駐車場回数券について、「回数券在庫管理表」(以下、「管理表」という。)によって受払を記帳し、残高を管理している。実際の管理表を閲覧したところ、以下の事項が発見された。

- ア. 回数券の種類が 100 円券と 200 円券の 2 種類あるにもかかわらず、受払が発生した回数券のみ残高確認をし、両種類を定期的に残高確認をすることはしていなかった。
- イ. 管理表に受払数の記入がなく、受払後の残高のみ記入されている日が見受けられた。

### (意見)

回数券については、受払の都度、正確に管理表に記帳し、在庫の管理を行う必要がある。また、現物を管理する上で、現物の在庫と管理表残高とが合致していることを確認することは重要である。毎月末は必ず現物と管理表残高の照合を行うこととし、さらに週 1 回等定期的に現物照合を行うことが望まれる。

管理表には現物確認を行った日付と実際在庫数量を逐次記入し、その都度上位者による承認を得る必要がある。上記手続を徹底するためにマニュアル等の策定と遵守が望まれる。

## ③ 定期券の管理について

公社は、駐車場定期券について、「定期券在庫管理表」(以下、「管理表」という。)によって在庫管理を行っており、受入又は払出の都度、数量を記入している。定期券については、全日用と平日用の 2 種類あり、実際の管理表を閲覧したところ、記入漏れ等の不備は認められなかった。しかしながら、現物確認すなわち実際残高と管理表残高との合致の確認については、適宜の実施にとどまっており、定期的にはなされていないため、管理が適切に行われているとは思われない。

### (意見)

定期券は、駐車場に備置されている機械によって、磁気データに利用期間の始期と終期のデータを登録して、初めて使用可能となるため、登録前の状態では、使用できないようになっている。したがって、データ未登録の状態では盗難の被害にあっても、そのままでは使用できない。

しかしながら、磁気データという性質上、盗難にあった場合、第三者に悪用される可能性は残る。

定期券については、現物を管理する上で、現物の在庫と管理表残高とが合致することを確認することは重要である。毎月末は必ず現物と管理表残高の照合を行うこととし、さらに週1回等定期的に現物照合を行うことが望まれる。

また、管理表には現物確認を行った日付と実際在庫数量を逐次記入し、その都度上位者による承認を得る必要がある。上記手続を徹底するためにマニュアル等の策定と遵守が望まれる。

④ 指定管理者である財団法人柏市都市振興公社の委託契約について

指定管理者である財団法人柏市都市振興公社の委託契約（予定価格 500 千円以上）のうち、他社より見積書を入手せず、同一業者と単独で随意契約を締結している案件は以下のとおりである。

(単位:千円)

業務	項目	平成 17 年度	18 年度	19 年度
清掃業務	契約金額	4,559	4,139	4,139
	委託先	A 社	A 社	A 社
	予定価格	4,700	4,599	4,139
	落札率	97%	90%	100%
昇降機保守点検業務	契約金額	970	824	819
	委託先	B 社	B 社	B 社
	予定価格	1,175	970	824
	落札率	83%	85%	99%
交通誘導警備業務	契約金額	8,000 円/人	7,900 円/人	7,900 円/人
	委託先	C 社	C 社	C 社
	予定価格	8,000 円/人	7,900 円/人	7,900 円/人
	落札率	100%	100%	100%
消防用設備保守点検業	契約金額	682	600	639
	委託先	D 社	D 社	D 社
	予定価格	710	682	640
	落札率	96%	88%	99%
機械警備業務	契約金額	519	441	441
	委託先	E 社	E 社	E 社
	予定価格	550	550	441
	落札率	94%	80%	100%
料金システム保守点検業	契約金額	1,207	1,074	1,074
	委託先	F 社	F 社	F 社
	予定価格	1,208	1,207	1,075
	落札率	99%	89%	99%

(市資料より作成)

- (注) 1. 平成 17 年度は、指定管理者制度を導入していないため、市の契約となっている。  
 2. 平成 17 年度の清掃業務と交通誘導警備業務及び消防用設備保守点検業務については、委託先を含む複数の業者より見積書を入手した上で委託先を決定している。

(意見)

上記を見るに、契約金額に若干の下落の兆候は見られるものの、落札率については 90%以上のものが多く、中には 100%の落札率があるなど、依然として高い水準にある。

複数業者より見積書を手に入せず、1社単独との随意契約により契約を締結するためには、一定の合理的な理由が必要と考えられる。

上記、清掃業務や交通誘導警備業務、消防用設備保守点検業務、機械警備業務等については、高い専門性が要求されたり、特定の業者でなければ契約事務を履行できないといった合理的な理由があるとは言いがたい。

したがって、そのような契約については、一般競争入札や指名競争入札の導入により、契約金額を現在よりももっと削減できる余地があり、また、広く公募することにより業者選定の透明性が図れるものと思われるため、それらの導入を検討することが望まれる。

## 11. 柏リフレッシュ公園（リフレッシュプラザ柏）

### (1) 施設の概要

- ① 所在地  
柏市南増尾 58 番地 3
- ② 所管部署  
都市緑政部公園管理課
- ③ 供用開始年度  
平成 18 年度
- ④ 建設目的  
市民の交流、学習、健康増進及び憩いの場を提供する施設
- ⑤ 施設の内容

階	施設の名称	施設の内容等
1 階	プール	25m プール 6 レーン、流水プール及び子供プール
	多目的ホール	500 名収容可能
	たべもの工房	味噌等の食品加工施設
2 階	トレーニング室	ランニングマシン、エアロバイク
3 階	温浴施設	全身浴、気泡浴、寝湯及びサウナ等
	会議室及び和室	会議室 1(30 名)、会議室 2(60 名)及び和室(10 畳)

(市資料より作成)

営業時間	・ 午前 9 時から午後 10 時まで
開場時間	・ プール、トレーニング、お風呂 午前 9 時から午後 10 時まで（最終入場時間は午後 9 時） ・ 多目的ホール、楽屋、和室、たべもの工房 午前 9 時から午後 9 時まで
休館日	・ 毎週火曜日（火曜日が休日の場合はその翌日） ・ 施設点検日（臨時休館）

(市資料より作成)

⑥ 利用料金

ア. 単一施設料金

(単位：円)

プール利用料金				
区分	市内在住者		市外在住者	
	1人1回 各2時間	延長料金1 時間につき	1人1回 各2時間	延長料金1 時間につき
大人	500	250	750	370
子供(小学生以下)	250	120	370	180
障害者	250	120	370	180
高齢者(65歳以上)	400	200	600	300
トレーニングルーム利用料金				
区分	市内在住者		市外在住者	
	1人1回 各2時間	延長料金1 時間につき	1人1回 各2時間	延長料金1 時間につき
大人	400	200	600	300
障害者	200	100	300	150
高齢者(65歳以上)	320	160	480	240
お風呂利用料金				
区分	市内在住者		市外在住者	
	1人1回 各2時間	延長料金1 時間につき	1人1回 各2時間	延長料金1 時間につき
大人	500	250	750	370
子供(小学生以下)	250	120	370	180
障害者	250	120	370	180
高齢者(65歳以上)	400	200	600	300

(市資料より作成)

イ. 複数施設利用料金

(単位：円)

複数施設大人利用料金				
区分	市内在住者		市外在住者	
	1人1回 各2時間	延長料金1 時間につき	1人1回 各2時間	延長料金1 時間につき
プール トレーニング	700	350	1,050	520
プール お風呂	800	400	1,200	600
トレーニング お風呂	700	350	1,050	520
プール トレーニング お風呂	1,000	500	1,500	750
複数施設子供利用料金				
区分	市内在住者		市外在住者	
	1人1回 各2時間	延長料金1 時間につき	1人1回 各2時間	延長料金1 時間につき
プール お風呂	400	200	600	300

複数施設障害者利用料金				
区分	市内在住者		市外在住者	
	1人1回 各2時間	延長料金1 時間につき	1人1回 各2時間	延長料金1 時間につき
プール トレーニング	350	180	520	260
プール お風呂	400	200	600	300
トレーニング お風呂	350	180	520	260
プール トレーニング お風呂	500	250	750	370

複数施設高齢者利用料金（65歳以上）				
区分	市内在住者		市外在住者	
	1人1回 各2時間	延長料金1 時間につき	1人1回 各2時間	延長料金1 時間につき
プール トレーニング	560	280	840	420
プール お風呂	640	320	960	480
トレーニング お風呂	560	280	840	420
プール トレーニング お風呂	800	400	1,200	600

(市資料より作成)

ウ. 定期券（全て1ヵ月定期券）

(単位：円)

単一施設の利用における市内定期券				
区分	大人	子供	障害者	高齢者 (65歳以上)
プール	4,000	2,000	2,000	3,200
トレーニング	3,200	—	1,600	2,560
お風呂	4,000	2,000	2,000	3,200

単一施設の利用における市外定期券				
区分	大人	子供	障害者	高齢者 (65歳以上)
プール	6,000	3,000	3,000	4,800
トレーニング	4,800	—	2,400	3,840
お風呂	6,000	3,000	3,000	4,800

複数施設の利用における市内定期券				
区分	大人	子供	障害者	高齢者 (65歳以上)
プール トレーニング	5,600	—	2,800	4,480
プール お風呂	6,400	3,200	3,200	5,120
トレーニング お風呂	5,600	—	2,800	4,480
プール トレーニング お風呂	8,000	—	4,000	6,400
複数施設の利用における市外定期券				
区分	大人	子供	障害者	高齢者 (65歳以上)
プール トレーニング	8,400	—	4,200	6,720
プール お風呂	9,600	4,800	4,800	7,680
トレーニング お風呂	8,400	—	4,200	6,720
プール トレーニング お風呂	12,000	—	6,000	9,600

(市資料より作成)

エ. 専用利用料金

(単位：円)

場所	時間	料金	利用人数
25m プール	1 コース/1 時間	3,000	5 名以上
多目的ホール	全面/1 日	8,400	5 名以上
	全面/3 時間	2,100	5 名以上
	片面/1 日	4,200	5 名以上
	片面/3 時間	1,050	5 名以上
	楽屋①・②	1 室/1 日	1,200
	1 室/3 時間	300	5 名以上
たべもの工房	1 室/1 日	1,800	5 名以上
	1 室/4 時間	600	5 名以上
和室 (小)	1 室/1 日	1,800	5 名以上
	1 室/3 時間	450	5 名以上
会議室①	1 室/1 日	1,800	5 名以上
	1 室/3 時間	450	5 名以上
会議室②	全室/1 日	3,000	5 名以上
	全室/3 時間	750	5 名以上
	分割時/1 日	1,800	5 名以上
	分割時/3 時間	450	5 名以上

(市資料より作成)

## (2) 施設の管理運営方法

平成 18 年度の供用開始以来、大成サービス・シンコースポーツ共同企業体を指定管理者として管理運営を委託している。

運営体制

ア. 指定管理者

平成 19 年 4 月 1 日現在

正職員	7 人
臨時・アルバイト	21 人
合計	28 人

(市資料より作成)

イ. 都市緑政部公園管理課

平成 19 年 4 月 1 日現在

正職員	1 人
うち直接従事	0.1 人
うち間接従事	0 人

(市資料より作成)

(注) 1. 公園管理課のうち担当者は 1 人であるが、専任の担当者ではなく他の業務との兼務である。上記直接従事は従事割合を考慮して算出した。

## (3) 初期投資の状況

(単位：千円)

	取得価格	取得財源				台帳記載額
		一般財源	国庫補助金	県補助金	市債	
用地費	2,396,269 (注)1	693,269	660,000	—	1,043,000	2,396,269 (注)1
建設費	3,484,200 (注)2	536,567	958,155	—	1,989,478	3,289,429
合計	5,880,469	1,229,836	1,618,155	—	3,032,478	5,685,698

(市資料より作成)

(注) 1. リフレッシュプラザ柏は、リフレッシュ公園の主要施設の一つとして建設されたものであり、用地取得もリフレッシュ公園全体として実施しているため、取得価格及び台帳記載額はリフレッシュ公園全体についてのものを記載している。なお、柏市公有財産台帳に記載された用地取得価額 2,396,269 千円を面積（取得面積 30,082.12 m<sup>2</sup>）で按分計算したリフレッシュプラザの面積（10,000 m<sup>2</sup>）に相当する台帳上の取得価格は 796,576 千円である。

2. 取得価格には整備を委託した当時の都市基盤施備公団（現在の独立行政法人都市再生機構）に支払った事務費等が含まれている。

(4) 施設の利用状況及び収支状況

(最近3年間の利用状況の推移)

(単位:人)

	平成17年度		18年度		19年度	
				1日 当たり		1日 当たり
開館日数(日)	—	—	283		321	
プール	—	—	106,882	378	108,777	339
トレーニング室	—	—	13,435	47	12,243	38
温浴施設	—	—	22,265	79	17,134	53
複合利用	—	—	8,884	31	7,005	22
定期券利用者	—	—	95,580	338	126,146	393
合計(注)2	—	—	247,046	873	271,305	845

(市資料より作成)

- (注) 1. リフレッシュプラザ柏の供用開始年度は平成18年度であるため、平成17年度については該当がない。  
 2. 市は多目的ホール、たべもの工房、会議室及び喫茶室の利用人数については把握していないため、当該利用人数は上表には含まれていない。

(最近3年間の収支状況の推移)

(単位:千円)

	平成17年度(注)1	18年度	19年度
歳入 A	—	20	79
その他収入	—	20	79
歳出 B	—	121,740	118,216
人件費	—	860	860
管理運営費	—	120,880	117,356
委託費	—	86,151	78,920
支払利息	—	34,729	38,436
収支(A-B)	—	△121,720	△118,137

(市資料より作成)

- (注) 1. 上記には指定管理者の収支は含めていない。  
 2. リフレッシュプラザ柏の供用開始年度は平成18年度であるため、平成17年度については該当がない。

## (5) 監査の結果

### ① 固定資産の現物管理について

市は指定管理者との間で締結した「リフレッシュプラザ柏管理運営業務仕様書 1.4 施設等の維持管理に関する業務（5）備品等保守管理業務 エ」において、市及び指定管理者の所有する備品にラベル等を貼り付けし、ナンバリングを行い備品台帳の作成を行うことを定めている。

現場視察を実施した際、サンプルベースで市の物品一覧表と備品現物との突き合わせを実施したところ、市の所有する備品には備品番号を記載したラベルが貼られていたが、指定管理者が持ち込んだ備品にはラベルが貼り付けされていなかった。

### (改善策)

市は指定管理者に対し、上記の仕様書等に従い備品にラベル等を貼り付けし、ナンバリングを行い備品台帳の作成を行うよう指導する必要がある。

(6) 監査の結果に添えて提出する意見

① 行政コスト計算書について

(単位：千円)

	平成17年度 (注)2	18年度	19年度
(行政コスト)			
I 人に係るコスト	—	860	860
市職員人件費	—	860	860
II 物に係るコスト	—	173,256	166,025
維持管理費(委託料)	—	86,151	78,920
減価償却費(注)3	—	87,105	87,105
III その他のコスト	—	34,729	38,436
支払利息	—	34,729	38,436
行政コスト合計	—	208,845	205,321
(収入項目)			
その他収入	—	20	79
収入項目合計	—	20	79
差引行政コスト	—	208,825	205,242
市人口(人)	—	384,420	388,350
市民1人当たり差引行政コスト(円)	—	543	528
利用者数(人)	—	247,046	271,305
利用者1人当たり差引行政コスト(円)	—	845	756

(注)1. 上記には指定管理者のコスト及び収入は含めていない。

2. リフレッシュプラザ柏の供用開始年度は平成18年度であるため、平成17年度については該当がない。

3. 減価償却費は、「(3)初期投資の状況」の建設費の取得価格(3,484,200千円)を定額法により耐用年数40年、残存価額ゼロで計算している。

4. 市人口は、各年度ともに10月1日現在のものである。

(意見)

平成19年度の利用者は18年度に比較し24,259人(9.8%)増加している。このため、利用者1人当たり差引行政コストも845円から756円へと89円(10.5%)減少している。現在のところオープンしてから日が浅いこともあり、利用者数が増加しているが、引き続き利用者数の増加に努め、利用者1人当たり差引行政コストを引き下げられるようにする取組みが望まれる。

② 利用人数の把握について

市は多目的ホール、たべもの工房、会議室及び喫茶室の利用人数については把握していない。

(意見)

施設全体の利用度合いを把握するためには、プール、トレーニング室及び温浴施設の利用人数だけでなく、上記の利用人数についても把握することが望まれる。その上で、利用人数の低い施設については、その原因を分析し、利用人数の増加を図る施策の検討をし、実施することが望まれる。

また、多目的ホール等専用利用のみ利用可能となっている施設は、最低利用人員が5名以上となっていることから、個人の利用が妨げられる可能性があるため、利用方法の見直しを検討する必要があると考える。

③ 建物の計上範囲について

現場視察を実施した際、備品等の固定資産の現物が台帳に計上されているかについてサンプルベースでチェックを行ったところ、テレビ及び音響機器が独立して記載されておらず、建物本体に含まれて台帳に記載されていた。

また、建設費の内、下記の分については台帳記載額（3,289,429 千円）に含まれていない。

(単位：千円)

項目	
工事監督業務	19,425
設計変更委託	7,140
外構設計委託	3,360
都市基盤整備公団への事務費	164,845
合計	194,770

(意見)

柏市財務規則上、公有財産は公有財産台帳で、備品については備品管理票により管理している。これらの帳簿の趣旨は、公有財産等の異動の都度これらの帳簿に記録することにより、公有財産等の状況を適時に正確に把握し管理できるように用いられている。

上記のような物品は、建物とは切放して管理可能であり、建物の附属設備とは考えにくい。また、建物に含めて管理してしまうと、除却や売却、交換等の異動状況を帳簿上に反映することは困難であり、結果的に管理対象外となってしまうおそれがある。

また、重要性が高い重要物品については、年に 2 回現物を調査し、会計管理者に通知することが柏市財務規則に規定されているが、建設当初の建設費にはこれらに該当するであろう比較的高額な物品が含まれているにもかかわらず、これらは報告の対象外となってしまう。

たとえ建設費等の中を含めて支出したとしても、その際はかならず工事の内訳書等を入手しているはずであり、分別は難しくは無いと思われる。公有財産及び物品を明確に切り分け、それぞれ適正な管理を行うことが望まれる。

さらに、柏市財務規則によると、公有資産台帳に記載する取得価格の範囲は必ずしも明確ではない。しかし、上記項目については、リフレッシュプラザ柏の建設のために支出した金額であり、建物本体と同様に台帳記載額に含めて記載することが望まれる。

④ たべもの工房の利用度について

リフレッシュプラザ柏にはたべもの工房という施設がある。これは、味噌等の食品加工施設で、調理実習ができる有料の貸出施設である。たべもの工房の利用状況は次のとおりである。

	平成 18 年度	19 年度
開館日数 (日) ①	283	321
利用日数 (日) ②	15	22
利用率②/①×100 (%)	5.3%	6.9%

(市資料より作成)

市内での味噌作りの場所としては他にあけぼの山農業公園内にある加工実習館がある。しかし、味噌作りのシーズンとなる 10 月から 11 月の間は味噌作りを希望するグループの数が多く、場所の予約が取りづらい状況にあった。このため、

味噌作りの場所を提供してほしいとの声が上がリ、設けられたのが当該施設である。

しかし、設置が決まったのがリフレッシュプラザ柏の基本設計が完了した後であったこともあり、施設内の配置の見直しにより設置場所を捻出している。このため、必ずしも調理実習に適した広さや設備を備えているわけではなく、上記のとおり開館日数に占める利用日数の割合も平成 18 年度で 5.3%、19 年度も 6.9%と高いとは言えない状況にある。

(意見)

たべもの工房の利用状況については、市及び指定管理者においてもこれを高めるための方策を検討している。調理実習に適した広さや設備を備えているわけではないので、利用率の向上を図ることが難しい状況にある。

市は指定管理者と連携をとり、例えば味噌作り以外の用途での使用が可能となるように工房内の施設を改造する等の取組みを行い、利用率を高めることが重要と考える。

⑤ 市外在住者の料金設定について

リフレッシュプラザ柏の利用料金は専用利用料金を除き、市内と市外とで 1.5 倍の差が設けられている。利用者は施設の利用前に券売機で利用券を購入し、ゲートをくぐって入場する仕組みとなっている。

しかし、市内在住者であることを証明する必要はないことから、市内在住者料金または市外在住者料金のどちらを支払うかは利用者の自己申告となっている。

平成 18 年度及び 19 年度の市外在住者の割合は次のとおりとなっているが、市外利用者の占める割合は低い率に留まっている。これは、上記の理由から市外在住者がきちんと市外在住者料金を支払って利用しているとは必ずしも言い切れないものと考えられる。

(単位：人)

利用施設	平成 18 年度				平成 19 年度			
	市内	市外 (a)	計 (b)	(a)/(b)×100	市内	市外 (a)	計 (b)	(a)/(b)×100
プール	96,196	4,575	100,771	4.5%	102,862	5,915	108,777	5.4%
トレーニング	12,321	277	12,598	2.2%	11,745	498	12,243	4.1%
温浴	17,614	399	18,013	2.2%	16,726	408	17,134	2.4%
プール、トレーニング	430	10	440	2.3%	328	7	335	2.1%
プール、温浴	6,352	199	6,551	3.0%	4,469	358	4,827	7.4%
トレーニング、温浴	1,735	21	1,756	1.2%	1,723	29	1,752	1.7%
プール、温浴、トレーニング	135	2	137	1.5%	90	1	91	1.1%
合計	134,783	5,483	140,266	3.9%	137,943	7,216	145,159	5.0%

(意見)

市が課している税金の納税義務を有する市内在住者と有していない市外在住者とを利用料金で区別することは、公平性の観点から重要である。この観点を重視すれば、市外在住者がきちんと市外在住者料金を支払って利用しているとは言い切れない上記の現状に照らし、何らかの対策を講じる必要がある。

市は指定管理者と連携をとり、市外在住者から漏れなく市外在住者料金を徴収する仕組みの検討が望まれる。具体的な仕組みとしては、次のようなことが考えられる。

- ・市内在住者であることを証明するカードを発行し、券売機で読み取る方法

この方法は、市内在住者であることを証明するものを提示してもらい、引き換えにカードを発行し、このカードを券売機で読み取ることで市内料金を支払う方

法である。この方法によると、常に公平に利用料金を徴収することが可能になると考えられる。しかし、この方法によった場合、券売機の改造又は更新が必要となり、費用の問題が新たに生じるというデメリットがある。したがって、導入に当たっては改造又は更新のための費用と導入によってもたらされる収入の増加とを比較することも重要である。

⑥ 固定資産の現物管理について

市は指定管理者に要求するリフレッシュプラザ柏の管理運営業務の内容及び水準等を示した「リフレッシュプラザ柏管理運営業務仕様書」を作成している。当該仕様書「14 施設等の維持管理に関する業務 (5) 備品等保守管理業務 ア」において、指定管理者が市の所有する備品について、柏市財務規則及び関係例規に基づき適切に管理することが定められている。当該仕様書には別表として市の所有する備品の一覧表が作成されている。

当該一覧表は、平成 18 年 4 月のリフレッシュプラザ柏のオープンに際して作成されたものであるが、オープン後備品の現物確認を行っていない。

(意見)

市は指定管理者に対し、備品の現物確認の実施状況を定期的（例えば 1 年に 1 回）に徴求し、実施の結果現物確認のできなかつたものについては紛失原因を調査の上速やかに補填することが望まれる。

また、指定管理者が締結したリース契約によって持ち込まれた備品についてもそれぞれ明確に区別する必要がある。市は指定管理者に対し、リース契約によって持ち込まれた備品についても現物管理ができるようにラベル等を貼り付けし、ナンバリングを行いリース台帳を作成することを要請する必要がある。

⑦ リフレッシュプラザ柏の整備について

リフレッシュプラザ柏は、リフレッシュ公園の主要施設の 1 つであるコミュニティ施設として建設されたものである。リフレッシュ公園の事業概要は次のとおりである。

項目	内容
事業面積	5.7ha
都市計画決定	平成 13 年 3 月 16 日
事業認可	平成 13 年 5 月 29 日
事業期間	平成 13 年度～平成 20 年度
主要施設	コミュニティ施設、健康運動広場、市民ガーデン、林間アスレチック、散策路及び駐車場他

(市資料より作成)

市はリフレッシュ公園の整備方法について、整備に係る基本設計から施工まで（ただし、施工についてはリフレッシュプラザ柏のみ）を当時の都市基盤整備公団（現在の独立行政法人都市再生機構。以下「公団」という。）に委託している。市が公団に委託した主な理由は次のとおりである。

ア. 豊富な実績を活かした質の高い公園作り 全国における豊富な実績を活かした質の高い公園作りが可能となること。これにより、経験と実績から蓄積した情報と全国ベースでの高い情報収集能力を活かした種々の検討・提案が受けられること。また、各分野の専門技術者及び総合技術者が豊富であり、多種多様な事項について専門的かつ総合的にきめ細かい検討・提案が受けられること。さらに、基本設計から施工まで一括委託により、施工及び管理運営を見据えた責任ある検討・提案が受けられること。
イ. 専門技術者の一時的な増員が不要 専門技術者（建築、機械及び電気等）の一時的な増員を図る必要がなく、長期的な行政組織・財政への効率化に寄与できること。
ウ. 国庫補助金制度の最大限活用 公団受託事業における実績に照らし、コミュニティ施設建設等に係る国庫補助金制度を最大限活用することが期待でき、市支出負担の低減化に寄与できること。

(市資料より作成)

上記のうち、ア. の理由について、市は公団より平成 12 年度から 14 年度までの関東圏内における都市公団公園建設受託実績資料を入手している。当該実績は次のとおりである。

都市公園の建設等受託実績（実施設計・基本設計）			
	公園名	所在地（注）1	受託年度
1	足利市総合運動公園	栃木県足利市	平成 12 年度
2	児玉総合公園	埼玉県児玉郡児玉町	平成 12 年度
3	関宿町総合公園	千葉県東葛飾郡関宿町	平成 12～13 年度
4	花島公園	千葉県千葉市	平成 12～13 年度
5	さむかわ中央公園	神奈川県高座郡寒川町	平成 12 年度
6	大磯運動公園	神奈川県中郡大磯町	平成 12～14 年度
7	河内町総合運動公園	栃木県河内郡河内町	平成 13 年度
8	（仮称）北部運動公園	群馬県太田市	平成 13～14 年度
9	本庄運動公園	埼玉県本庄市	平成 13 年度
10	柏リフレッシュ公園	千葉県柏市	平成 13～14 年度
11	上谷総合公園	埼玉県鴻巣市	平成 14 年度
都市公園の建設等受託実績（建設工事）			
	公園名	所在地（注）1	受託年度
1	河内町総合運動公園	栃木県河内郡河内町	平成 12～14 年度
2	野木町総合運動公園	栃木県下都賀郡野木町	平成 12 年度
3	大平町運動公園	栃木県下都賀郡大平町	平成 12 年度
4	川通公園	埼玉県岩槻市	平成 12 年度
5	関宿町総合公園	千葉県東葛飾郡関宿町	平成 12～14 年度
6	大磯運動公園	神奈川県中郡大磯町	平成 12～14 年度
7	熱海海浜公園（注）2	静岡県熱海市	平成 12 年度
8	足利市総合運動公園	栃木県足利市	平成 13～14 年度
9	児玉総合公園	埼玉県児玉郡児玉町	平成 13 年度
10	さむかわ中央公園	神奈川県高座郡寒川町	平成 13 年度
11	熱海梅園	静岡県熱海市	平成 13～14 年度
12	花島公園	千葉県千葉市	平成 14 年度

(市資料より作成)

(注) 1. 所在地名は当時のもの。

2. リフレッシュプラザ柏と同様、余熱利用施設。

上記のとおり、公団は平成 12 年度から 14 年度の間、関東圏内だけでも実施設計及び基本設計として 11 ヲ所、建設工事として 12 ヲ所の受託実績がある。公団に委託した理由のひとつとして、市は豊富な実績を活かした質の高い公園作りを挙げているが、当該受注実績を見る限り、そのことについて明らかに実績がないといえる件数ではなく、当該理由について問題はないと考えられる。

一方、専門技術者の一時的な増員が不要であること及び国庫補助金制度の最大限活用を挙げている。市はこれらの点のうち、判断理由としての資料は特に作成していない。

(意見)

リフレッシュプラザ柏を含むリフレッシュ公園の建設に関しては、他の民間企業と比較することなく、公団と契約している。これは、公団が公園作りに実績があり、国庫補助金制度の活用や専門技術者の増員が不要といったメリットを評価し、決定したものである。しかし、民間企業にも建設ノウハウ等があることも考えられるので、今後大規模な施設の建設をする場合は、民間企業にも建設に関する提案書や見積書等を提出させ、建設金額や提案内容を検討して、より効率的な業者に決定することが望ましいと考える。